

単価表(金抜)

単 價 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 價	金 額	摘要
13	8 - (2)	型わく A (西)	91	m ²			
14	8 - (2)	型わく C	668	m ²			
15	8 - (2)	型わく C (西)	135	m ²			
16	8 - (3)	鉄筋 A	169.67	t			
17	8 - (3)	鉄筋 A (葛)	12.19	t			
18	8 - (3)	鉄筋 A (西)	11.97	t			
19	8 - (3)	鉄筋 A (E)	6.72	t			
20	8 - (3)	鉄筋 A (E) (葛)	0.23	t			
21	8 - (3)	鉄筋 A (E) (西)	0.39	t			
22	8 - (3)	鉄筋 B (葛)	5.22	t			
23	8 - (3)	鉄筋 B 1 (葛)	2.17	t			
24	8 - (3)	鉄筋 D	8.71	t			

誤

訂正箇所

単 價 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 價	金 額	摘要
13	8 - (2)	型わく A (西)	91	m ²			
14	8 - (2)	型わく C	668	m ²			
15	8 - (2)	型わく C (西)	135	m ²			
16	8 - (3)	鉄筋 A	169.95	t			
17	8 - (3)	鉄筋 A (葛)	12.19	t			
18	8 - (3)	鉄筋 A (西)	11.97	t			
19	8 - (3)	鉄筋 A (E)	6.72	t			
20	8 - (3)	鉄筋 A (E) (葛)	0.23	t			
21	8 - (3)	鉄筋 A (E) (西)	0.39	t			
22	8 - (3)	鉄筋 B (葛)	5.22	t			
23	8 - (3)	鉄筋 B 1 (葛)	2.17	t			
24	8 - (3)	鉄筋 D	8.71	t			

正

単価表(金抜)

単 價 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 價	金 額	摘要
37	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼橋の架設E (葛)	73.24	t			
38	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼橋の架設F (西) (N)	121.48	t			
39	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼製橋脚の架設	2,559.73	t			
40	10 - (5)	鋼構造物の架設 アンカーフレームの架設	586.21	t			
41	10 - (5)	鋼構造物の架設 既設鋼製橋脚の補強部材の架設	44.89	t			
42	10 - (5)	鋼構造物の架設 高力ボルト本締工	69.81	t			
43	10 - (5)	鋼構造物の架設 高力ボルト本締工 (葛)	1.61	t			
44	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼橋の現場溶接工	2,142	m			
45	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼橋の現場溶接工 (葛)	112	m			
46	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼床版の現場溶接工	893	m			
47	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼製橋脚の現場溶接工	2,367	m			
48	10 - (5)	鋼構造物の架設 既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	97	m			

誤

訂正箇所

単 價 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 價	金 額	摘要
37	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼橋の架設E (葛)	73.24	t			
38	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼橋の架設F (西) (N)	121.48	t			
39	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼製橋脚の架設	2,559.73	t			
40	10 - (5)	鋼構造物の架設 アンカーフレームの架設	586.21	t			
41	10 - (5)	鋼構造物の架設 既設鋼製橋脚の補強部材の架設	44.89	t			
42	10 - (5)	鋼構造物の架設 高力ボルト本締工	69.81	t			
43	10 - (5)	鋼構造物の架設 高力ボルト本締工 (葛)	1.61	t			
44	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼橋の現場溶接工	2,142	m			
45	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼橋の現場溶接工 (葛)	112	m			
46	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼床版の現場溶接工	893	m			
47	10 - (5)	鋼構造物の架設 鋼製橋脚の現場溶接工	2,372	m			
48	10 - (5)	鋼構造物の架設 既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	97	m			

正

単価表(金抜)

単 價 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 價	金 額	摘要
85	11 - (8)	落橋防止構造 A-2053 (193) (N)	520	kg			
86	11 - (8)	落橋防止構造 A-2788 (24) (N)	728	kg			
87	11 - (8)	落橋防止構造 A-2803 (379)	790	kg			
88	11 - (8)	落橋防止構造 A-2949 (291)	1,809	kg			
89	11 - (8)	落橋防止構造 A-3480 (67)	3,342	kg			
90	11 - (8)	落橋防止構造 A-3690 (162)	3,357	kg			
91	11 - (8)	落橋防止構造 A-835 (50) (葛)	243	kg			
92	11 - (8)	落橋防止構造 A-1508 (100) (西)	134	kg			
93	15 - (9)	落下物防止柵 B 1 (西) (N)	119	m			
94	15 - (9)	落下物防止柵 F 1 (1)	391	m			
95	15 - (9)	落下物防止柵 G 1-2 (1)	2,429	m			
96	15 - (9)	落下物防止柵 G 1-2 (1) (葛)	39	m			

記

訂正箇所

単 價 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 價	金 額	摘要
85	11 - (8)	落橋防止構造 A-2053 (193) (N)	520	kg			
86	11 - (8)	落橋防止構造 A-2788 (24) (N)	728	kg			
87	11 - (8)	落橋防止構造 A-2803 (379)	790	kg			
88	11 - (8)	落橋防止構造 A-2949 (291)	1,809	kg			
89	11 - (8)	落橋防止構造 A-3480 (67)	3,342	kg			
90	11 - (8)	落橋防止構造 A-3690 (162)	3,357	kg			
91	11 - (8)	落橋防止構造 A-835 (50) (葛)	243	kg			
92	11 - (8)	落橋防止構造 A-1508 (100) (西)	134	kg			
93	15 - (9)	落下物防止柵 B 1 (西) (N)	119	m			
94	15 - (9)	落下物防止柵 F 1 (1)	322	m			
95	15 - (9)	落下物防止柵 F 1 (1) (N)	69	m			
96	15 - (9)	落下物防止柵 G 1-2 (1)	2,429	m			

正

単価表(金抜)

単 價 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 價	金 額	摘要
97	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 1	136	m			
98	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 2	3	m			
99	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 3	30	m			
100	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 1 (N)	520	m			
101	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 4 (N)	216	m			
102	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 5 (N)	91	m			
103	16 - (7)	路面標示工 路面標示消去A (N)	919	m			
104	16 - (11)	橋梁、高架部管路工 B 1 - V E ϕ 2 8 (1) (葛)	2	m			
105	16 - (11)	橋梁、高架部管路工 B 1 - V E ϕ 5 4 (2) (葛)	75	m			
106	16 - (11)	橋梁、高架部管路工 B 2 - S U S F X ϕ 5 4 (2) (葛)	8	m			
107	16 - (14)	ハンドホール工 F 5 (葛)	4	箇所			
108	16 - (14)	ハンドホール工 F E (葛)	1	箇所			

誤

訂正箇所

単 價 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 價	金 額	摘要
97	15 - (9)	落下物防止柵 G 1 - 2 (1) (葛)	39	m			
98	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 1	136	m			
99	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 2	3	m			
100	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 3	30	m			
101	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 1 (N)	520	m			
102	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 4 (N)	216	m			
103	16 - (7)	路面標示工 路面標示A 1 - 5 (N)	91	m			
104	16 - (7)	路面標示工 路面標示消去A (N)	919	m			
105	16 - (11)	橋梁、高架部管路工 B 1 - V E ϕ 2 8 (1) (葛)	2	m			
106	16 - (11)	橋梁、高架部管路工 B 1 - V E ϕ 5 4 (2) (葛)	75	m			
107	16 - (11)	橋梁、高架部管路工 B 2 - S U S F X ϕ 5 4 (2) (葛)	8	m			
108	16 - (14)	ハンドホール工 F 5 (葛)	4	箇所			

正

単価表(金抜)

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
109	16 - (14)	ハンドホール工 P B 1 (650×1000×300) (葛)	4	箇所			
110	16 - (18)	照明ポール基礎工 B - P b 1 (葛)	1	箇所			
111	17 - (11)	落橋防止構造 P (A) - 835 (50) (葛)	20	本			
112	17 - (31)	はく落防止対策工 A	474	m ²			
113	17 - (31)	はく落防止対策工 A (葛)	171	m ²			
114	17 - (32)	表面保護工 コンクリート表面被覆工	273	m ²			
115	17 - (32)	表面保護工 コンクリート表面被覆工 (葛)	138	m ²			
116	18 - (3)	簡易舗装工 敷砂工 (t = 3 cm)	627	m ²			
117	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 10 cm)	42	m ²			
118	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)	425	m ²			
119	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	659	m ²			
120	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)	659	m ²			

誤

訂正箇所

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
109	16 - (14)	ハンドホール工 F E (葛)	1	箇所			
110	16 - (14)	ハンドホール工 P B 1 (650×1000×300) (葛)	4	箇所			
111	16 - (18)	照明ポール基礎工 B - P b 1 (葛)	1	箇所			
112	17 - (11)	落橋防止構造 P (A) - 835 (50) (葛)	20	本			
113	17 - (31)	はく落防止対策工 A	474	m ²			
114	17 - (31)	はく落防止対策工 A (葛)	171	m ²			
115	17 - (32)	表面保護工 コンクリート表面被覆工	273	m ²			
116	17 - (32)	表面保護工 コンクリート表面被覆工 (葛)	138	m ²			
117	18 - (3)	簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 10 cm)	42	m ²			
118	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)	425	m ²			
119	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	659	m ²			
120	18 - (3)	簡易舗装工 加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)	659	m ²			

正

単価表(金抜)

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
	121	18 - (9) 遮音壁用アンカーボルト IV-C (H = 2m) (葛)	9	箇所			
	122	18 - (17) 構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	24	m³			
	123	18 - (17) 構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B) (葛)	26	m³			
	124	18 - (17) 構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A 4)	425	m²			
	125	18 - (17) 構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A 10)	659	m²			
	126	19 - (1) 交通規制工 路肩規制 I × 1	4	回			
誤	127	19 - (1) 交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (N)	94	回			
	128	19 - (1) 交通規制工 二車線規制 II × 1 × 0 (西) (N)	4	回			
	129	19 - (2) 交通保安要員 交通監視員A	4	人・日			
	130	19 - (2) 交通保安要員 交通監視員A (N)	94	人・日			
	131	19 - (2) 交通保安要員 交通誘導警備員A (N)	150	人・日			
	132	19 - (2) 交通保安要員 交通誘導警備員B	5,437	人・日			

訂正箇所

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
	121	18 - (9) 遮音壁用アンカーボルト IV-C (H = 2m) (葛)	9	箇所			
	122	18 - (17) 構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	24	m³			
	123	18 - (17) 構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type B) (葛)	26	m³			
	124	18 - (17) 構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A 4)	425	m²			
	125	18 - (17) 構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (Type A 10)	659	m²			
	126	19 - (1) 交通規制工 路肩規制 I × 1	4	回			
正	127	19 - (1) 交通規制工 車線規制 II × 1 × 0 (N)	110	回			
	128	19 - (1) 交通規制工 二車線規制 II × 1 × 0 (西) (N)	4	回			
	129	19 - (2) 交通保安要員 交通監視員A	4	人・日			
	130	19 - (2) 交通保安要員 交通監視員A (N)	110	人・日			
	131	19 - (2) 交通保安要員 交通誘導警備員A (N)	150	人・日			
	132	19 - (2) 交通保安要員 交通誘導警備員B	3,860	人・日			

単価表(金抜)

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
169	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 存置 A 1	63	箇所・月			
170	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 存置 A 2	57	箇所・月			
171	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 存置 B	32	箇所・月			
172	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 撤去 A	4	箇所			
173	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 撤去 B	1	箇所			
174	特 - (10)	矢板工 設置 A	405	枚			
175	特 - (10)	矢板工 設置 B	20	枚			
176	特 - (10)	矢板工 存置 A 1	694	枚・月			
177	特 - (10)	矢板工 存置 A 2	1,399	枚・月			
178	特 - (10)	矢板工 存置 B	34	枚・月			
179	特 - (10)	矢板工 撤去 A	405	枚			
180	特 - (10)	矢板工 撤去 B	20	枚			

誤

訂正箇所

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
169	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 存置 A 1	63	箇所・月			
170	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 存置 A 2	57	箇所・月			
171	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 存置 B	32	箇所・月			
172	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 撤去 A	4	箇所			
173	特 - (9)	工事用出入口ゲート工 撤去 B	1	箇所			
174	特 - (10)	矢板工 設置 A	405	枚			
175	特 - (10)	矢板工 設置 B	20	枚			
176	特 - (10)	矢板工 存置 A 1	694	枚・月			
177	特 - (10)	矢板工 存置 A 2	1,480	枚・月			
178	特 - (10)	矢板工 存置 B	34	枚・月			
179	特 - (10)	矢板工 撤去 A	405	枚			
180	特 - (10)	矢板工 撤去 B	20	枚			

正

単価表(金抜)

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
205	特 - (12)	撤去・復旧工 橋歴板(葛)	2	枚			
206	特 - (12)	撤去・復旧工 G r - A - 4 E (西)	24	m			
207	特 - (12)	撤去・復旧工 G r m-S (S)-E 1 (西)	32	m			
208	特 - (13)	撤去工 防護柵A	669	m			
209	特 - (13)	撤去工 防護柵B (葛)	77	m			
210	特 - (13)	撤去工 排水管(葛)	5	m			
211	特 - (14)	街路樹工 伐採A	111	本			
212	特 - (14)	街路樹工 伐採B	3,706	m ²			
213	特 - (14)	街路樹工 処分A	127	m ³			
214	特 - (15)	現場孔明工 A	11,149	箇所			
215	特 - (15)	現場孔明工 A(葛)	1,160	箇所			
216	特 - (16)	ヤード整備工 設置A	606	m ³			

誤

訂正箇所

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
205	特 - (12)	撤去・復旧工 橋歴板(葛)	2	枚			
206	特 - (12)	撤去・復旧工 G r - A - 4 E (西)	24	m			
207	特 - (12)	撤去・復旧工 G r m-S (S)-E 1 (西)	32	m			
208	特 - (13)	撤去工 防護柵A	669	m			
209	特 - (13)	撤去工 防護柵B (葛)	77	m			
210	特 - (13)	撤去工 排水管(葛)	5	m			
211	特 - (14)	街路樹工 伐採A	111	本			
212	特 - (14)	街路樹工 伐採B	3,706	m ²			
213	特 - (14)	街路樹工 処分A	75	m ³			
214	特 - (15)	現場孔明工 A	11,091	箇所			
215	特 - (15)	現場孔明工 A(葛)	1,160	箇所			
216	特 - (16)	ヤード整備工 設置A	606	m ³			

正

単価表(金抜)

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
240	10 - (2)	鋼構造物の製作 横構部材の製作 (葛)	36	個			
241	10 - (2)	鋼構造物の製作 T継手溶接工	30,498	m			
242	10 - (2)	鋼構造物の製作 T継手溶接工 (葛)	618	m			
243	10 - (2)	鋼構造物の製作 板継溶接工	128	m			
244	10 - (2)	鋼構造物の製作 アンカーフレームの製作	214.80	t			
245	10 - (3)	鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C - 5	40,497	m ²			
246	10 - (3)	鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C - 5 (葛)	1,255	m ²			
247	10 - (3)	鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 D - 4	38,332	m ²			
248	11 - (2)	伸縮装置 A	41,295	kg			
249	11 - (4)	検査路 A (葛)	33.26	t			
250	11 - (4)	検査路 B (西)	1,948	kg			
251	特 - (4)	横変位拘束構造 A	10	箇所			

誤

訂正箇所

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘要
240	10 - (2)	鋼構造物の製作 横構部材の製作 (葛)	36	個			
241	10 - (2)	鋼構造物の製作 T継手溶接工	30,498	m			
242	10 - (2)	鋼構造物の製作 T継手溶接工 (葛)	618	m			
243	10 - (2)	鋼構造物の製作 板継溶接工	128	m			
244	10 - (2)	鋼構造物の製作 アンカーフレームの製作	214.80	t			
245	10 - (3)	鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C - 5	37,736	m ²			
246	10 - (3)	鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 C - 5 (葛)	1,255	m ²			
247	10 - (3)	鋼構造物の防錆 鋼構造物の塗装 D - 4	41,090	m ²			
248	11 - (2)	伸縮装置 A	41,295	kg			
249	11 - (4)	検査路 A (葛)	33.26	t			
250	11 - (4)	検査路 B (西)	1,948	kg			
251	特 - (4)	横変位拘束構造 A	10	箇所			

正

訂正箇所	正誤区分																	
	誤	正																
特記仕様書 P23 20-1 再生資材の使用	<p>指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。</p> <p>(4) 前項(3)の試掘について、監督員が必要として指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>18-6 保安に関する費用 (1) 本特記仕様書18-3-1「高速道路等の交通規制」、18-3-3「交通保安要員の配置」に要する費用は、単価表の項目で支払を行うものとする。また、それ以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>19. 環境保全に関する事項 19-1 砂塵等の防止 受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。</p> <p>19-2 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>19-3 汚濁水処理 工事により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。</p> <p>19-4 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。</p> <p>19-5 六価クロム溶出試験 (1) 受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることができないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認しなければならない。 (2) 受注者は、再生コンクリート砂を透水が有り、浸透した水が土壤又は公共用水域へ拡散するおそれがある個所に、基礎材、仮設材料として使用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認しなければならない。</p> <p>19-6 環境保全に関する費用 環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書19-3「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分、本特記仕様書19-5「六価クロム溶出試験」に定める六価クロム溶出試験に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>20. 再生資源及び建設副産物に関する事項 20-1 再生資材の使用 (1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資材の種類</th> <th>数量</th> <th>摘要指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 敷砂工 (t=3cm)</td> <td>再生砂</td> <td>約19m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等	18-(3) 簡易舗装工 敷砂工 (t=3cm)	再生砂	約19m ³		<p>指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。</p> <p>(4) 前項(3)の試掘について、監督員が必要として指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>18-6 保安に関する費用 (1) 本特記仕様書18-3-1「高速道路等の交通規制」、18-3-3「交通保安要員の配置」に要する費用は、単価表の項目で支払を行うものとする。また、それ以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>19. 環境保全に関する事項 19-1 砂塵等の防止 受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。</p> <p>19-2 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>19-3 汚濁水処理 工事により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。</p> <p>19-4 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。</p> <p>19-5 六価クロム溶出試験 (1) 受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることができないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認しなければならない。 (2) 受注者は、再生コンクリート砂を透水が有り、浸透した水が土壤又は公共用水域へ拡散するおそれがある個所に、基礎材、仮設材料として使用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認しなければならない。</p> <p>19-6 環境保全に関する費用 環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書19-3「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分、本特記仕様書19-5「六価クロム溶出試験」に定める六価クロム溶出試験に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>20. 再生資源及び建設副産物に関する事項 20-1 再生資材の使用 (1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目を構成する材料に使用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>再生資材の種類</th> <th>数量</th> <th>摘要指針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=10cm)</td> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>約5m³</td> <td>舗装再生便覧 （社）日本道路協会</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等	18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=10cm)	再生クラッシャーラン	約5m ³	舗装再生便覧 （社）日本道路協会
単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等															
18-(3) 簡易舗装工 敷砂工 (t=3cm)	再生砂	約19m ³																
単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等															
18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=10cm)	再生クラッシャーラン	約5m ³	舗装再生便覧 （社）日本道路協会															

訂正箇所	正誤区分																																																																													
	誤		正																																																																											
特記仕様書 P24 20-1 再生資材の使用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>再生資材の種類</th><th>数 量</th><th>摘要指針等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=10cm)</td><td>再生クラッシャーラン</td><td>約5m³</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会)</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=4cm)</td><td>再生細粒度アスファルト混合物</td><td>約17m³</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会)</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)</td><td>再生密粒度アスファルト混合物</td><td>約33m³</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会)</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=5cm)</td><td>再生粗粒度アスファルト混合物</td><td>約33m³</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会)</td></tr> <tr> <td>特-(7) 地盤改良工 A</td><td>再生クラッシャーラン</td><td>約322m³</td><td></td></tr> <tr> <td>特-(12) 撤去・復旧工</td><td>再生クラッシャーラン</td><td>約18m³</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は前項(1)示す再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-4)を行うものとする。 照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。 イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあっては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。 ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。</p> <p>(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>20-2 建設副産物の活用等 (1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <p>【東京外環自動車道】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発 生 場 所</th><th>数 量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊(無筋)</td><td>コンクリート構造物取壊し(Typ e A) 沓座改良工A 撤去・復旧工</td><td>約9m³</td><td>再資源化施設</td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘要指針等	18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=10cm)	再生クラッシャーラン	約5m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)	18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=4cm)	再生細粒度アスファルト混合物	約17m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)	18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)	再生密粒度アスファルト混合物	約33m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)	18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=5cm)	再生粗粒度アスファルト混合物	約33m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)	特-(7) 地盤改良工 A	再生クラッシャーラン	約322m ³		特-(12) 撤去・復旧工	再生クラッシャーラン	約18m ³		建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等	コンクリート塊(無筋)	コンクリート構造物取壊し(Typ e A) 沓座改良工A 撤去・復旧工	約9m ³	再資源化施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th><th>再生資材の種類</th><th>数 量</th><th>摘要指針等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=4cm)</td><td>再生細粒度アスファルト混合物</td><td>約17m³</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会)</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)</td><td>再生密粒度アスファルト混合物</td><td>約33m³</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会)</td></tr> <tr> <td>18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=5cm)</td><td>再生粗粒度アスファルト混合物</td><td>約33m³</td><td>舗装再生便覧 (社)日本道路協会)</td></tr> <tr> <td>特-(7) 地盤改良工 A</td><td>再生クラッシャーラン</td><td>約322m³</td><td></td></tr> <tr> <td>特-(12) 撤去・復旧工</td><td>再生クラッシャーラン</td><td>約18m³</td><td></td></tr> <tr> <td>特-(12) 撤去・復旧工</td><td>再生砂</td><td>約19m³</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は前項(1)示す再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-4)を行うものとする。 照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。</p> <p>イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあっては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。</p> <p>ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。</p> <p>(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>20-2 建設副産物の活用等 (1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <p>【東京外環自動車道】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発 生 場 所</th><th>数 量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊(無筋)</td><td>コンクリート構造物取壊し(Typ e A) 沓座改良工A 撤去・復旧工</td><td>約9m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊(有筋)</td><td>コンクリート構造物取壊し(Typ e A)</td><td>約23m³</td><td>再資源化施設</td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘要指針等	18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=4cm)	再生細粒度アスファルト混合物	約17m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)	18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)	再生密粒度アスファルト混合物	約33m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)	18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=5cm)	再生粗粒度アスファルト混合物	約33m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)	特-(7) 地盤改良工 A	再生クラッシャーラン	約322m ³		特-(12) 撤去・復旧工	再生クラッシャーラン	約18m ³		特-(12) 撤去・復旧工	再生砂	約19m ³		建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等	コンクリート塊(無筋)	コンクリート構造物取壊し(Typ e A) 沓座改良工A 撤去・復旧工	約9m ³	再資源化施設	コンクリート塊(有筋)	コンクリート構造物取壊し(Typ e A)	約23m ³	再資源化施設
単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘要指針等																																																																											
18-(3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=10cm)	再生クラッシャーラン	約5m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)																																																																											
18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=4cm)	再生細粒度アスファルト混合物	約17m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)																																																																											
18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)	再生密粒度アスファルト混合物	約33m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)																																																																											
18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=5cm)	再生粗粒度アスファルト混合物	約33m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)																																																																											
特-(7) 地盤改良工 A	再生クラッシャーラン	約322m ³																																																																												
特-(12) 撤去・復旧工	再生クラッシャーラン	約18m ³																																																																												
建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等																																																																											
コンクリート塊(無筋)	コンクリート構造物取壊し(Typ e A) 沓座改良工A 撤去・復旧工	約9m ³	再資源化施設																																																																											
単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘要指針等																																																																											
18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=4cm)	再生細粒度アスファルト混合物	約17m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)																																																																											
18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t=5cm)	再生密粒度アスファルト混合物	約33m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)																																																																											
18-(3) 簡易舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=5cm)	再生粗粒度アスファルト混合物	約33m ³	舗装再生便覧 (社)日本道路協会)																																																																											
特-(7) 地盤改良工 A	再生クラッシャーラン	約322m ³																																																																												
特-(12) 撤去・復旧工	再生クラッシャーラン	約18m ³																																																																												
特-(12) 撤去・復旧工	再生砂	約19m ³																																																																												
建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等																																																																											
コンクリート塊(無筋)	コンクリート構造物取壊し(Typ e A) 沓座改良工A 撤去・復旧工	約9m ³	再資源化施設																																																																											
コンクリート塊(有筋)	コンクリート構造物取壊し(Typ e A)	約23m ³	再資源化施設																																																																											

24

24

訂正箇所	正誤区分			
	誤		正	
特記仕様書 P25 20-2 建設副産物の活用等	コンクリート塊（有筋）	コンクリート構造物取壊し (Type A)	約23m ³	再資源化施設
	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し (Type A4) (Type A10)	約83m ³	再資源化施設
	建設発生木材	街路樹伐採箇所	約127m ³	再資源化施設
	【関越自動車道】			
	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
	コンクリート塊（有筋）	コンクリート構造物取壊し (Type B)	約26.0m ³	再資源化施設
	アスファルト・コンクリート塊	コンクリート構造物取壊し (Type B)	約1.2m ³	再資源化施設
	建設汚泥	コンクリート構造物取壊し (Type B)	—	—
	(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地 【東京外環自動車道】			
	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (有筋)	株オオマツ興業	埼玉県吉川市小松川 585-2	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8:00～17:00 最大寸法：40×40×40cm 時間外受入：要相談	
	コンクリート塊 (無筋)	立花建設工業	埼玉県草加市柿木町 字1123	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8:00～17:00 最大寸法：30×30×30cm 時間外受入：不可
	アスファルト・ コンクリート塊	矢島建設株 リサイクルプラント	埼玉県越谷市大泊字 広田534-1	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8:00～17:00 最大寸法：50×50×10cm 時間外受入：不可
	建設発生木材	東武環境センター株 八潮工場	埼玉県八潮市西袋 768-1	定休日：日曜日・祝日 受入時間：8:00～17:00 時間外受入：不可
【関越自動車道】	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
	コンクリート塊 (有筋)	日本開発株 鳩山リサイクル プラント	埼玉県比企郡鳩山町 大字奥田字鳥居前 501-1	定休日：日曜日 受入時間：8:00～17:00 廃材寸法：30×30×30cm以下 時間外受入：不可

訂正箇所	正誤区分																																																																																																	
	誤	正																																																																																																
特記仕様書 P42 27-8-1(2) 支承の種別	<p>の保管、架設現場内での運搬、架設、及び架設時動態観測等鋼橋の架設の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>鋼橋の架設Fの架設の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼橋の架設の組立（現場溶接、高力ボルト本締め、止水工）、埋設型わくの加工、据付、現場塗装、及び架設等鋼橋の架設Fの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>既設鋼製橋脚の補強部材の架設の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う補強部材の架設、既設部材の切断・撤去等既設鋼製橋脚の補強部材の架設の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>鋼橋及び鋼製橋脚の現場溶接工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼橋及び鋼製橋脚の現場溶接工の溶接、風防設備等に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>鋼床版の現場溶接工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うデッキプレートの現場溶接、風防設備等鋼床版の現場溶接工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接、風防設備等既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-(5) 鋼構造物の架設</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 A 1</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 A 2</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 B 1</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 B 2</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 B 3</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 C</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 D</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 E</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 F</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>既設鋼製橋脚の補強部材の架設</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>鋼床版の現場溶接工</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 7 - 8 支承及び付属物工 2 7 - 8 - 1 支承 (1) 支承の区分 共通仕様書 1 1 - 3 - 2 に規定する支承の区分を下記に変更する。 支承 B P・B : 鋼（S CW480N）を主材料とし、溶融亜鉛めっき処理を施したゴムプレート及びステンレス板（SUS316）を用いたすべり支承</p> <p>(2) 支承の種別 共通仕様書 1 1 - 3 - 2 に規定する支承の種別について下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>支承区分</th> <th>設置位置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B P・B - 1</td> <td>φ850・57</td> <td>A ランプ第1橋 P209 橋脚 葛川避溢橋 上り線 P6 橋脚 (G1, G2)</td> <td>昼間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>葛川避溢橋 上り線 P7 橋脚 (G1, G2)</td> <td>昼間</td> </tr> <tr> <td>B P・B - 2</td> <td>φ260・18</td> <td>葛川避溢橋 下り線 P5 橋脚 (G1, G2) 葛川避溢橋 下り線 P6 橋脚 (G1, G2)</td> <td>昼間</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	10-(5) 鋼構造物の架設	t	鋼橋の架設 A 1	t	鋼橋の架設 A 2	t	鋼橋の架設 B 1	t	鋼橋の架設 B 2	t	鋼橋の架設 B 3	t	鋼橋の架設 C	t	鋼橋の架設 D	t	鋼橋の架設 E	t	鋼橋の架設 F	t	既設鋼製橋脚の補強部材の架設	t	鋼床版の現場溶接工	m	既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	m	単価表の項目	支承区分	設置位置	備考	B P・B - 1	φ850・57	A ランプ第1橋 P209 橋脚 葛川避溢橋 上り線 P6 橋脚 (G1, G2)	昼間			葛川避溢橋 上り線 P7 橋脚 (G1, G2)	昼間	B P・B - 2	φ260・18	葛川避溢橋 下り線 P5 橋脚 (G1, G2) 葛川避溢橋 下り線 P6 橋脚 (G1, G2)	昼間	<p>の保管、架設現場内での運搬、架設、及び架設時動態観測等鋼橋の架設の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>鋼橋の架設Fの架設の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼橋の架設の組立（現場溶接、高力ボルト本締め、止水工）、埋設型わくの加工、据付、現場塗装、及び架設等鋼橋の架設Fの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>既設鋼製橋脚の補強部材の架設の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う補強部材の架設、既設部材の切断・撤去等既設鋼製橋脚の補強部材の架設の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>鋼橋及び鋼製橋脚の現場溶接工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼橋及び鋼製橋脚の現場溶接工の溶接、風防設備等に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>鋼床版の現場溶接工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うデッキプレートの現場溶接、風防設備等鋼床版の現場溶接工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <p>既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接、風防設備等既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10-(5) 鋼構造物の架設</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 A 1</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 A 2</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 B 1</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 B 2</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 B 3</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 C</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 D</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 E</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td> 鋼橋の架設 F</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>既設鋼製橋脚の補強部材の架設</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>鋼床版の現場溶接工</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 7 - 8 支承及び付属物工 2 7 - 8 - 1 支承 (1) 支承の区分 共通仕様書 1 1 - 3 - 2 に規定する支承の区分を下記に変更する。 支承 B P・B : 鋼（S CW480N）を主材料とし、溶融亜鉛めっき処理を施したゴムプレート及びステンレス板（SUS316）を用いたすべり支承</p> <p>(2) 支承の種別 共通仕様書 1 1 - 3 - 2 に規定する支承の種別について下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>支承区分</th> <th>設置位置</th> <th>据付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B P・B - 1</td> <td>φ850・57</td> <td>A ランプ第1橋 P209 橋脚</td> <td>昼間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>葛川避溢橋 上り線 P6 橋脚 (G1, G2)</td> <td>昼間</td> </tr> <tr> <td>B P・B - 2</td> <td>φ260・18</td> <td>葛川避溢橋 上り線 P7 橋脚 (G1, G2)</td> <td>昼間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>葛川避溢橋 下り線 P5 橋脚 (G1, G2)</td> <td>昼間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>葛川避溢橋 下り線 P6 橋脚 (G1, G2)</td> <td>昼間</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	10-(5) 鋼構造物の架設	t	鋼橋の架設 A 1	t	鋼橋の架設 A 2	t	鋼橋の架設 B 1	t	鋼橋の架設 B 2	t	鋼橋の架設 B 3	t	鋼橋の架設 C	t	鋼橋の架設 D	t	鋼橋の架設 E	t	鋼橋の架設 F	t	既設鋼製橋脚の補強部材の架設	t	鋼床版の現場溶接工	m	既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	m	単価表の項目	支承区分	設置位置	据付	B P・B - 1	φ850・57	A ランプ第1橋 P209 橋脚	昼間			葛川避溢橋 上り線 P6 橋脚 (G1, G2)	昼間	B P・B - 2	φ260・18	葛川避溢橋 上り線 P7 橋脚 (G1, G2)	昼間			葛川避溢橋 下り線 P5 橋脚 (G1, G2)	昼間			葛川避溢橋 下り線 P6 橋脚 (G1, G2)	昼間
単価表の項目	検測の単位																																																																																																	
10-(5) 鋼構造物の架設	t																																																																																																	
鋼橋の架設 A 1	t																																																																																																	
鋼橋の架設 A 2	t																																																																																																	
鋼橋の架設 B 1	t																																																																																																	
鋼橋の架設 B 2	t																																																																																																	
鋼橋の架設 B 3	t																																																																																																	
鋼橋の架設 C	t																																																																																																	
鋼橋の架設 D	t																																																																																																	
鋼橋の架設 E	t																																																																																																	
鋼橋の架設 F	t																																																																																																	
既設鋼製橋脚の補強部材の架設	t																																																																																																	
鋼床版の現場溶接工	m																																																																																																	
既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	m																																																																																																	
単価表の項目	支承区分	設置位置	備考																																																																																															
B P・B - 1	φ850・57	A ランプ第1橋 P209 橋脚 葛川避溢橋 上り線 P6 橋脚 (G1, G2)	昼間																																																																																															
		葛川避溢橋 上り線 P7 橋脚 (G1, G2)	昼間																																																																																															
B P・B - 2	φ260・18	葛川避溢橋 下り線 P5 橋脚 (G1, G2) 葛川避溢橋 下り線 P6 橋脚 (G1, G2)	昼間																																																																																															
単価表の項目	検測の単位																																																																																																	
10-(5) 鋼構造物の架設	t																																																																																																	
鋼橋の架設 A 1	t																																																																																																	
鋼橋の架設 A 2	t																																																																																																	
鋼橋の架設 B 1	t																																																																																																	
鋼橋の架設 B 2	t																																																																																																	
鋼橋の架設 B 3	t																																																																																																	
鋼橋の架設 C	t																																																																																																	
鋼橋の架設 D	t																																																																																																	
鋼橋の架設 E	t																																																																																																	
鋼橋の架設 F	t																																																																																																	
既設鋼製橋脚の補強部材の架設	t																																																																																																	
鋼床版の現場溶接工	m																																																																																																	
既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	m																																																																																																	
単価表の項目	支承区分	設置位置	据付																																																																																															
B P・B - 1	φ850・57	A ランプ第1橋 P209 橋脚	昼間																																																																																															
		葛川避溢橋 上り線 P6 橋脚 (G1, G2)	昼間																																																																																															
B P・B - 2	φ260・18	葛川避溢橋 上り線 P7 橋脚 (G1, G2)	昼間																																																																																															
		葛川避溢橋 下り線 P5 橋脚 (G1, G2)	昼間																																																																																															
		葛川避溢橋 下り線 P6 橋脚 (G1, G2)	昼間																																																																																															

訂正箇所	正誤区分						
	誤		正				
特記仕様書 P43 27-8-1(2) 支承の種別	E - 1	570・570・17・3 (1.0)	B ランプ 第1橋 PB2、PB3 橋脚	夜間			
	E - 2	570・570・20・4 (1.0)	A ランプ 第2橋 P207 橋脚	昼間			
			A ランプ 第2橋 P203 橋脚	夜間			
	E - 3	770・770・29・5 (1.0)	C ランプ 橋 PC1 橋脚	昼間			
			C ランプ 橋 P213	夜間			
	E - 4	820・820・24・3 (1.0)	A ランプ 第2橋 P204、P205、P206 橋脚	昼間			
	E - 5	820・820・33・5 (1.0)	B ランプ 第2橋 PB8 橋脚	昼間			
			B ランプ 第2橋 PB4	夜間			
	E - 6	820・820・33・6 (1.0)	B ランプ 第1橋 P216、PB4 橋脚	夜間			
	E - 7	820・920・33・5 (1.0)	A ランプ 第1橋 PA1、P207 橋脚	昼間			
	E - 8	820・1220・26・7 (1.0)	B ランプ 第3橋 PB8、PB10 橋脚	昼間			
	E - 9	820・1270・33・6 (1.0)	D ランプ 橋 PD5 橋脚	昼間			
			D ランプ 橋 P207 橋脚	夜間			
	E - 10	870・870・27・3 (1.0)	B ランプ 第2橋 PB7 橋脚	昼間			
			B ランプ 第2橋 PB5、PB6 橋脚	夜間			
	E - 11	970・970・26・4 (1.0)	C ランプ 橋 PC2、PC3、PC4 橋脚	昼間			
	E - 12	1020・1020・34・4 (1.0)	D ランプ 橋 PD1、PD2、PD3、PD4 橋脚	昼間			
	E - 13	1220・1220・35・5 (1.0)	A ランプ 第1橋 PA2、PA3、PA4 橋脚	昼間			
	E - 14	1220・1220・32・3 (1.0)	B ランプ 第3橋 PB9 橋脚	昼間			
	E - 15	370・420・18・3 (0.8)	西脇橋 A1 橋台 (G2, G3-G4, G5)	昼間			
	E - 16	420・420・18・4 (0.8)	西脇橋 A2 橋台 (G2, G3-G4, G5)	昼間			
上表中の支承区分 a・b・1・n (e) 及び φ c・1 に示す数値は次のとおり。							
a: 奥行、b: 幅、1: ゴム層厚、n: ゴム層数、e:せん断弾性係数							
c: ゴム直径、1: ゴム層厚							
特記仕様書 P43 27-8-1(2) 支承の種別	E - 1	570・570・17・3 (1.0)	B ランプ 第1橋 PB2、PB3 橋脚	夜間			
	E - 2	570・570・20・4 (1.0)	A ランプ 第2橋 P207 橋脚	昼間			
			A ランプ 第2橋 P203 橋脚	夜間			
	E - 3	770・770・29・5 (1.0)	C ランプ 橋 PC1 橋脚	昼間			
			C ランプ 橋 P213	夜間			
	E - 4	820・820・24・3 (1.0)	A ランプ 第2橋 P204、P205、P206 橋脚	昼間			
	E - 5	820・820・33・5 (1.0)	B ランプ 第2橋 PB8 橋脚	昼間			
			B ランプ 第2橋 PB4	夜間			
	E - 6	820・820・33・6 (1.0)	B ランプ 第1橋 P216、PB4 橋脚	夜間			
	E - 7	820・920・33・5 (1.0)	A ランプ 第1橋 PA1、P207 橋脚	昼間			
	E - 8	820・1220・26・7 (1.0)	B ランプ 第3橋 PB8、PB10 橋脚	昼間			
	E - 9	820・1270・33・6 (1.0)	D ランプ 橋 PD5 橋脚	昼間			
			D ランプ 橋 P207 橋脚	夜間			
	E - 10	870・870・27・3 (1.0)	B ランプ 第2橋 PB7 橋脚	昼間			
			B ランプ 第2橋 PB5、PB6 橋脚	夜間			
	E - 11	970・970・26・4 (1.0)	C ランプ 橋 PC2、PC3、PC4 橋脚	昼間			
	E - 12	1020・1020・34・4 (1.0)	D ランプ 橋 PD1、PD2、PD3、PD4 橋脚	昼間			
	E - 13	1220・1220・35・5 (1.0)	A ランプ 第1橋 PA2、PA3、PA4 橋脚	昼間			
	E - 14	1220・1220・32・3 (1.0)	B ランプ 第3橋 PB9 橋脚	昼間			
	E - 15	370・420・18・3 (0.8)	西脇橋 A1 橋台 (G2, G3-G4, G5)	昼間			
	E - 16	420・420・18・4 (0.8)	西脇橋 A2 橋台 (G2, G3-G4, G5)	昼間			
上表中の支承区分 a・b・1・n (e) 及び φ c・1 に示す数値は次のとおり。							
a: 奥行、b: 幅、1: ゴム層厚、n: ゴム層数、e:せん断弾性係数							
c: ゴム直径、1: ゴム層厚							
据付以外の作業については、昼間に行うものとする。							
(3) 支 払							
共通仕様書 11-3-8 に規定する支払に、次の項目を追加する。							
支承 B P・B の支払は、共通仕様書 11-3-8 の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従つて行う支承の製作、運搬、防錆処理、溶接、据付け等を含む支承の施工に要する材料・労力・機械器具本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。							
<u>単価表の項目</u>		<u>検測の単位</u>					
11-(1) 支承							
B P・B - 1		箇所					
B P・B - 2		箇所					
E - 1		箇所					
E - 2		箇所					
E - 3		箇所					
E - 4		箇所					
E - 5		箇所					
E - 6		箇所					
E - 7		箇所					
E - 8		箇所					
E - 9		箇所					
(3) 支 払							
共通仕様書 11-3-8 に規定する支払に、次の項目を追加する。							
支承 B P・B の支払は、共通仕様書 11-3-8 の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従つて行う支承の製作、運搬、防錆処理、溶接、据付け等を含む支承の施工に要する材料・労力・機械器具本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。							
<u>単価表の項目</u>		<u>検測の単位</u>					
11-(1) 支承							
B P・B - 1		箇所					
B P・B - 2		箇所					
E - 1		箇所					
E - 2		箇所					
E - 3		箇所					
E - 4		箇所					
E - 5		箇所					
E - 6		箇所					
E - 7		箇所					
E - 8		箇所					

訂正箇所	正誤区分																																	
	誤	正																																
特記仕様書 P46 27-9(4)支払	<p>を働いた会社として記載のある者である。 ③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。</p> <p>4)抜き打ち非破壊試験検査について 本工事は、発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。なお、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>5)溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。</p> <p>6)落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合において受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>(3) 設 置 落橋防止構造の設置は、下部工の鉄筋との干渉を確認の上、アンカーボルトの位置を調整するものとする。なお、アンカー位置の確認結果に伴う変更が生じる場合については別途監督員と協議するものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 支 払 共通仕様書 11-9-6 に規定する支払を下記のとおり変更する。 支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 kg当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う落橋防止構造の材料、製作、運搬、据付け、下部工に設置するブラケットの据付け、アンカー削孔、アンカーボルトの挿入、塗装等落橋防止構造の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11-(8) 落橋防止構造 A-a (b) a : 1本あたりの設計作用力、 b : 移動量</td> <td>k g</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-10 交通安全施設工 27-10-1 落下物防止柵工 (1) 種 別 共通仕様書 15-7-2 に規定する落下物防止柵の種別に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 1</td> <td>跨道橋のトップレール併用壁式防護柵区間に設置するもの。なお、トップレールの設置を含むものとする。</td> <td>$h = 2.0m$</td> </tr> <tr> <td>F 1 (1)</td> <td>対象施設が東京外環自動車道で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G 1-2 (1)</td> <td>対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 材 料 共通仕様書 15-7-3 (2) に規定する材料に下記を追加する。 1) 落下防止柵に使用する材料は、交通安全施設・交通管理施設標準図集によるもののほか、下記の規格に適合しなければならない。 落下防止柵 B 1 の材料は下表のとおりとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	11-(8) 落橋防止構造 A-a (b) a : 1本あたりの設計作用力、 b : 移動量	k g	単価表の項目	区分内容	備考	B 1	跨道橋のトップレール併用壁式防護柵区間に設置するもの。なお、トップレールの設置を含むものとする。	$h = 2.0m$	F 1 (1)	対象施設が東京外環自動車道で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの。）		G 1-2 (1)	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの）		<p>を働いた会社として記載のある者である。 ③受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。</p> <p>4)抜き打ち非破壊試験検査について 本工事は、発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。なお、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止構造等の完全溶込み溶接継手すべてにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告するものとする。</p> <p>5)溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。</p> <p>6)落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合において受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>(3) 設 置 落橋防止構造の設置は、下部工の鉄筋との干渉を確認の上、アンカーボルトの位置を調整するものとする。なお、アンカー位置の確認結果に伴う変更が生じる場合については別途監督員と協議するものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 支 払 共通仕様書 11-9-6 に規定する支払を下記のとおり変更する。 支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 kg当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う落橋防止構造の材料、製作、運搬、据付け、下部工に設置するブラケットの据付け、アンカー削孔、アンカーボルトの挿入、塗装、防錆等落橋防止構造の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11-(8) 落橋防止構造 A-a (b) a : 1本あたりの設計作用力、 b : 移動量</td> <td>k g</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-10 交通安全施設工 27-10-1 落下物防止柵工 (1) 種 別 共通仕様書 15-7-2 に規定する落下物防止柵の種別に下記を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 1</td> <td>跨道橋のトップレール併用壁式防護柵区間に設置するもの。なお、トップレールの設置を含むものとする。</td> <td>$h = 2.0m$</td> </tr> <tr> <td>F 1 (1)</td> <td>対象施設が東京外環自動車道で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G 1-2 (1)</td> <td>対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 材 料 共通仕様書 15-7-3 (2) に規定する材料に下記を追加する。 1) 落下防止柵に使用する材料は、交通安全施設・交通管理施設標準図集によるもののほか、下記の規格に適合しなければならない。 落下防止柵 B 1 の材料は下表のとおりとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	11-(8) 落橋防止構造 A-a (b) a : 1本あたりの設計作用力、 b : 移動量	k g	単価表の項目	区分内容	備考	B 1	跨道橋のトップレール併用壁式防護柵区間に設置するもの。なお、トップレールの設置を含むものとする。	$h = 2.0m$	F 1 (1)	対象施設が東京外環自動車道で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの。）		G 1-2 (1)	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの）	
単価表の項目	検測の単位																																	
11-(8) 落橋防止構造 A-a (b) a : 1本あたりの設計作用力、 b : 移動量	k g																																	
単価表の項目	区分内容	備考																																
B 1	跨道橋のトップレール併用壁式防護柵区間に設置するもの。なお、トップレールの設置を含むものとする。	$h = 2.0m$																																
F 1 (1)	対象施設が東京外環自動車道で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの。）																																	
G 1-2 (1)	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの）																																	
単価表の項目	検測の単位																																	
11-(8) 落橋防止構造 A-a (b) a : 1本あたりの設計作用力、 b : 移動量	k g																																	
単価表の項目	区分内容	備考																																
B 1	跨道橋のトップレール併用壁式防護柵区間に設置するもの。なお、トップレールの設置を含むものとする。	$h = 2.0m$																																
F 1 (1)	対象施設が東京外環自動車道で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの。）																																	
G 1-2 (1)	対象施設が道路及び民家で、コンクリート防護柵（天端付け）区間に設置するもの。（金網がアルミ被覆のもの）																																	

訂正箇所	正誤区分																																													
	誤	正																																												
特記仕様書 P50 27-13-1(1) 種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>混合物の種別</th> <th>適用基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷砂工 (t = 3 cm)</td> <td>再生砂</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石路盤工 (t = 10 cm)</td> <td>再生切込碎石 (0~40mm)</td> <td>舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)</td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)</td> <td>再生細粒度アスコン (13)</td> <td>舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)</td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)</td> <td>再生密粒度アスコン (13)</td> <td>舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)</td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)</td> <td>再生粗粒度アスコン (20)</td> <td>舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施工 敷砂工の施工は、路面を平坦に仕上げた後、再生砂を所定の厚さに敷ならし、設計図書に示された形状に正しく仕上げなければならない。</p> <p>(3) 支 払 共通仕様書 18-5-5 に規定する支払に次の項目を追加する。 敷砂工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の敷ならし、整形等敷砂工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18 (3) 簡易舗装工 敷砂工 (t = 3 cm)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	混合物の種別	適用基準	敷砂工 (t = 3 cm)	再生砂		切込碎石路盤工 (t = 10 cm)	再生切込碎石 (0~40mm)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)	加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)	再生細粒度アスコン (13)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)	加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	再生密粒度アスコン (13)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)	加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)	再生粗粒度アスコン (20)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)	単価表の項目	検測の単位	18 (3) 簡易舗装工 敷砂工 (t = 3 cm)	m ²	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>混合物の種別</th> <th>適用基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込碎石路盤工 (t = 10 cm)</td> <td>再生切込碎石 (0~40mm)</td> <td>舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)</td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)</td> <td>再生細粒度アスコン (13)</td> <td>舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)</td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)</td> <td>再生密粒度アスコン (13)</td> <td>舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)</td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)</td> <td>再生粗粒度アスコン (20)</td> <td>舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-13-2 構造物等取壊し工 (1) 種 別 共通仕様書 18-12-2 に規定する構造物等取壊しの区分は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート構造物取壊し (Type A)</td> <td>東京外環自動車道の既設部の床版部、壁高欄及び地覆部を撤去するもの。 1) 夜間作業による足場、殻受けおよび飛散防止対策等の設置・撤去 2) 壁高欄部及び地覆部における玉掛け用孔・ワイヤーソー用貫通孔の削孔 3) 壁高欄部及び地覆部におけるワイヤーソーによる切断 (水代及び濁水処理費に関する費用を含む) 4) 壁高欄部及び地覆部における切断ブロックの吊込み 5) 切断ブロックの八潮土取場への運搬 6) 八潮土取場における大型ブレーカーによる小割・積込 7) ブレーカーによるはつり処理 8) ウオータージェットによるはつり処理 (水代及び濁水処理費に関する費用を含む) 9) コンクリート殻の再資源化施設への運搬・処分 本線固定規制内の工事車両の出入りについては、夜間車線規制時のみ可能である。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート構造物取壊し (Type B)</td> <td>葛川避溢橋の既設部の床版部及び地覆部を撤去するもの。 対象橋：葛川避溢橋（上り線：P6橋脚～P7橋脚、下り線：P5橋脚～P6橋脚） 1) 床版部及び地覆部における玉掛け用孔・ワイヤーソー貫通用孔の削孔するもの 2) 床版部及び地覆部におけるワイヤーソーによる切断するもの 3) 床版部及び地覆部におけるコンクリートカッターによる切断するもの 4) 既設排水ますの撤去するもの 5) 床版部及び地覆部における桁下に設置したクレーンによる切断ブロックの吊込み、撤去するもの 6) 切断ブロックを小割ヤード（葛川避溢橋）にて大型ブレーカーによる分別・小割・積込みするもの。 なお、分別はコンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻及び防護柵（切断により残った埋設支柱）に分別するもの。 コンクリート殻及びアスファルト・コンクリート殻については、再資源化施設への運搬・処分するもの 防護柵（切断により残った埋設支柱）は浅羽高架橋下資材置場へ運搬するもの</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	混合物の種別	適用基準	切込碎石路盤工 (t = 10 cm)	再生切込碎石 (0~40mm)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)	加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)	再生細粒度アスコン (13)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)	加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	再生密粒度アスコン (13)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)	加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)	再生粗粒度アスコン (20)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)	単価表の項目	区分内容	コンクリート構造物取壊し (Type A)	東京外環自動車道の既設部の床版部、壁高欄及び地覆部を撤去するもの。 1) 夜間作業による足場、殻受けおよび飛散防止対策等の設置・撤去 2) 壁高欄部及び地覆部における玉掛け用孔・ワイヤーソー用貫通孔の削孔 3) 壁高欄部及び地覆部におけるワイヤーソーによる切断 (水代及び濁水処理費に関する費用を含む) 4) 壁高欄部及び地覆部における切断ブロックの吊込み 5) 切断ブロックの八潮土取場への運搬 6) 八潮土取場における大型ブレーカーによる小割・積込 7) ブレーカーによるはつり処理 8) ウオータージェットによるはつり処理 (水代及び濁水処理費に関する費用を含む) 9) コンクリート殻の再資源化施設への運搬・処分 本線固定規制内の工事車両の出入りについては、夜間車線規制時のみ可能である。	コンクリート構造物取壊し (Type B)	葛川避溢橋の既設部の床版部及び地覆部を撤去するもの。 対象橋：葛川避溢橋（上り線：P6橋脚～P7橋脚、下り線：P5橋脚～P6橋脚） 1) 床版部及び地覆部における玉掛け用孔・ワイヤーソー貫通用孔の削孔するもの 2) 床版部及び地覆部におけるワイヤーソーによる切断するもの 3) 床版部及び地覆部におけるコンクリートカッターによる切断するもの 4) 既設排水ますの撤去するもの 5) 床版部及び地覆部における桁下に設置したクレーンによる切断ブロックの吊込み、撤去するもの 6) 切断ブロックを小割ヤード（葛川避溢橋）にて大型ブレーカーによる分別・小割・積込みするもの。 なお、分別はコンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻及び防護柵（切断により残った埋設支柱）に分別するもの。 コンクリート殻及びアスファルト・コンクリート殻については、再資源化施設への運搬・処分するもの 防護柵（切断により残った埋設支柱）は浅羽高架橋下資材置場へ運搬するもの	
単価表の項目	混合物の種別	適用基準																																												
敷砂工 (t = 3 cm)	再生砂																																													
切込碎石路盤工 (t = 10 cm)	再生切込碎石 (0~40mm)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)																																												
加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)	再生細粒度アスコン (13)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)																																												
加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	再生密粒度アスコン (13)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)																																												
加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)	再生粗粒度アスコン (20)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)																																												
単価表の項目	検測の単位																																													
18 (3) 簡易舗装工 敷砂工 (t = 3 cm)	m ²																																													
単価表の項目	混合物の種別	適用基準																																												
切込碎石路盤工 (t = 10 cm)	再生切込碎石 (0~40mm)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)																																												
加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)	再生細粒度アスコン (13)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)																																												
加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	再生密粒度アスコン (13)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)																																												
加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)	再生粗粒度アスコン (20)	舗装再生便覧 ((社)日本道路協会)																																												
単価表の項目	区分内容																																													
コンクリート構造物取壊し (Type A)	東京外環自動車道の既設部の床版部、壁高欄及び地覆部を撤去するもの。 1) 夜間作業による足場、殻受けおよび飛散防止対策等の設置・撤去 2) 壁高欄部及び地覆部における玉掛け用孔・ワイヤーソー用貫通孔の削孔 3) 壁高欄部及び地覆部におけるワイヤーソーによる切断 (水代及び濁水処理費に関する費用を含む) 4) 壁高欄部及び地覆部における切断ブロックの吊込み 5) 切断ブロックの八潮土取場への運搬 6) 八潮土取場における大型ブレーカーによる小割・積込 7) ブレーカーによるはつり処理 8) ウオータージェットによるはつり処理 (水代及び濁水処理費に関する費用を含む) 9) コンクリート殻の再資源化施設への運搬・処分 本線固定規制内の工事車両の出入りについては、夜間車線規制時のみ可能である。																																													
コンクリート構造物取壊し (Type B)	葛川避溢橋の既設部の床版部及び地覆部を撤去するもの。 対象橋：葛川避溢橋（上り線：P6橋脚～P7橋脚、下り線：P5橋脚～P6橋脚） 1) 床版部及び地覆部における玉掛け用孔・ワイヤーソー貫通用孔の削孔するもの 2) 床版部及び地覆部におけるワイヤーソーによる切断するもの 3) 床版部及び地覆部におけるコンクリートカッターによる切断するもの 4) 既設排水ますの撤去するもの 5) 床版部及び地覆部における桁下に設置したクレーンによる切断ブロックの吊込み、撤去するもの 6) 切断ブロックを小割ヤード（葛川避溢橋）にて大型ブレーカーによる分別・小割・積込みするもの。 なお、分別はコンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻及び防護柵（切断により残った埋設支柱）に分別するもの。 コンクリート殻及びアスファルト・コンクリート殻については、再資源化施設への運搬・処分するもの 防護柵（切断により残った埋設支柱）は浅羽高架橋下資材置場へ運搬するもの																																													

訂正箇所	正誤区分																																																																																																																																									
	誤	正																																																																																																																																								
特記仕様書 P52 27-14-1(1) 種別	<p>し、小割り、積込、再資源化施設への運搬、処分等構造物等取壊し (Type A) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。</p> <p>コンクリート構造物取壊し (Type B) の支払は、前項の規定に従つて検測された数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従つて行う、削孔、ワイヤーソー及びコンクリートカッターによるアスファルト舗装版・コンクリート構造物の切断、排水までの撤去、清水の調達、ウォータージェットによるはつり、吊込み、荷下し、小割り、分別、積込、再資源化施設及び浅羽高架橋下資材置き場への運搬、処分等コンクリート構造物取壊し (Type B) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">18-(17) 構造物等取壊し工</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリート構造物取壊し (Type A)</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリート構造物取壊し (Type B)</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アスファルト舗装版取壊し (Type A4)</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アスファルト舗装版取壊し (Type A10)</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-14 交通規制工 27-14-1 交通規制工 (1) 種別 共通仕様書 19-3-2 に規定する交通規制工の種別は、下表のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">交通規制箇所</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">規制時間</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">路肩規制 I × 1</td> <td style="text-align: center;">東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC</td> <td style="text-align: center;">8:00～18:00 (9:00～17:00)</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車線規制 I × 1 × 0</td> <td style="text-align: center;">東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC</td> <td style="text-align: center;">20:30～翌5:30 (21:30～翌4:30)</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二車線規制 II × 1 × 0</td> <td style="text-align: center;">関越自動車道（上・下）の規制 鶴ヶ島IC～東松山IC</td> <td style="text-align: center;">20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。 ② () 内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。 ③ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交代要員については、交通規制工に含むものとする。 ④ 東京外環自動車道において、金曜日に車線規制を行う場合は、監督員と協議するものとする。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 支 払 共通仕様書 19-3-5 に下記を追加する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">19-(1) 交通規制工</td> <td style="text-align: center;">二車線規制 L × N × M</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-14-2 交通保安要員 (1) 種別 共通仕様書 19-4-2 に下表を追加する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">配置場所</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">配置人数</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">交替要員</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">配置時間</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">交通監視員A</td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 草加IC～外環三郷西IC 路肩規制</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">9:00～17:00</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 東京外環自動車道 草加IC～外環三郷西IC 車線規制</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通誘導警備員A</td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_A）</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_B）</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_C）</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_D）</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	18-(17) 構造物等取壊し工		コンクリート構造物取壊し (Type A)	m ³	コンクリート構造物取壊し (Type B)	m ³	アスファルト舗装版取壊し (Type A4)	m ²	アスファルト舗装版取壊し (Type A10)	m ²	単価表の項目	交通規制箇所	規制時間	備考	路肩規制 I × 1	東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC	8:00～18:00 (9:00～17:00)		車線規制 I × 1 × 0	東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC	20:30～翌5:30 (21:30～翌4:30)		二車線規制 II × 1 × 0	関越自動車道（上・下）の規制 鶴ヶ島IC～東松山IC	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)		単価表の項目	検測の単位	19-(1) 交通規制工	二車線規制 L × N × M	単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間	備考	交通監視員A	【東京外環自動車道】 草加IC～外環三郷西IC 路肩規制	1人	—	9:00～17:00			【東京外環自動車道】 東京外環自動車道 草加IC～外環三郷西IC 車線規制	1人	—	21:30～翌4:30		交通誘導警備員A	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_A）	1人	—	21:30～翌4:30			【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_B）	2人	—	21:30～翌4:30			【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_C）	1人	—	21:30～翌4:30			【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_D）	1人	—	21:30～翌4:30		<p>27-14-4 交通規制工 27-14-4-1 交通規制工 (1) 種別 共通仕様書 19-3-2 に規定する交通規制工の種別は、下表のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">交通規制箇所</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">規制時間</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">路肩規制 I × 1</td> <td style="text-align: center;">東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC</td> <td style="text-align: center;">8:00～18:00 (9:00～17:00)</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車線規制 II × 1 × 0</td> <td style="text-align: center;">東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC</td> <td style="text-align: center;">20:30～翌5:30 (21:30～翌4:30)</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二車線規制 II × 1 × 0</td> <td style="text-align: center;">関越自動車道（上・下）の規制 鶴ヶ島IC～東松山IC</td> <td style="text-align: center;">20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。 ② () 内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。 ③ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交代要員については、交通規制工に含むものとする。 ④ 東京外環自動車道において、金曜日に車線規制を行う場合は、監督員と協議するものとする。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 支 払 共通仕様書 19-3-5 に下記を追加する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">19-(1) 交通規制工</td> <td style="text-align: center;">二車線規制 L × N × M</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-14-2 交通保安要員 (1) 種別 共通仕様書 19-4-2 に下表を追加する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">配置場所</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">配置人数</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">交替要員</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">配置時間</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">交通監視員A</td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 草加IC～外環三郷西IC 路肩規制</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">9:00～17:00</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 東京外環自動車道 草加IC～外環三郷西IC 車線規制</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通誘導警備員A</td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_A）</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_B）</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_C）</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_D）</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">21:30～翌4:30</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	交通規制箇所	規制時間	備考	路肩規制 I × 1	東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC	8:00～18:00 (9:00～17:00)		車線規制 II × 1 × 0	東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC	20:30～翌5:30 (21:30～翌4:30)		二車線規制 II × 1 × 0	関越自動車道（上・下）の規制 鶴ヶ島IC～東松山IC	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)		単価表の項目	検測の単位	19-(1) 交通規制工	二車線規制 L × N × M	単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間	備考	交通監視員A	【東京外環自動車道】 草加IC～外環三郷西IC 路肩規制	1人	—	9:00～17:00			【東京外環自動車道】 東京外環自動車道 草加IC～外環三郷西IC 車線規制	1人	—	21:30～翌4:30		交通誘導警備員A	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_A）	1人	—	21:30～翌4:30			【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_B）	2人	—	21:30～翌4:30			【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_C）	1人	—	21:30～翌4:30			【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_D）	1人	—	21:30～翌4:30	
単価表の項目	検測の単位																																																																																																																																									
18-(17) 構造物等取壊し工																																																																																																																																										
コンクリート構造物取壊し (Type A)	m ³																																																																																																																																									
コンクリート構造物取壊し (Type B)	m ³																																																																																																																																									
アスファルト舗装版取壊し (Type A4)	m ²																																																																																																																																									
アスファルト舗装版取壊し (Type A10)	m ²																																																																																																																																									
単価表の項目	交通規制箇所	規制時間	備考																																																																																																																																							
路肩規制 I × 1	東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC	8:00～18:00 (9:00～17:00)																																																																																																																																								
車線規制 I × 1 × 0	東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC	20:30～翌5:30 (21:30～翌4:30)																																																																																																																																								
二車線規制 II × 1 × 0	関越自動車道（上・下）の規制 鶴ヶ島IC～東松山IC	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)																																																																																																																																								
単価表の項目	検測の単位																																																																																																																																									
19-(1) 交通規制工	二車線規制 L × N × M																																																																																																																																									
単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間	備考																																																																																																																																					
交通監視員A	【東京外環自動車道】 草加IC～外環三郷西IC 路肩規制	1人	—	9:00～17:00																																																																																																																																						
	【東京外環自動車道】 東京外環自動車道 草加IC～外環三郷西IC 車線規制	1人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						
交通誘導警備員A	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_A）	1人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						
	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_B）	2人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						
	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_C）	1人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						
	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_D）	1人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						
単価表の項目	交通規制箇所	規制時間	備考																																																																																																																																							
路肩規制 I × 1	東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC	8:00～18:00 (9:00～17:00)																																																																																																																																								
車線規制 II × 1 × 0	東京外環自動車道（内・外）の規制 草加IC～外環三郷西IC	20:30～翌5:30 (21:30～翌4:30)																																																																																																																																								
二車線規制 II × 1 × 0	関越自動車道（上・下）の規制 鶴ヶ島IC～東松山IC	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)																																																																																																																																								
単価表の項目	検測の単位																																																																																																																																									
19-(1) 交通規制工	二車線規制 L × N × M																																																																																																																																									
単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員	配置時間	備考																																																																																																																																					
交通監視員A	【東京外環自動車道】 草加IC～外環三郷西IC 路肩規制	1人	—	9:00～17:00																																																																																																																																						
	【東京外環自動車道】 東京外環自動車道 草加IC～外環三郷西IC 車線規制	1人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						
交通誘導警備員A	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_A）	1人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						
	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_B）	2人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						
	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_C）	1人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						
	【東京外環自動車道】 国道298号（夜間規制Type_D）	1人	—	21:30～翌4:30																																																																																																																																						

訂正箇所	正誤区分																																																	
	誤	正																																																
特記仕様書 P58 27-18(3) 材料	<p>27-17-7 支 払 合成床版橋の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当りの契約単価で行うものとする。この単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う合成床版橋の合成床版用バネル及び壁高欄鋼製型わくの材料調達等合成床版橋の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">検測の単位</th> <th style="text-align: center; width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (3) 合成床版橋</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-18 横変位拘束構造 (1) 定 義 横変位拘束構造とは、上下部構造に予期しない相対変位が生じないように、桁の移動量を制限するための構造物等の設置を行うものをいう。</p> <p>(2) 種 別 横変位拘束構造の単価表の項目種別は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 20%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 40%;">区分内容</th> <th style="text-align: center; width: 40%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">鋼板を主材料とするブレケット形状のもの</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B (a・b・l)</td> <td style="text-align: center;">ゴムを主材料とする板形状のもの（取付けボルト等含む）</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート構造物を主材料とするもの</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材 料 横変位拘束構造Aに使用する材料は、JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G3106（溶接構造用圧延鋼材）その他関連JIS規格に適合するものとする。 横変位拘束構造B、Cに用いる材料は、クロロプロレンゴム（JIS K6397）を主材料とし、硬度55° IRDH±5°（JIS K6253）と同等のものとする。 横変位拘束構造Cに使用するコンクリート、型枠、鉄筋の材料、種別は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 20%;">材料</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">種別</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">適用規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリート</td> <td style="text-align: center;">コンクリートA 1-5</td> <td style="text-align: center;">共通仕様書8-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鉄筋</td> <td style="text-align: center;">鉄筋A、鉄筋C</td> <td style="text-align: center;">共通仕様書8-4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型わく</td> <td style="text-align: center;">型わくTH</td> <td style="text-align: center;">共通仕様書8-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 防 鑄 横変位拘束構造Aの防錆処理は、溶融亜鉛めっきとし、各部材の亜鉛付着量は設計図面に記載の通りとする。</p> <p>(5) 施 工 横変位拘束構造Aの施工は、本特記仕様書27-9(2)の施工によるものとする。 横変位拘束構造Bの施工は、設計遊間を確認し、適切に据え付けるものとする。 横変位拘束構造Cの施工は、下記のとおりとする。 1) 鉄筋の加工、型わくの製作、コンクリートの運搬及び打設は、共通仕様書第8章の関係各項の規定に従わなければならない。 2) 施工箇所のコンクリート面の表面処理を行う。 3) アンカー鉄筋設置箇所に鉄筋位置調査を行い、穿孔位置を確定する。 4) アンカー鉄筋位置をコアドリルで穿孔、穿孔後孔内清掃、アンカー鉄筋挿入、樹脂モルタルを注入する。</p> <p>(6) 数量の検測 横変位拘束構造Aの数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。 横変位拘束構造Bの数量の検測は、設計数量（枚）で行うものとする。 横変位拘束構造Cの数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。</p> <p>(7) 支 払 横変位拘束構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所又は1枚当たりの契約単価で行うものとする。 横変位拘束構造Aの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う製作、運搬、防錆処理、据付等横変位拘束構造の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。 横変位拘束構造Bの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うゴム板の加工、運搬、据え付け等横変位拘束構造Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。 横変位拘束構造Cの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート表面処理、鉄筋位置調査、コアドリル穿孔、孔内清掃、アンカー鉄筋挿入、樹脂モルタル注入、鉄筋の組立、型わくの製作、コンクリートの打設、養生等横変位拘束構造Cの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位		特一 (3) 合成床版橋	A	m ²	単価表の項目	区分内容	摘要	A	鋼板を主材料とするブレケット形状のもの		B (a・b・l)	ゴムを主材料とする板形状のもの（取付けボルト等含む）		C	鉄筋コンクリート構造物を主材料とするもの		材料	種別	適用規定	コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2	鉄筋	鉄筋A、鉄筋C	共通仕様書8-4	型わく	型わくTH	共通仕様書8-3	<p>27-17-7 支 払 合成床版橋の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当りの契約単価で行うものとする。この単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う合成床版橋の合成床版用バネル及び壁高欄鋼製型わくの材料調達等合成床版橋の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">検測の単位</th> <th style="text-align: center; width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (3) 合成床版橋</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材 料 横変位拘束構造Aに使用する材料は、JIS G3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G3106（溶接構造用圧延鋼材）その他関連JIS規格に適合するものとする。 横変位拘束構造B、Cに用いる材料は、クロロプロレンゴム（JIS K6397）を主材料とし、硬度55° IRDH±5°（JIS K6253）と同等のものとする。 横変位拘束構造Cに使用するコンクリート、型枠、鉄筋の材料、種別は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 20%;">材料</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">種別</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">適用規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリート</td> <td style="text-align: center;">コンクリートA 1-5</td> <td style="text-align: center;">共通仕様書8-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鉄筋</td> <td style="text-align: center;">鉄筋A、鉄筋C</td> <td style="text-align: center;">共通仕様書8-4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型わく</td> <td style="text-align: center;">型わくC</td> <td style="text-align: center;">共通仕様書8-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 防 鑄 横変位拘束構造Aの防錆処理は、溶融亜鉛めっきとし、各部材の亜鉛付着量は設計図面に記載の通りとする。</p> <p>(5) 施 工 横変位拘束構造Aの施工は、本特記仕様書27-9(2)の施工によるものとする。 横変位拘束構造Bの施工は、設計遊間を確認し、適切に据え付けるものとする。 横変位拘束構造Cの施工は、下記のとおりとする。 1) 鉄筋の加工、型わくの製作、コンクリートの運搬及び打設は、共通仕様書第8章の関係各項の規定に従わなければならない。 2) 施工箇所のコンクリート面の表面処理を行う。 3) アンカー鉄筋設置箇所に鉄筋位置調査を行い、穿孔位置を確定する。 4) アンカー鉄筋位置をコアドリルで穿孔、穿孔後孔内清掃、アンカー鉄筋挿入、樹脂モルタルを注入する。</p> <p>(6) 数量の検測 横変位拘束構造Aの数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。 横変位拘束構造Bの数量の検測は、設計数量（枚）で行うものとする。 横変位拘束構造Cの数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。</p> <p>(7) 支 払 横変位拘束構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所又は1枚当たりの契約単価で行うものとする。 横変位拘束構造Aの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う製作、運搬、防錆処理、据付等横変位拘束構造の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。 横変位拘束構造Bの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うゴム板の加工、運搬、据え付け等横変位拘束構造Bの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。 横変位拘束構造Cの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート表面処理、鉄筋位置調査、コアドリル穿孔、孔内清掃、アンカー鉄筋挿入、樹脂モルタル注入、鉄筋の組立、型わくの製作、コンクリートの打設、養生等横変位拘束構造Cの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位		特一 (3) 合成床版橋	A	m ²	材料	種別	適用規定	コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2	鉄筋	鉄筋A、鉄筋C	共通仕様書8-4	型わく	型わくC	共通仕様書8-3
単価表の項目	検測の単位																																																	
特一 (3) 合成床版橋	A	m ²																																																
単価表の項目	区分内容	摘要																																																
A	鋼板を主材料とするブレケット形状のもの																																																	
B (a・b・l)	ゴムを主材料とする板形状のもの（取付けボルト等含む）																																																	
C	鉄筋コンクリート構造物を主材料とするもの																																																	
材料	種別	適用規定																																																
コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2																																																
鉄筋	鉄筋A、鉄筋C	共通仕様書8-4																																																
型わく	型わくTH	共通仕様書8-3																																																
単価表の項目	検測の単位																																																	
特一 (3) 合成床版橋	A	m ²																																																
材料	種別	適用規定																																																
コンクリート	コンクリートA 1-5	共通仕様書8-2																																																
鉄筋	鉄筋A、鉄筋C	共通仕様書8-4																																																
型わく	型わくC	共通仕様書8-3																																																

訂正箇所	正誤区分																																									
	誤	正																																								
特記仕様書 P70 27-28(3) 施工	<p>にて保管するものとし、処分する資材は関連法令に従って処理するものとする。</p> <p>(4) 数量の検測 防護柵及び排水管の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>(5) 支 払 撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う撤去、運搬、荷卸し、処分等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (13) 撤去工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 防護柵A</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> 防護柵B</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> 排水管</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-28 街路樹工</p> <p>(1) 定 義 街路樹工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う街路樹の伐採、処分を行うものをいう。</p> <p>(2) 種 別 街路樹工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">内 容</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐採A</td> <td>街路樹（中木）の伐採、除根、集積、積込み</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伐採B</td> <td>街路樹（低木）の伐採、除根、集積、積込み</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分A</td> <td>伐採、除根した街路樹の運搬及び処分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>発生木材の処分については、本特記仕様書 20-2 「建設副産物の活用等」によるものとする。</p> <p>(3) 施 工 1) 伐採A（中木）の幹周寸法は約 20 cm、樹高は約 2.0 mを想定している。施工にあたっては、受注者は幹周寸法及び樹高を測定し監督員へ報告するものとし、大幅な変更がある場合、変更に伴う費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。 2) 伐採B（低木）の幹周寸法は胸高幹周約 15 cm、樹高は約 0.6 mを想定している。施工にあたっては、受注者は幹周寸法及び樹高を測定し監督員へ報告するものとし、大幅な変更がある場合、変更に伴う費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。 3) 処分Aは、中木 7 本当たりで約 1 m3、低木 100 m2 当たりで約 3 m3 の伐採木を想定している。大幅な変更がある場合、変更に伴う費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 数量の検測 街路樹工の数量の検測は、設計数量 (本、m2又はm3) で行うものとする。</p> <p>(5) 支 払 伐採の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m2及び1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う街路樹の伐採、除根、集積及び積込み等伐採の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。 処分の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m3当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う街路樹の運搬及び処分等処分Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (14) 街路樹工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 伐採A</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td> 伐採B</td> <td>m2</td> </tr> <tr> <td> 処分A</td> <td>m3</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-29 現場孔明工</p> <p>(1) 定 義 現場孔明工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設桁等に高力ボルト取付用の孔明を行うことをいう。</p> <p>(2) 種 別 現場孔明工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">内 容区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>既設桁及び既設橋脚への素地調整、芯出し及び孔明を行うもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施 工 1) 現場孔明工の施工は、新規部材の取付精度を損なわないように孔明位置等十分に注意して施工しなければならない。 2) 既設桁等に拡幅部材が設置される部位（面）の素地調整については、「構造物施工管理要領」III-2-1-3 (3) 「素地調整」に示す 1 種とする。 3) 施工に先立ち既設桁等の塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。旧塗膜に基準値を超える鉛成分が含有されることが確認された場合、施工方法及びその費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。また、旧塗膜にPCBが含有することが確認された場合は、各都道府県の環境部局に確認の上、処理方法及び作業環境の安全対策について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (13) 撤去工		防護柵A	m	防護柵B	m	排水管	m	単価表の項目	内 容	摘 要	伐採A	街路樹（中木）の伐採、除根、集積、積込み		伐採B	街路樹（低木）の伐採、除根、集積、積込み		処分A	伐採、除根した街路樹の運搬及び処分		単価表の項目	検測の単位	特一 (14) 街路樹工		伐採A	本	伐採B	m2	処分A	m3	単価表の項目	内 容区分	A	既設桁及び既設橋脚への素地調整、芯出し及び孔明を行うもの。	<p>(3) 施 工 1) 伐採A（中木）の幹周寸法は約 20 cm、樹高は約 2.0 mを想定している。施工にあたっては、受注者は幹周寸法及び樹高を測定し監督員へ報告するものとし、大幅な変更がある場合、変更に伴う費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。 2) 伐採B（低木）の幹周寸法は胸高幹周約 15 cm、樹高は約 0.6 mを想定している。施工にあたっては、受注者は幹周寸法及び樹高を測定し監督員へ報告するものとし、大幅な変更がある場合、変更に伴う費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。 3) 処分Aは、中木 8 本当たりで約 1 m3、低木 100 m2 当たりで約 2 m3 の伐採木を想定している。大幅な変更がある場合、変更に伴う費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 数量の検測 街路樹工の数量の検測は、設計数量 (本、m2又はm3) で行うものとする。</p> <p>(5) 支 払 伐採の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m2及び1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う街路樹の伐採、除根、集積及び積込み等伐採の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。 処分の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m3当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う街路樹の運搬及び処分等処分Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: left; width: 30%;">内 容区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>既設桁及び既設橋脚への素地調整、芯出し及び孔明を行うもの。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	内 容区分	A	既設桁及び既設橋脚への素地調整、芯出し及び孔明を行うもの。
単価表の項目	検測の単位																																									
特一 (13) 撤去工																																										
防護柵A	m																																									
防護柵B	m																																									
排水管	m																																									
単価表の項目	内 容	摘 要																																								
伐採A	街路樹（中木）の伐採、除根、集積、積込み																																									
伐採B	街路樹（低木）の伐採、除根、集積、積込み																																									
処分A	伐採、除根した街路樹の運搬及び処分																																									
単価表の項目	検測の単位																																									
特一 (14) 街路樹工																																										
伐採A	本																																									
伐採B	m2																																									
処分A	m3																																									
単価表の項目	内 容区分																																									
A	既設桁及び既設橋脚への素地調整、芯出し及び孔明を行うもの。																																									
単価表の項目	内 容区分																																									
A	既設桁及び既設橋脚への素地調整、芯出し及び孔明を行うもの。																																									

設計図面 設計図 3/9 東京外環自動車道 数量総括表(その1)

項目名称		単位	鋼上部工 小計	鋼製橋脚 小計	既設補強工 小計	合計	備考
鉄筋	A	D 1 3	t	119.365		119.365	SD345、重ね継手鉄筋
		D 1 6	t	11.952	10.010	21.962	・壁高欄
		D 1 9	t	1.960		1.960	・巻立コン
		D 2 2	t	2.194		2.194	・伸縮装置
		D 2 5	t	3.778		3.778	
		D 2 9	t	1.634		1.634	
		D 3 2	t	8.215		8.215	
		D 3 5	t	10.557		10.557	
		D 3 8	t				
		計	t	159.655	10.010	169.665	
()内は、スタッド溶接箇所数	A (E)	D 1 3	t	6.720		6.720	SD345、エポキシ樹脂鉄筋、・壁高欄
		D 1 3	t	8.040		8.040	SD345、スタッド溶接鉄筋
	D	箇所	(14,485)			(14,485)	・壁高欄
		D 1 6	t	0.672		0.672	
		箇所	(756)			(756)	
		計	t	8.712		8.712	
		箇所	(15,241)			(15,241)	

鋼構造物の防錆	鋼構造物の塗装 C-5	m2	36,078.3	4,303.4	115.4	40,497.1	
	鋼構造物の塗装 D-4	m2	29,182.5	8,761.5	388.4	38,332.4	

鋼構造物の架設	鋼橋の架設 A 1	t	1,360.203		1,360.203		
	鋼橋の架設 A 2	t	220.332		220.332		
	鋼橋の架設 B 1	t	322.079		322.079		
	鋼橋の架設 B 2	t	766.880		766.880		
	鋼橋の架設 B 3	t	615.188		615.188		
	鋼橋の架設 C	t	815.698		815.698		
	鋼橋の架設 D	t	798.400		798.400		
	鋼製橋脚の架設	t		2,559.726		2,559.726	
	アンカーフレームの架設	t		586.208		586.208	
	既設鋼製橋脚の補強部材の架設	t			44.894	44.894	
	高力ボルト本締工	t	43.486	18.250	8.072	69.808	S10T(123, 253組)
	鋼橋の現場溶接工	m	2,142.4			2,142.4	平均板厚 t=17.2mm
	鋼床版の現場溶接工	m	892.9			892.9	平均板厚 t=12.0mm
	鋼製橋脚の現場溶接工	m		2,367.2		2,367.2	平均板厚 t=42.0mm
	既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	m			96.9	96.9	平均板厚 t=51.6mm

項目名称		単位	鋼上部工 小計	鋼製橋脚 小計	既設補強工 小計	合計	備考
鉄筋	A	D 1 3	t	119.365		119.365	SD345、重ね継手鉄筋
		D 1 6	t	11.952	10.010	21.962	・壁高欄
		D 1 9	t	1.960		1.960	・巻立コン
		D 2 2	t	2.475		2.475	・伸縮装置
		D 2 5	t	3.778		3.778	
		D 2 9	t	1.634		1.634	
		D 3 2	t	8.215		8.215	
		D 3 5	t	10.557		10.557	
		D 3 8	t				
		計	t	159.936	10.010	169.946	
()内は、スタッド溶接箇所数	A (E)	D 1 3	t	6.720		6.720	SD345、エポキシ樹脂鉄筋、・壁高欄
		D 1 3	t	8.040		8.040	SD345、スタッド溶接鉄筋
	D	箇所	(14,485)			(14,485)	・壁高欄
		D 1 6	t	0.672		0.672	
		箇所	(756)			(756)	
		計	t	8.712		8.712	
		箇所	(15,241)			(15,241)	

鋼構造物の防錆	鋼構造物の塗装 C-5	m2	33,317.4	4,303.4	115.4	37,736.2	
	鋼構造物の塗装 D-4	m2	31,939.8	8,761.5	388.4	41,089.7	

鋼構造物の架設	鋼橋の架設 A 1	t	1,360.203		1,360.203		
	鋼橋の架設 A 2	t	220.332		220.332		
	鋼橋の架設 B 1	t	322.079		322.079		
	鋼橋の架設 B 2	t	766.880		766.880		
	鋼橋の架設 B 3	t	615.188		615.188		
	鋼橋の架設 C	t	815.698		815.698		
	鋼橋の架設 D	t	798.400		798.400		
	鋼製橋脚の架設	t		2,559.726		2,559.726	
	アンカーフレームの架設	t		586.208		586.208	
	既設鋼製橋脚の補強部材の架設	t			44.894	44.894	
	高力ボルト本締工	t	43.486	18.250	8.072	69.808	S10T(124, 995組)
	鋼橋の現場溶接工	m	2,142.4			2,142.4	平均板厚 t=17.2mm
	鋼床版の現場溶接工	m	892.9			892.9	平均板厚 t=12.0mm
	鋼製橋脚の現場溶接工	m		2,371.8		2,371.8	平均板厚 t=42.1mm
	既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	m			96.9	96.9	平均板厚 t=51.6mm

設計図面 設計図 4/9 東京外環自動車道 数量総括表(その2)

項目名称		単位	鋼上部工 小計	鋼製橋脚 小計	既設補強工 小計	合計	備考
落下物防止柵	F 1 (1)	m	391.0		391.0	391.0	
	G 1-2 (1)	m	2,429.0			2,429.0	

現場孔明工	A	箇所		11,149	11,149
-------	---	----	--	--------	--------

誤

訂正箇所

正

項目名称		単位	鋼上部工 小計	鋼製橋脚 小計	既設補強工 小計	合計	備考
落下物防止柵	F 1 (1)	m	321.9		321.9	321.9	
	F 1 (1) (N)	m	69.1		69.1	69.1	
	G 1-2 (1)	m	2,429.0			2,429.0	

現場孔明工	A	箇所		11,091	11,091
-------	---	----	--	--------	--------

設計図面 設計図 5/9 東京外環自動車道 数量総括表(その3)

項目名称	単位	附帯工・雑工			合計	備考
		国道298号	外環本線	八条用水		
簡易舗装工	敷砂工 (t = 3 cm)	m2	627.1		627.1	再生砂 t=3cm
	切込碎石路盤工 (t = 10 cm)	m2	41.6		41.6	再生クラッシャーラン L=10cm
	加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)	m2	425.2		425.2	再生細粒度アスコン t=4cm
	加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	m2	658.8		658.8	再生密粒度アスコン t=5cm
	加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)	m2	658.8		658.8	再生粗粒度アスコン t=5cm

交通規制工	路肩規制 I × 1	回		4	4	外環本線上の昼間規制
	車線規制 I × 1 × 0 (N)	回		94	94	外環本線上の夜間規制
交通保安要員	交通監視員 A	人・日		4	4	外環本線上の昼間規制
	交通監視員 A (N)	人・日		94	94	外環本線上の夜間規制
	交通誘導警備員 A (N)	人・日	150		150	一般国道 (4、298号) 及び側道の夜間規制
	交通誘導警備員 B	人・日	5,437		5,437	
	交通誘導警備員 B (N)	人・日	515		515	一般国道 (4、298号) 及び側道の夜間規制

誤	設置 A	枚	405		405	鋼矢板Ⅲ型 L=10.50m
	設置 B	枚			20	20 鋼矢板Ⅲ型 L=18.00m (継ぎ手1箇所/枚)
	存置 A 1	枚・月	693.6		693.6	リース材
	存置 A 2	枚・月	1,398.8		1,398.8	リース材
	存置 B	枚・月			34.0	34.0 リース材
	撤去 A	枚	405		405	
	撤去 B	枚			20	20

街路樹工	伐採 A	本	111		111	植樹 (中木)
	伐採 B	m2	3,706.3		3,706.3	植樹 (低木)
	処分 A	m3	127.0		127.0	植樹伐採材の処分費

訂正箇所

項目名称	単位	附帯工・雑工			合計	備考
		国道298号	外環本線	八条用水		
簡易舗装工	切込碎石路盤工 (t = 10 cm)	m2	41.6		41.6	再生クラッシャーラン t=10cm
	加熱アスファルト表層工 (t = 4 cm)	m2	425.2		425.2	再生細粒度アスコン t=4cm
	加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	m2	658.8		658.8	再生密粒度アスコン t=5cm
	加熱アスファルト基層工 (t = 5 cm)	m2	658.8		658.8	再生粗粒度アスコン t=5cm
構造物等取壊し工	コンクリート構造物取壊し (Type A)	m3	24.3		24.3	既設構造物 (有筋)
	アスファルト舗装版取壊し (Type A 4)	m2	425.2		425.2	再生細粒度アスコン t=4cm
	アスファルト舗装版取壊し (Type A 10)	m2	658.8		658.8	再生密粒度アスコン t=5cm, 再生粗粒度アスコン t=5cm

交通規制工	路肩規制 I × 1	回		4	4	外環本線上の昼間規制
	車線規制 II × 1 × 0 (N)	回		110	110	外環本線上の夜間規制
交通保安要員	交通監視員 A	人・日		4	4	外環本線上の昼間規制
	交通監視員 A (N)	人・日		110	110	外環本線上の夜間規制
	交通誘導警備員 A (N)	人・日	150		150	一般国道 (4、298号) 及び側道の夜間規制
	交通誘導警備員 B	人・日	3,860		3,860	
	交通誘導警備員 B (N)	人・日	515		515	一般国道 (4、298号) 及び側道の夜間規制

正	設置 A	枚	405		405	鋼矢板Ⅲ型 L=10.50m
	設置 B	枚			20	20 鋼矢板Ⅲ型 L=18.00m (継ぎ手1箇所/枚)
	存置 A 1	枚・月	693.6		693.6	リース材
	存置 A 2	枚・月	1,479.5		1,479.5	リース材
	存置 B	枚・月			34.0	34.0 リース材
	撤去 A	枚	405		405	
	撤去 B	枚			20	20

街路樹工	伐採 A	本	111		111	植樹 (中木)
	伐採 B	m2	3,706.3		3,706.3	植樹 (低木)
	処分 A	m3	75.4		75.4	植樹伐採材の処分費

設計図面 Aランプ橋(PA1～P207)設計図 1/166 Aランプ橋(PA1～P207)上部工数量総括表

項目名称	単位	A - 1 橋							備考
		桁PA1～P207	PA1	PA2	PA3	PA4	P209	P207	
鋼構造物の架設	t	1,360.203							1,360.203
	t	10.041							10.041 S10T(17,388組)
	m	665.6							665.6 平均板厚 t=18.5mm
支承	B P・B-1	箇所						2	2
	E-7	箇所		3				2	5
	E-13	箇所			3	3	2		8
伸縮装置	A	kg	7,346						7,346
橋名板	橋名板	箇所	1						1
橋名板	橋歴板	箇所	1						1
落橋防止構造	A-2788 (24) (N)	kg						728	728
	A-3480 (67)	kg		3,342					3,342
	F1 (1)	m	105.6						105.6
落下物防止柵	G1-2 (1)	m	533.0						533.0
表面保護工	コンクリート表面被覆工	m2	47.5						47.5

誤

訂正箇所

正

項目名称	単位	A - 1 橋							備考
		桁PA1～P207	PA1	PA2	PA3	PA4	P209	P207	
鋼構造物の架設	t	1,360.203							1,360.203
	t	10.041							10.041 S10T(17,852組)
	m	665.6							665.6 平均板厚 t=18.5mm
支承	B P・B-1	箇所						2	2
	E-7	箇所		3				2	5
	E-13	箇所			3	3	2		8
伸縮装置	A	kg	7,346						7,346
橋名板	橋名板	箇所	1						1
橋名板	橋歴板	箇所	1						1
落橋防止構造	A-2788 (24) (N)	kg						728	728
	A-3480 (67)	kg		3,342					3,342
	F1 (1)	m	35.9						35.9
落下物防止柵	F1 (1) (N)	m	69.1						69.1
	G1-2 (1)	m	533.0						533.0

設計図面 Aランプ第1橋(PA1～P207) 設計図 114/166 Aランプ橋(PA1～P207)落橋防止構造図(その4)

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Bとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Bとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部工ブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

正

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

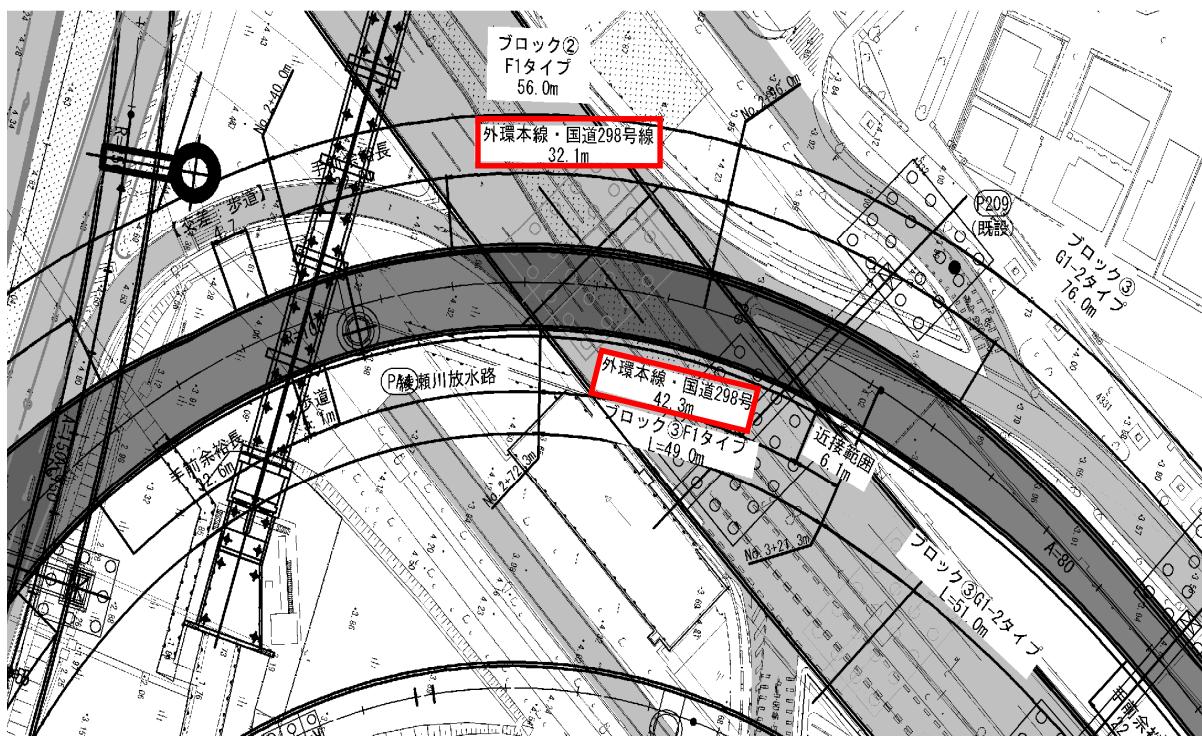
訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部エブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

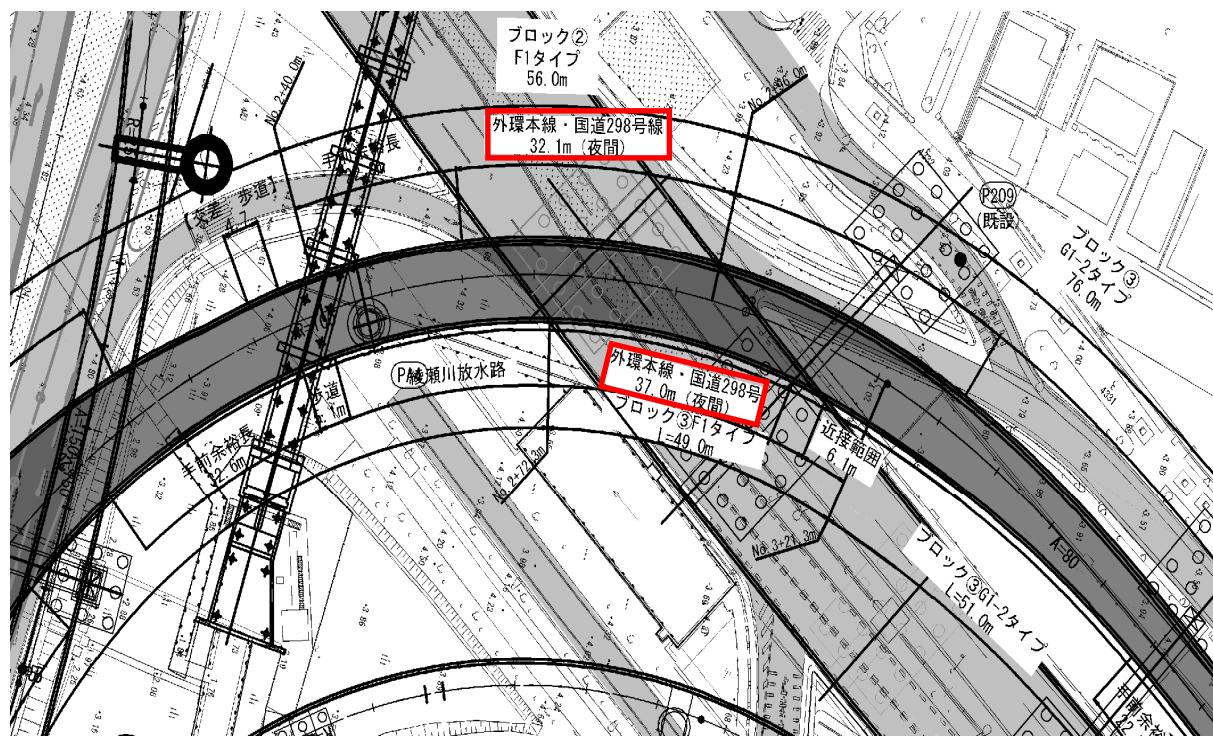
正

設計図面 Aランプ第1橋(PA1～P207) 設計図 122/166 Aランプ橋(PA1～P207)落下物防止柵(その1)



数量表

項目	種別	単位	数量	備考
落下物防止柵	F1(1)	m	105.0	Fタイプ
	G1-2(1)	m	533.0	G1-2タイプ



数量表

項目	種別	単位	数量	備考
落下物防止柵	F1(1)	m	35.9	Fタイプ
	F1(1)(N)	m	69.1	Fタイプ
	G1-2(1)	m	533.0	G1-2タイプ

設計図面 Aランプ橋(P207～P203)設計図 1/84 Aランプ橋(P207～P203)上部工数量総括表

項目名称	単位	A - 2 橋						備考
		桁P207～P203	P207	P206	P205	P204	P203	
鋼構造物の架設	t	220.332						220.332
	t	2.794						2.794 S10T(4,580組)
	m	61.8						61.8 平均板厚 t=18.8mm

誤

訂正箇所

正

項目名称	単位	A - 2 橋						備考
		桁P207～P203	P207	P206	P205	P204	P203	
鋼構造物の架設	t	220.332						220.332
	t	2.794						2.794 S10T(4,844組)
	m	61.8						61.8 平均板厚 t=18.8mm

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部エブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

正

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部エブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

正

設計図面 Bランプ橋(P216~PB4)設計図 1/103 Bランプ橋(P216~PB4)上部工数量総括表

項目名称	単位	B-1 橋					備考
		桁P216~PB4	P216	PB2	PB3	PB4	
鋼構造物の架設	鋼橋の架設 B-1	t	322.079				322.079
	高力ボルト本締工	t	4.560				4.560 S10T (8,412組)
	鋼橋の現場溶接工	m	69.2				69.2 平均板厚 t=12.6mm
	鋼床版の現場溶接工	m	309.6				309.6 平均板厚 t=12.0mm

落橋防止構造	A-591 (377) (N)	kg				303	303	
	A-596 (303) (N)	kg		303			303	
落下物防止柵	G1-2 (1)	m	118.0				118.0	
はく落防止対策工	A	m ²	117.4				117.4	

誤

訂正箇所

項目名称	単位	B-1 橋					備考
		桁P216~PB4	P216	PB2	PB3	PB4	
鋼構造物の架設	鋼橋の架設 B-1	t	322.079				322.079
	高力ボルト本締工	t	4.560				4.560 S10T (8,604組)
	鋼橋の現場溶接工	m	69.2				69.2 平均板厚 t=12.6mm
	鋼床版の現場溶接工	m	309.6				309.6 平均板厚 t=12.0mm

落橋防止構造	A-591 (377) (N)	kg				303	303	
	A-596 (303) (N)	kg		303			303	
落下物防止柵	F1 (1)	m	118.0				118.0	
G1-2 (1)		m	118.0				118.0	
はく落防止対策工	A	m ²	117.4				117.4	

正

設計図面 Bランプ橋(PB4~PB8)設計図 1/153 Bランプ橋(PB4~PB8)上部工数量総括表

項目名称	単位	B-2橋						備考
		桁PB4~PB8	PB4	PB5	PB6	PB7	PB8	
鋼構造物の防錆	m ²	9,757.3					9,757.3	
	m ²	3,468.7					3,468.7	
鋼構造物の輸送	t	766.880					766.880	
鋼構造物の架設	t	766.880					766.880	
	t	11.392					11.392	S10T(22,220組)
	m	162.3					162.3	平均板厚 t=13.6mm
	m	583.3					583.3	平均板厚 t=12mm

誤

訂正箇所

正

項目名称	単位	B-2橋						備考
		桁PB4~PB8	PB4	PB5	PB6	PB7	PB8	
鋼構造物の防錆	m ²	6,996.4					6,996.4	
	m ²	6,226.0					6,226.0	
鋼構造物の輸送	t	766.880					766.880	
鋼構造物の架設	t	766.880					766.880	
	t	11.392					11.392	S10T(22,348組)
	m	162.3					162.3	平均板厚 t=13.6mm
	m	583.3					583.3	平均板厚 t=12mm

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Bとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Bとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部工ブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. フラケットは、現場実測確認のうえ、製作
をおこなうこと。

正

設計図面 Bランプ橋(PB8～PB10)設計図 1/93 Bランプ橋(PB8～PB10)上部工数量総括表

項目名称	単位	B-3橋					備考
		桁PB8～PB10	PB8	PB9	PB10	計	
鋼構造物の架設	t	615.188				615.188	
	t	5.252				5.252	S10T(8,520組)
	m	309.3				309.3	平均板厚 t=20.9mm

誤

訂正箇所

正

項目名称	単位	B-3橋					備考
		桁PB8～PB10	PB8	PB9	PB10	計	
鋼構造物の架設	t	615.188				615.188	
	t	5.252				5.252	S10T(8,828組)
	m	309.3				309.3	平均板厚 t=20.9mm

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Bとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Bとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部エブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. フラケットは、現場実測確認のうえ、製作
をおこなうこと。

正

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Bとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Bとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部工ブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. フラケットは、現場実測確認のうえ、製作
をおこなうこと。

正

設計図面 Cランプ橋(PC1~P213)設計図 1/123 Cランプ橋(PC1~P213)上部工数量総括表

項目名称	単位	C橋						備考
		桁PC1~P213	PC1	PC2	PC3	PC4	P213	
鋼構造物の架設	t	815.698						815.698
	t	5.039						5.039 S10T (8,892組)
	m	504.7						504.7 平均板厚 t=15.6mm

誤

訂正箇所

正

項目名称	単位	C橋						備考
		桁PC1~P213	PC1	PC2	PC3	PC4	P213	
鋼構造物の架設	t	815.698						815.698
	t	5.039						5.039 S10T (9,062組)
	m	504.7						504.7 平均板厚 t=15.6mm

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部エブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

正

設計図面 Dランプ橋(P207~PD5)設計図 1/121 Dランプ橋(P207~PD5)上部工数量総括表

項目名称	単位	D橋						備考	
		桁P207~PD5	P207	PD1	PD2	PD3	PD4	PD5	
鉄筋	D 1 3	t	24.092						24.092 SD345、重ね継手鉄筋
	D 1 6	t	2.006						2.006 ・壁高欄
	D 1 9	t	0.111						0.111 ・巻立コン
	D 2 2	t	0.468						0.468 ・伸縮装置
	D 2 5	t	0.563						0.563
	D 2 9	t	1.634						1.634
	D 3 2	t	2.706						2.706
	D 3 5	t							
	D 3 8	t							
	計	t	31.580						31.580
A (E)	D 1 3	t	1.245						1.245 SD345、エポキシ樹脂鉄筋、・壁高欄

鋼構造物の架設	鋼橋の架設D	t	798.400						798.400
	高力ボルト本締工	t	4.408						4.408 S10T(7,738組)
	鋼橋の現場溶接工	m	369.5						369.5 平均板厚 t=16.3mm

誤

訂正箇所

項目名称	単位	D橋						備考	
		桁P207~PD5	P207	PD1	PD2	PD3	PD4	PD5	
鉄筋	D 1 3	t	24.092						24.092 SD345、重ね継手鉄筋
	D 1 6	t	2.006						2.006 ・壁高欄
	D 1 9	t	0.111						0.111 ・巻立コン
	D 2 2	t	0.749						0.749 ・伸縮装置
	D 2 5	t	0.563						0.563
	D 2 9	t	1.634						1.634
	D 3 2	t	2.706						2.706
	D 3 5	t							
	D 3 8	t							
	計	t	31.861						31.861
A (E)	D 1 3	t	1.245						1.245 SD345、エポキシ樹脂鉄筋、・壁高欄

鋼構造物の架設	鋼橋の架設D	t	798.400						798.400
	高力ボルト本締工	t	4.408						4.408 S10T(7,944組)
	鋼橋の現場溶接工	m	369.5						369.5 平均板厚 t=16.3mm

正

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部エブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

正

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 部材は、全て溶融亜鉛めっき仕上げとする。
付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。
但し、ボルト・ナット類はHDZ35とする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

誤

訂正箇所

注記)

1. 特記なき材質は全てSM490Aとする。
2. 特記なきスカーラップは全て50Rとする。
3. 下部エブラケットは橋脚と
同等以上の防錆塗装を施すものとする。
4. ブラケットは、現場実測確認のうえ、製作をおこなうこと。

正

設計図面 鋼製橋脚 設計図 1/214 鋼製橋脚数量総括表

項目名称	単位	PA1(PB10)	PA2(PB9)	PA3(PB8, PC2)	PA4	PB7	PC1	PC3	PC4	PD4	PD5	鋼製橋脚 小計	備考
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
鋼構造物の架設	t	460.284	622.096	534.532	180.064	255.606	124.525	91.914	64.744	82.231	143.730	2,559.726	
	t	72.724	137.465	103.144	56.618	49.268	18.401	43.426	37.492	49.360	18.310	586.208	
	t	4.559	6.391	5.127	0.174	0.125	0.763	0.130	0.102	0.106	0.773	18.250 S10T(30,294組)	
	m	415.5	440.4	421.4	184.8	278.4	181.6	113.9	78.4	53.2	199.6	2,367.2 平均板厚 t=42.0mm	

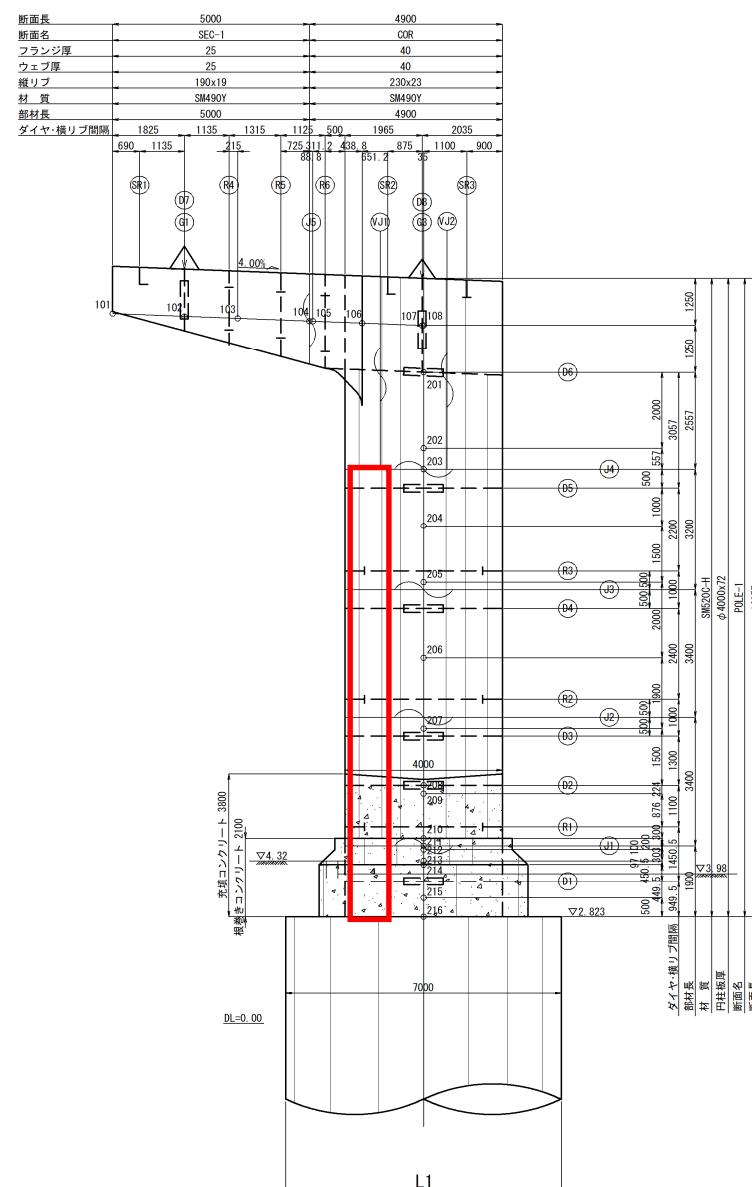
誤

訂正箇所

正

項目名称	単位	PA1(PB10)	PA2(PB9)	PA3(PB8, PC2)	PA4	PB7	PC1	PC3	PC4	PD4	PD5	鋼製橋脚 小計	備考
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
鋼構造物の架設	t	460.284	622.096	534.532	180.064	255.606	124.525	91.914	64.744	82.231	143.730	2,559.726	
	t	72.724	137.465	103.144	56.618	49.268	18.401	43.426	37.492	49.360	18.310	586.208	
	t	4.559	6.391	5.127	0.174	0.125	0.763	0.130	0.102	0.106	0.773	18.250 S10T(30,294組)	
	m	415.5	445.0	421.4	184.8	278.4	181.6	113.9	78.4	53.2	199.6	2,371.8 平均板厚 t=42.1mm	

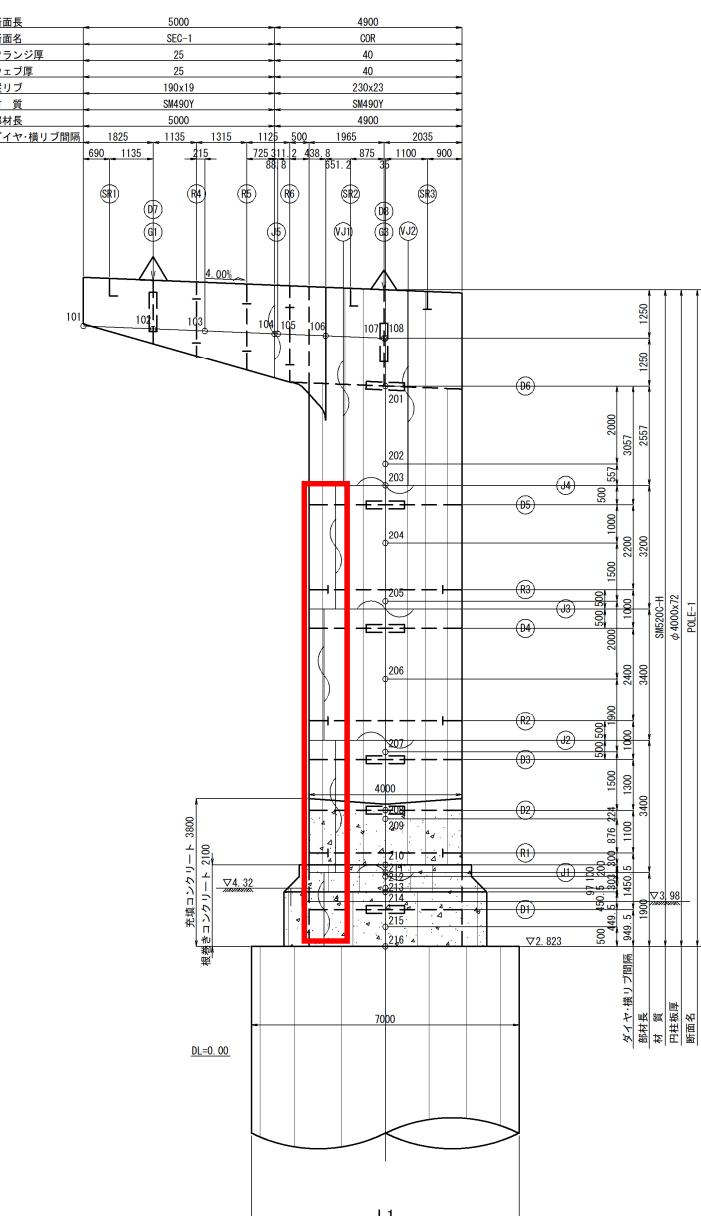
設計図面 鋼製橋脚 設計図 98/214 PA4橋脚断面構成図



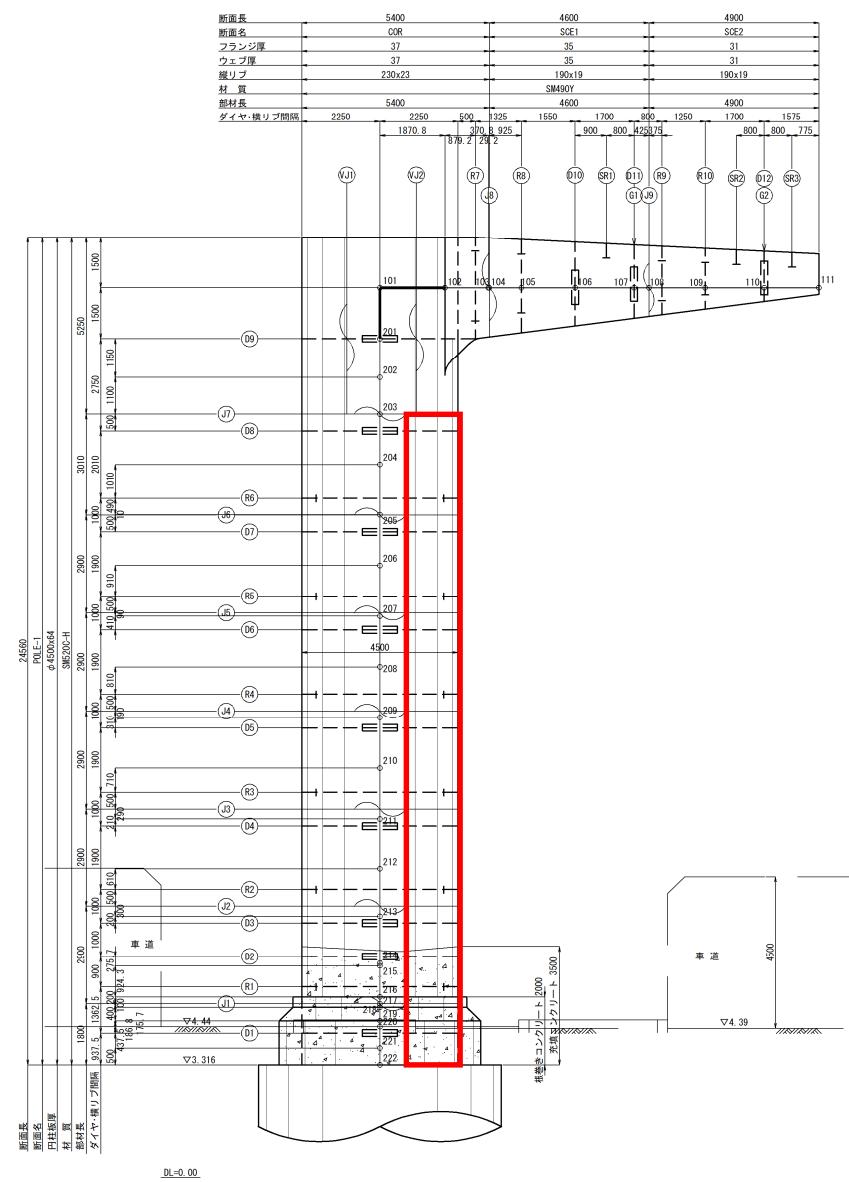
誤

訂正箇所

正



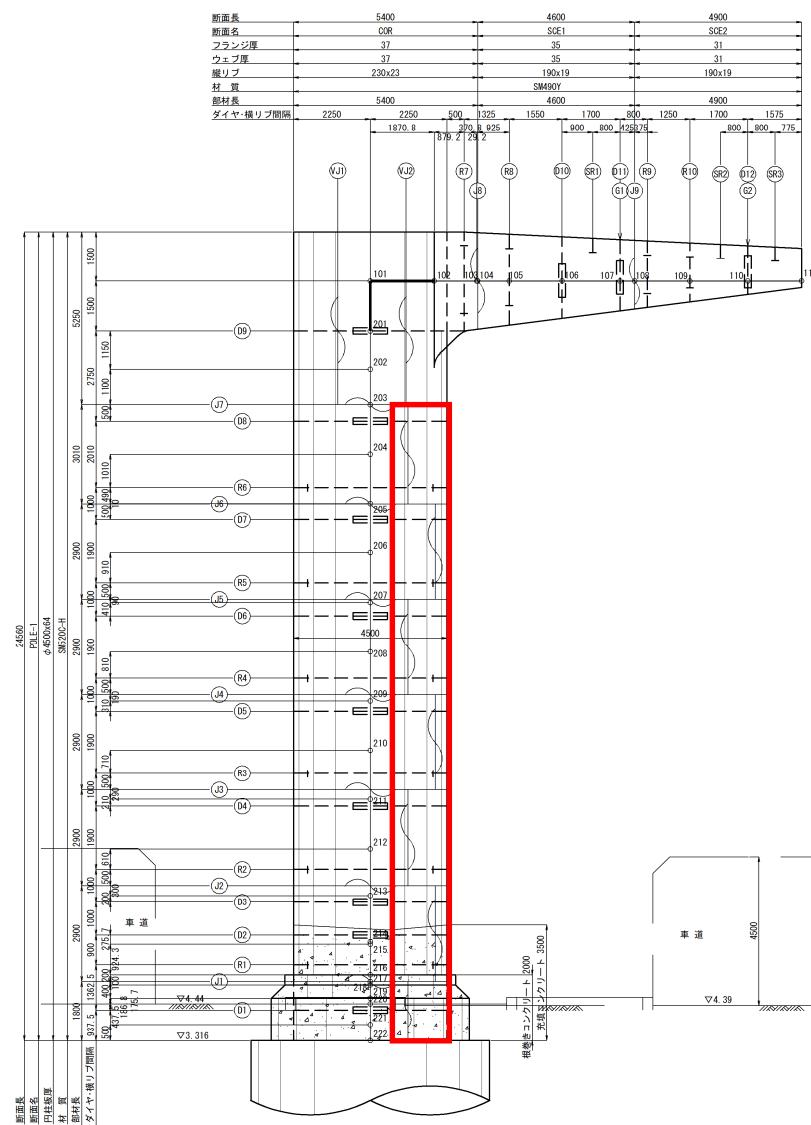
設計図面 鋼製橋脚 設計図 112/214 PB7橋脚断面構成図



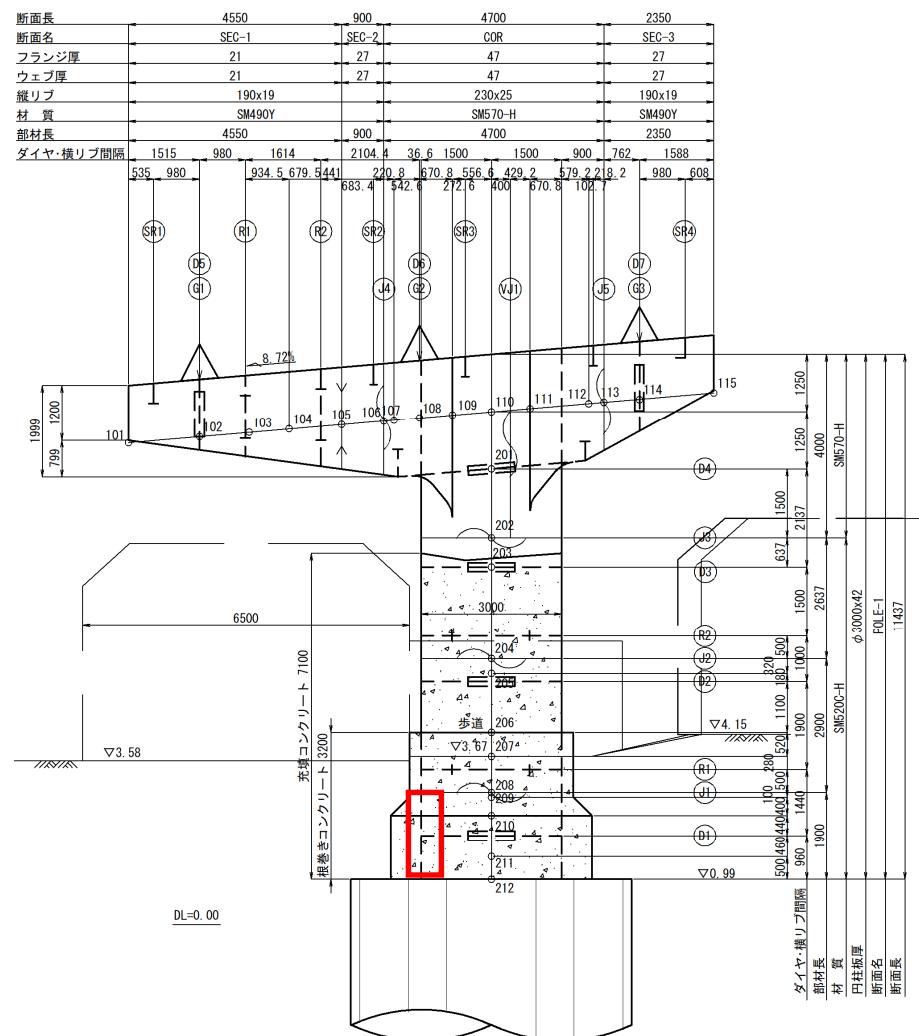
誤訂箇所

訂正箇所

正



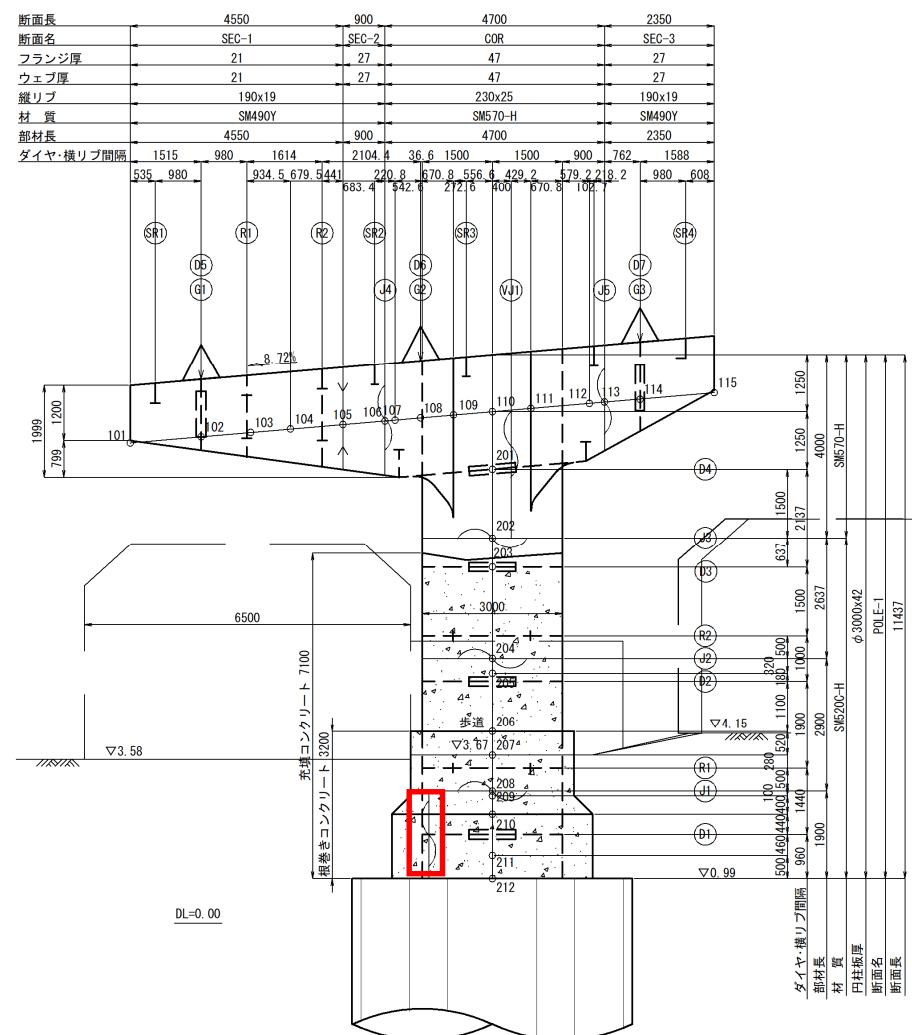
設計図面 鋼製橋脚 設計図 147/214 PC3橋脚断面構成図



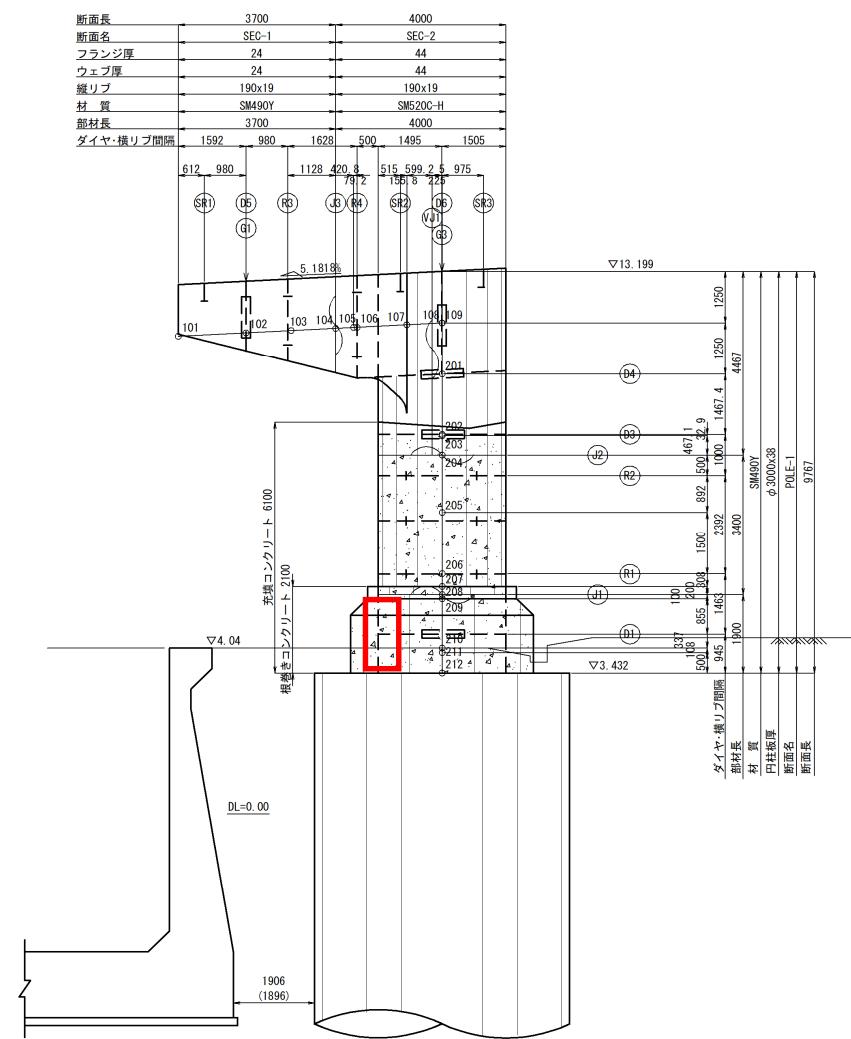
誤

訂正箇所

正



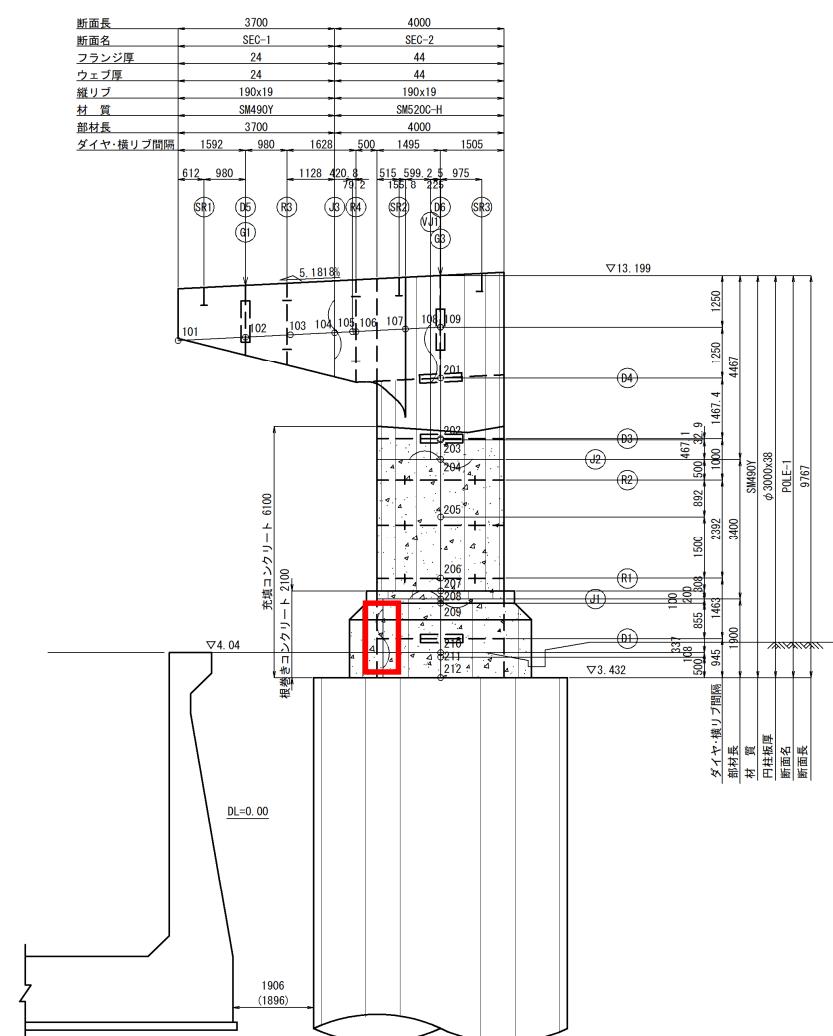
設計図面 鋼製橋脚 設計図 161/214 PC4橋脚断面構成図



誤

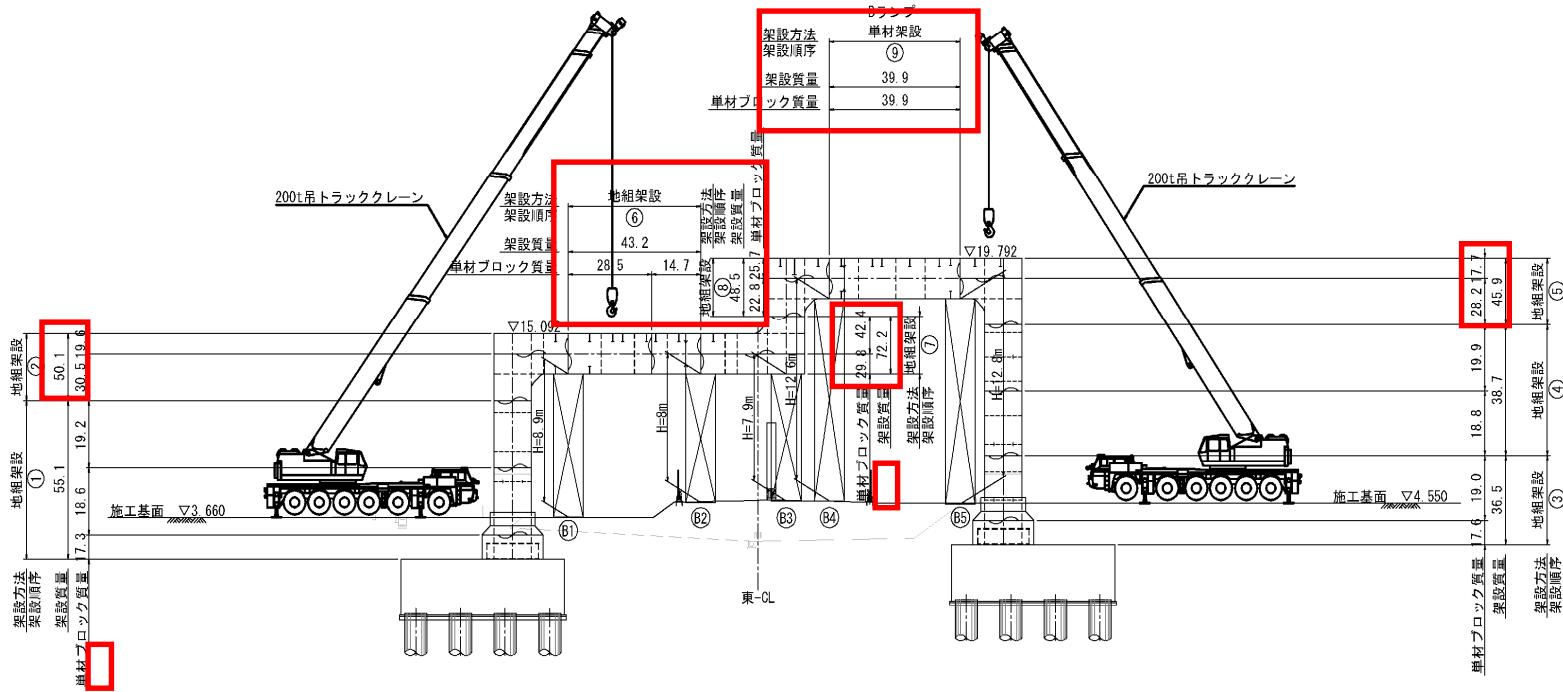
訂正箇所

正

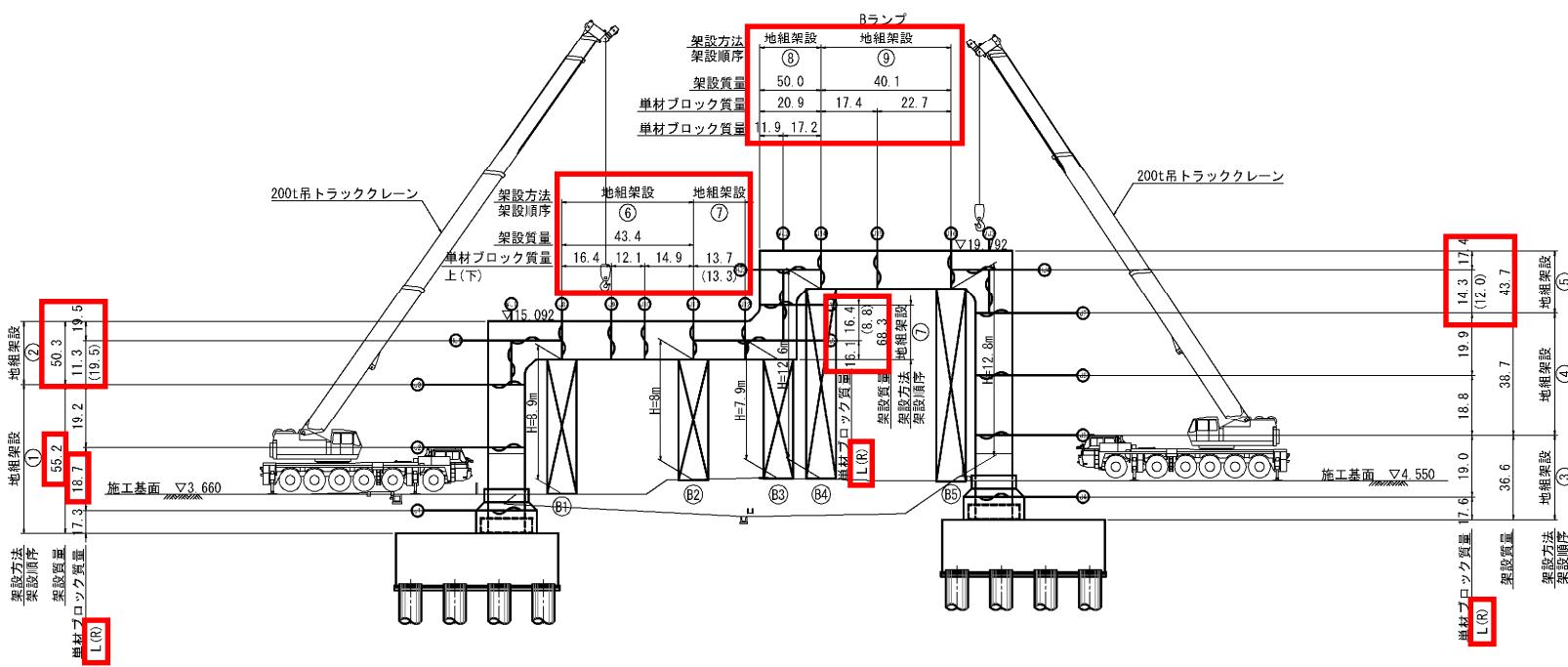


設計図面 鋼製橋脚 設計図 208/214 鋼製橋脚架設計画図(その1)(参考図)

正面図 (PA-1・PB11側)



正面図 (PA-1・PB11側)



設計図面 鋼製橋脚 設計図 209/214 鋼製橋脚架設計画図(その2)(参考図)

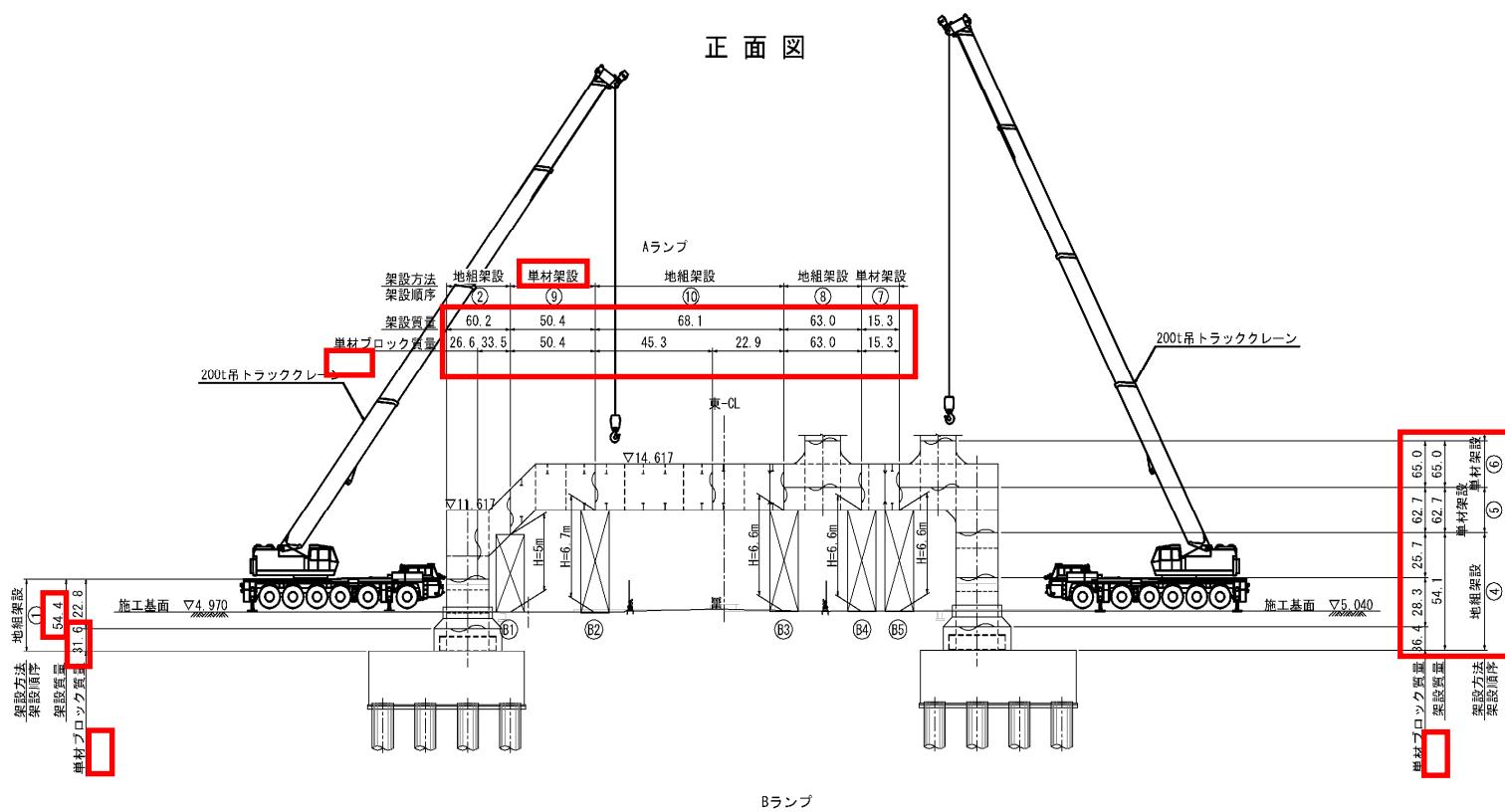
端

止箇所

止

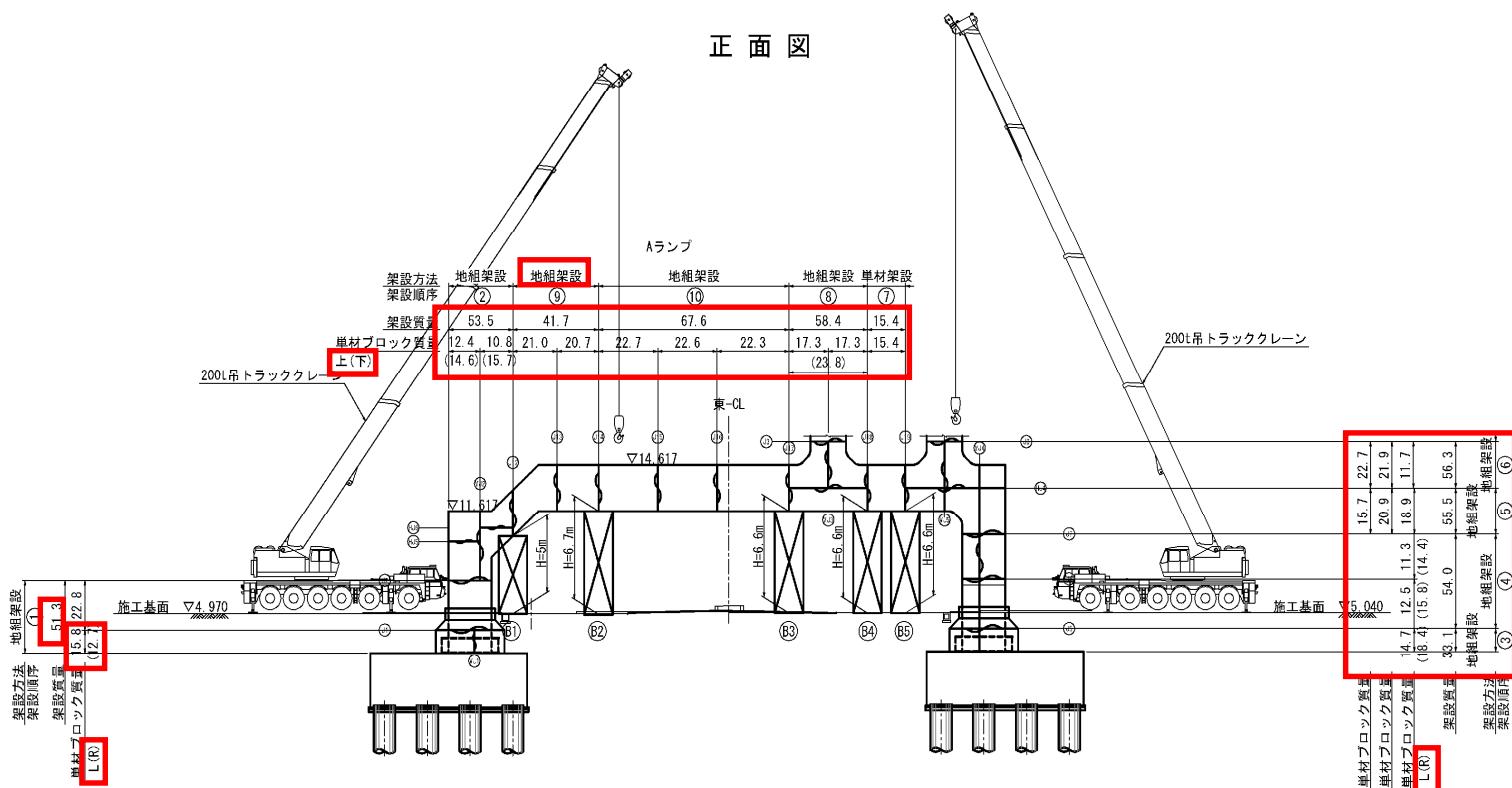
PA2(PB9)

正面図

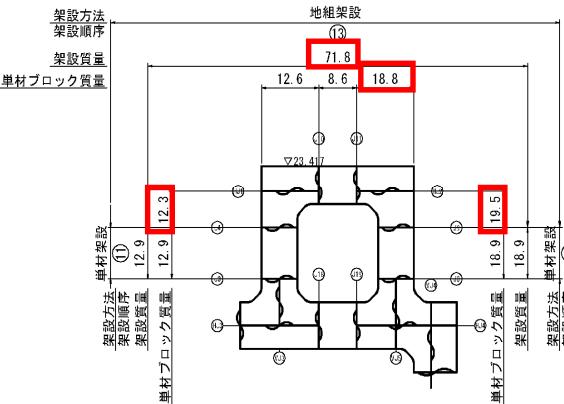


PA2(PB9)

正面図



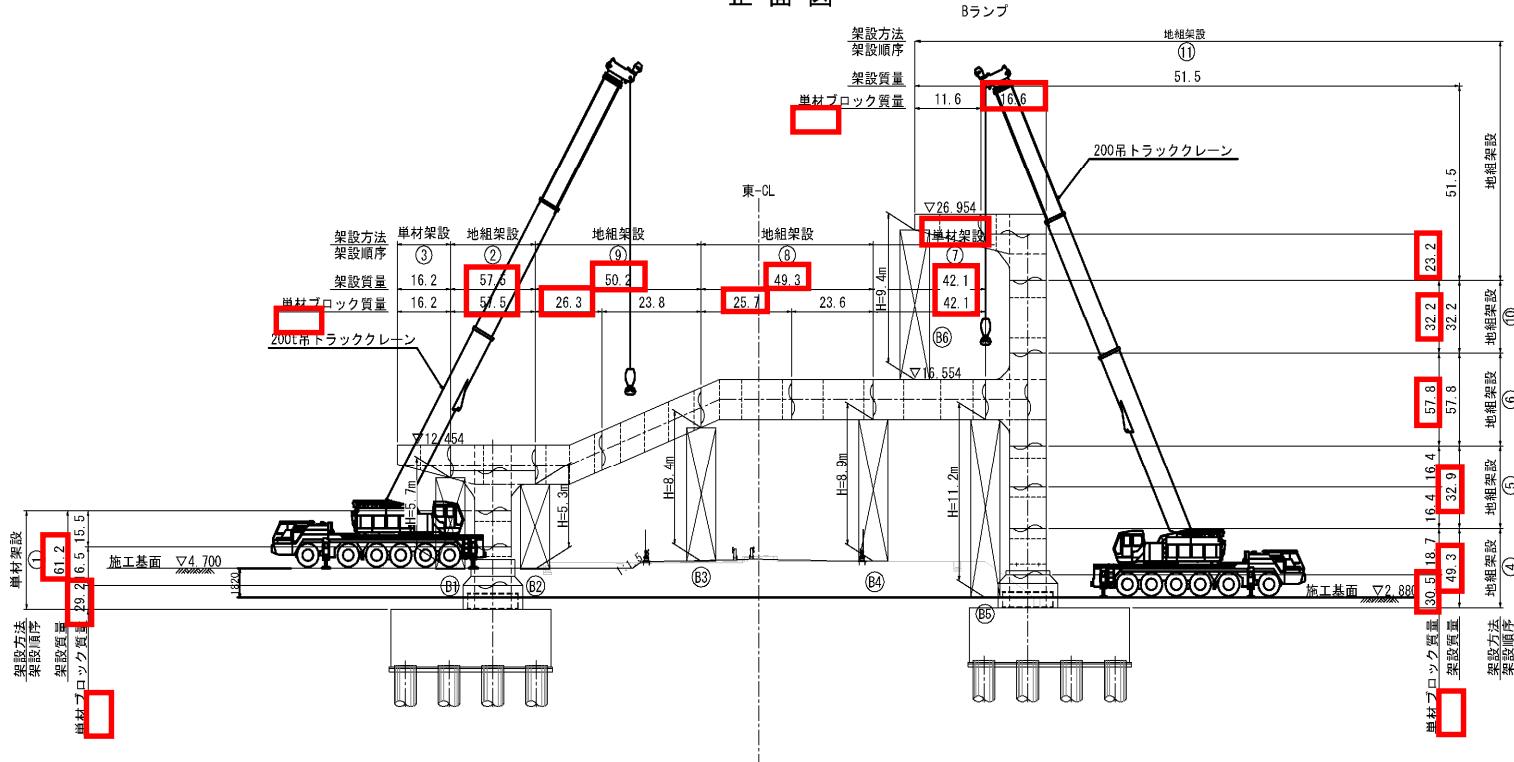
Bランプ



設計図面 鋼製橋脚 設計図 210/214 鋼製橋脚架設計画図(その3)(参考図)

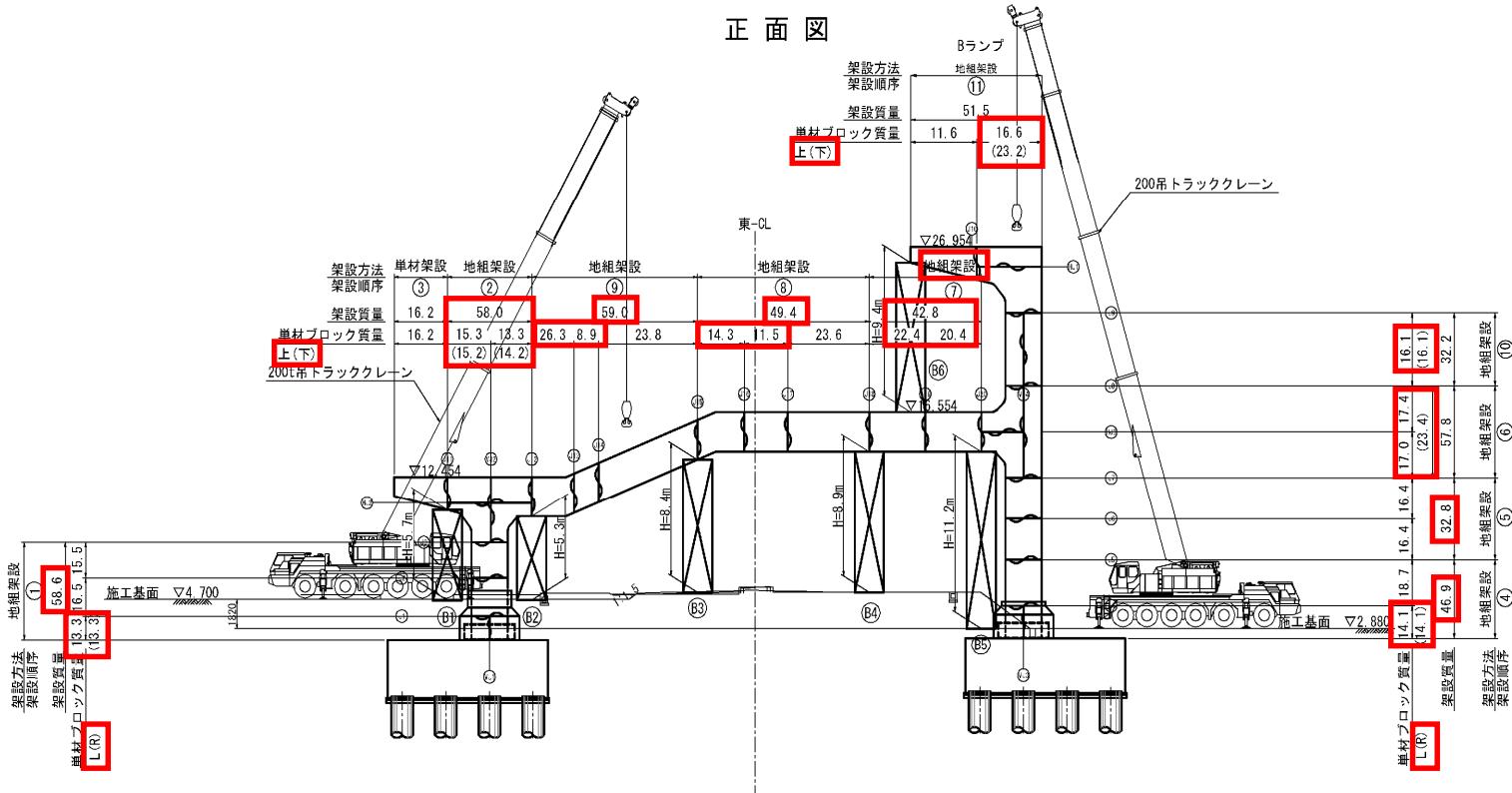
PA3 (PB8 PC2)

正面圖



PA3 (PB8 PC2)

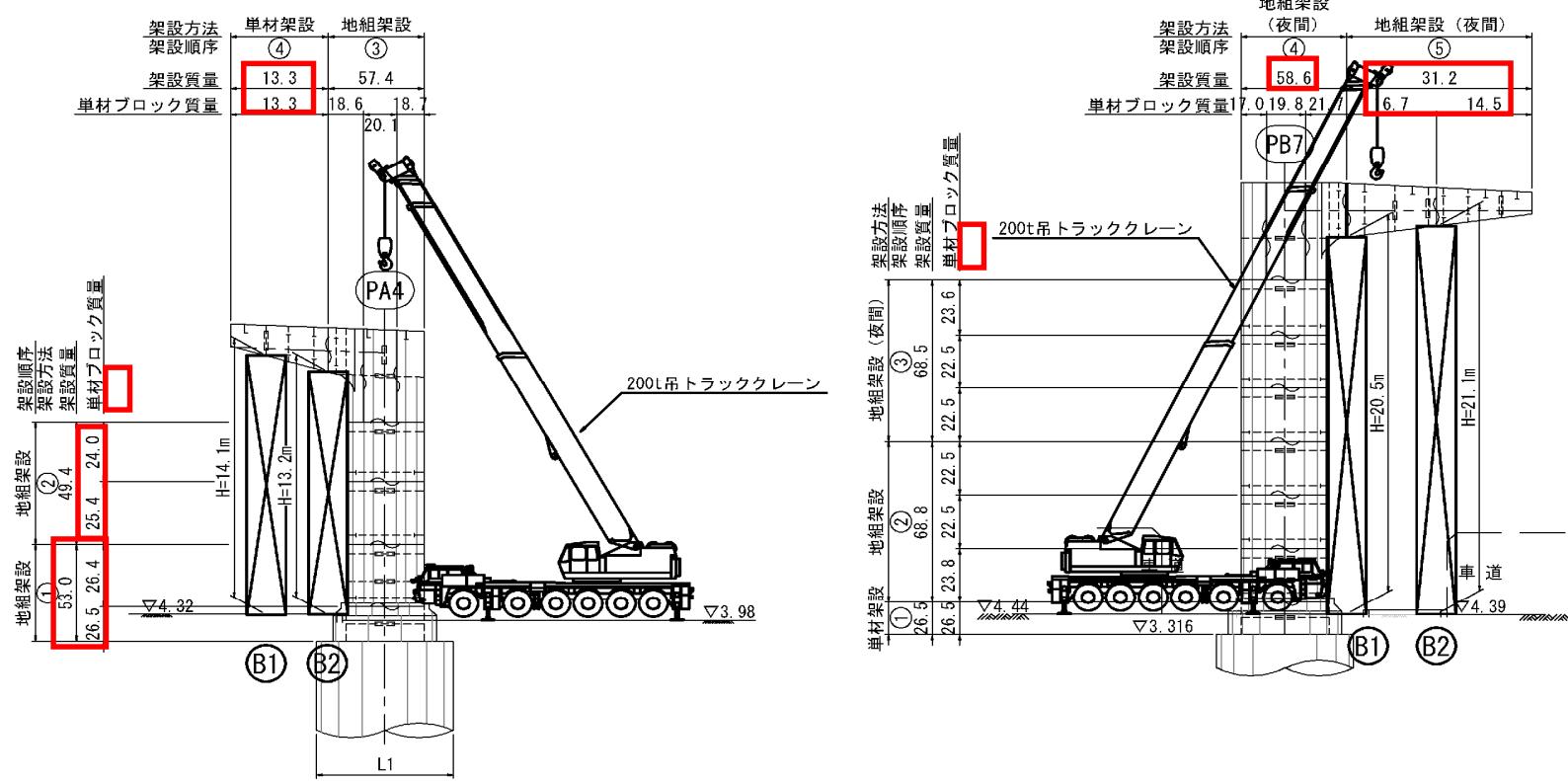
正面図



設計図面 鋼製橋脚 設計図 211/214 鋼製橋脚架設計画図(その4)(参考図)

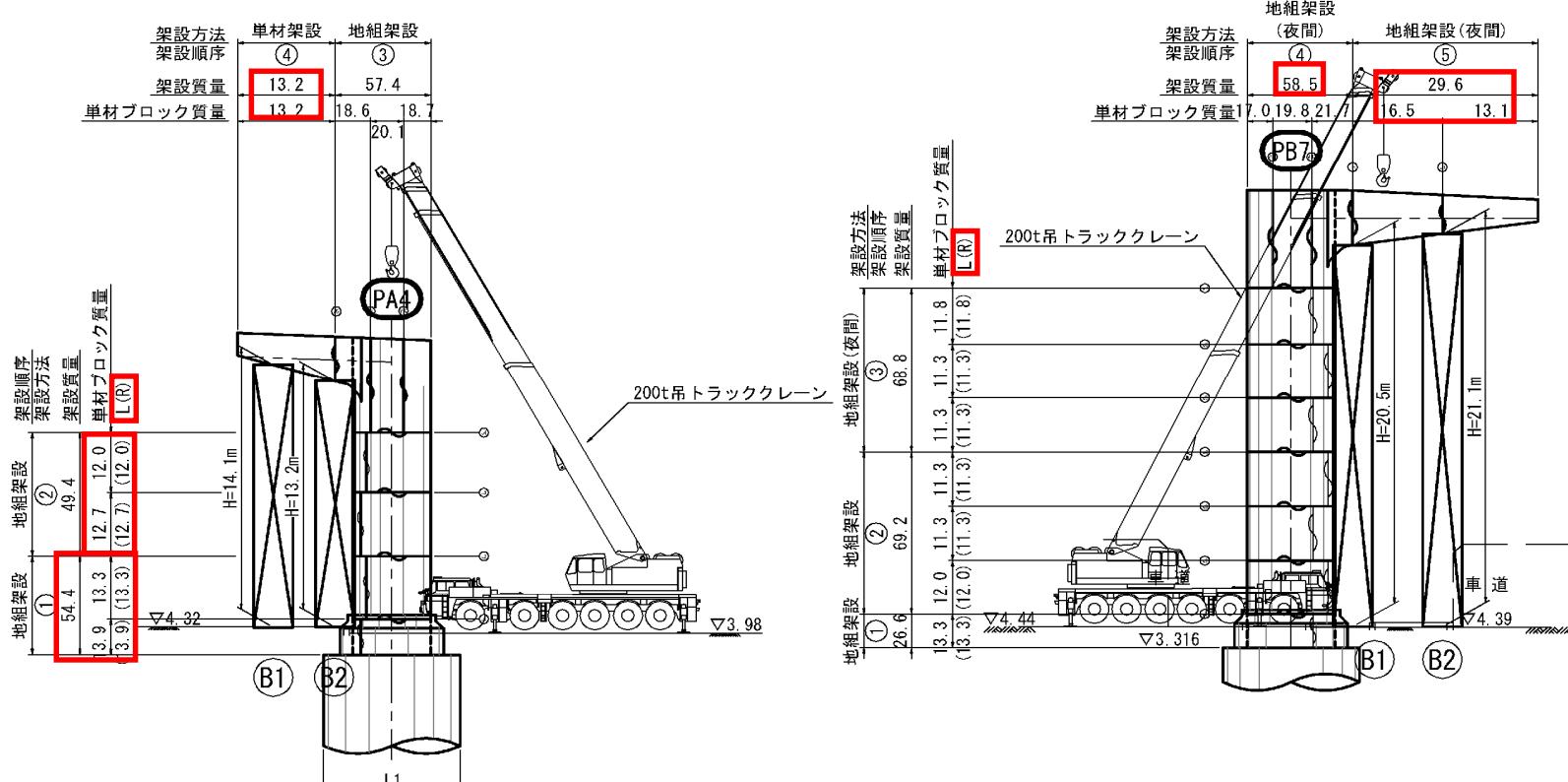
PA4, PB7

正面図



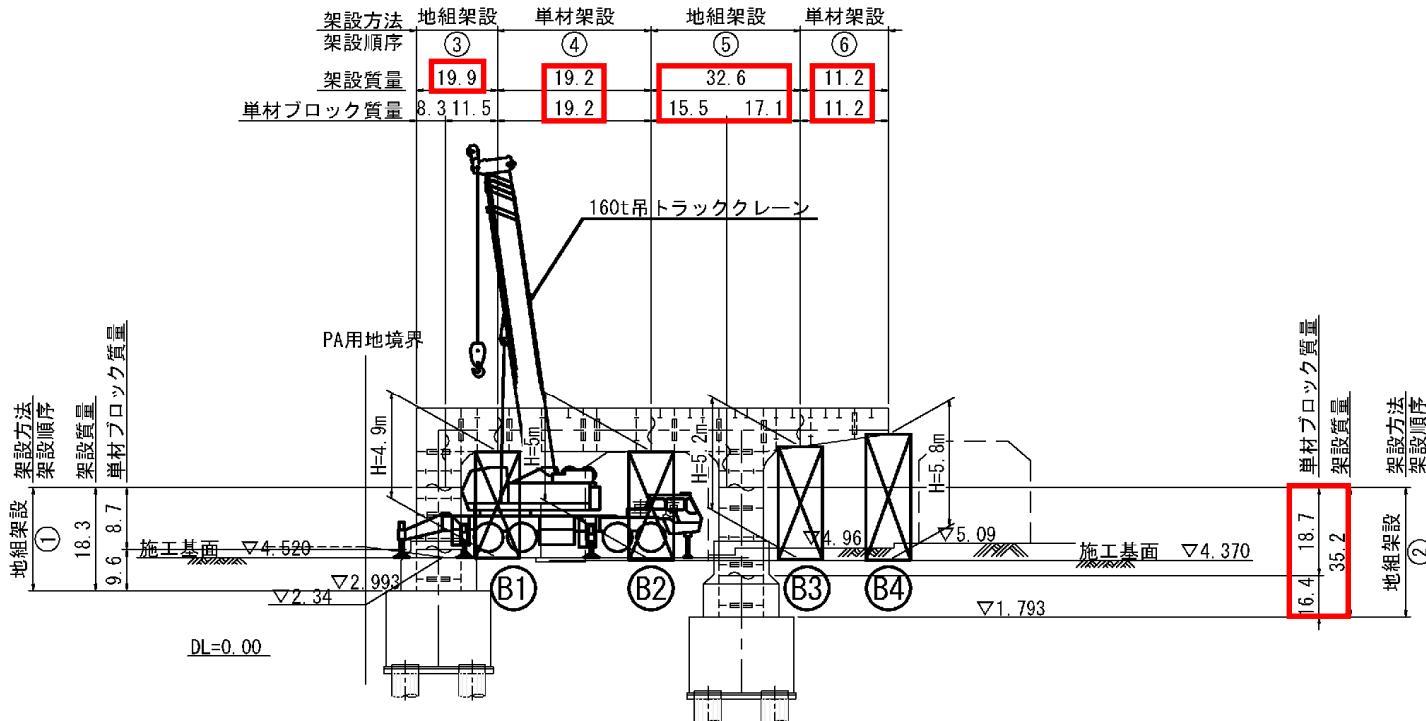
PA4 PB7

正面図



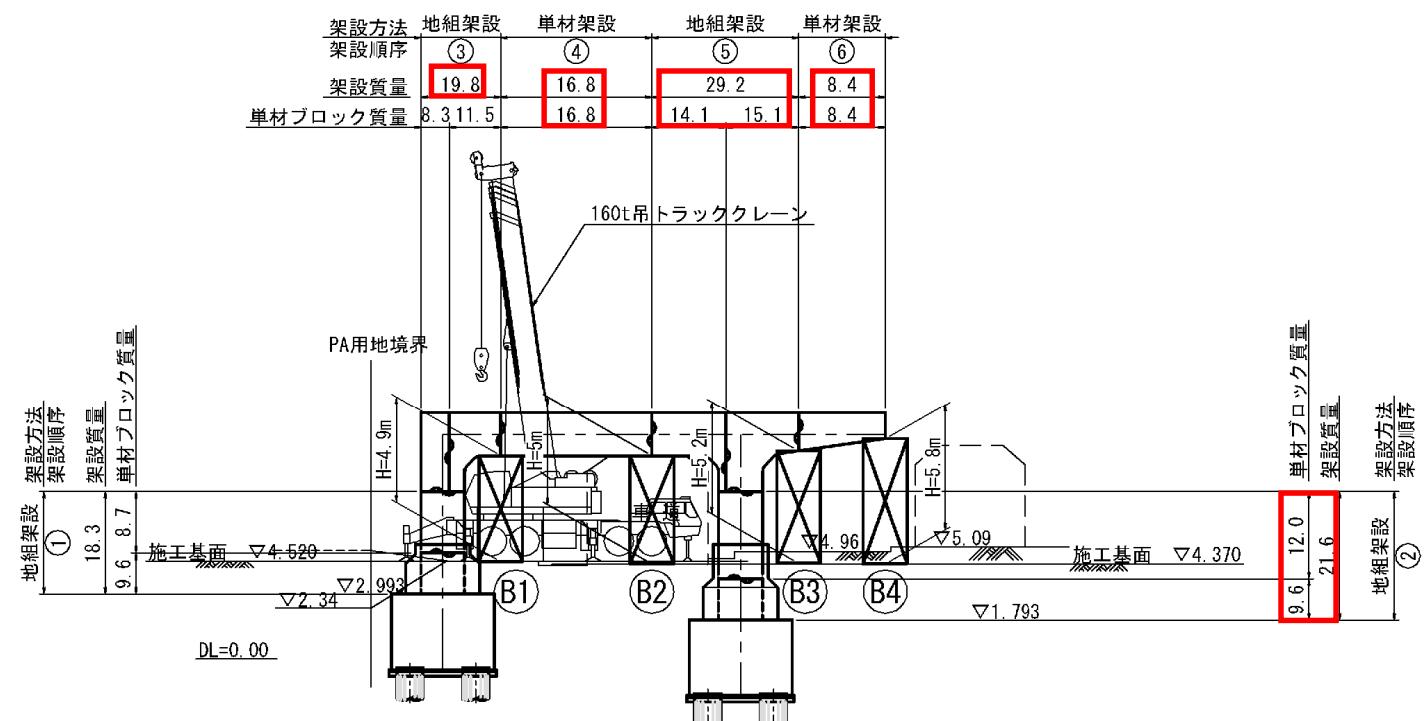
PC1

正面図



PC1

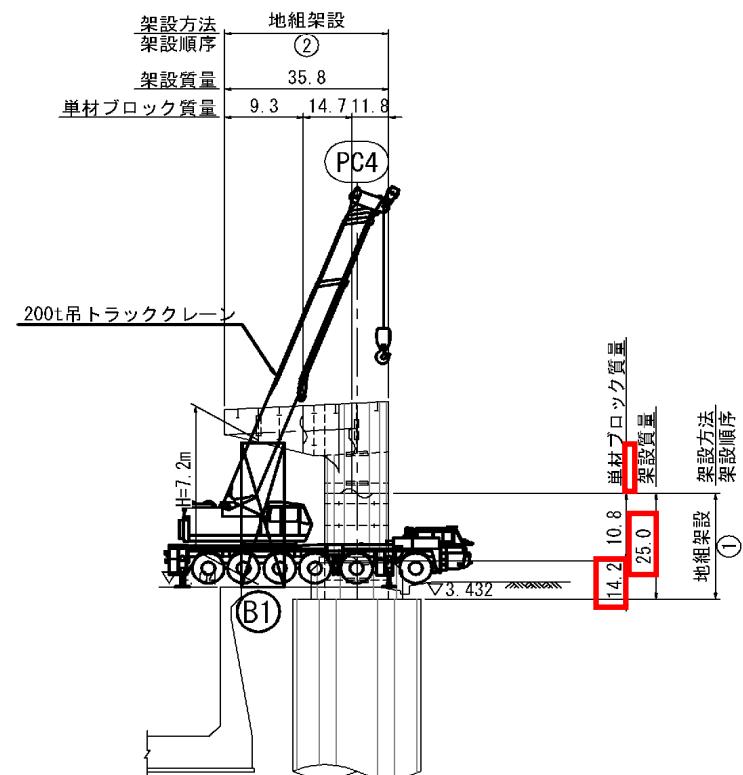
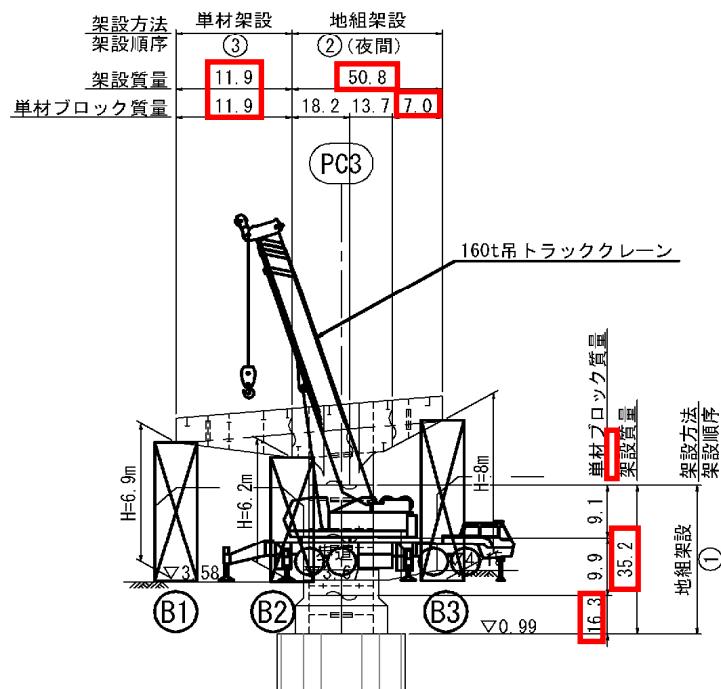
正面図



設計図面 鋼製橋脚 設計図 213/214 鋼製橋脚架設計画図(その6)(参考図)

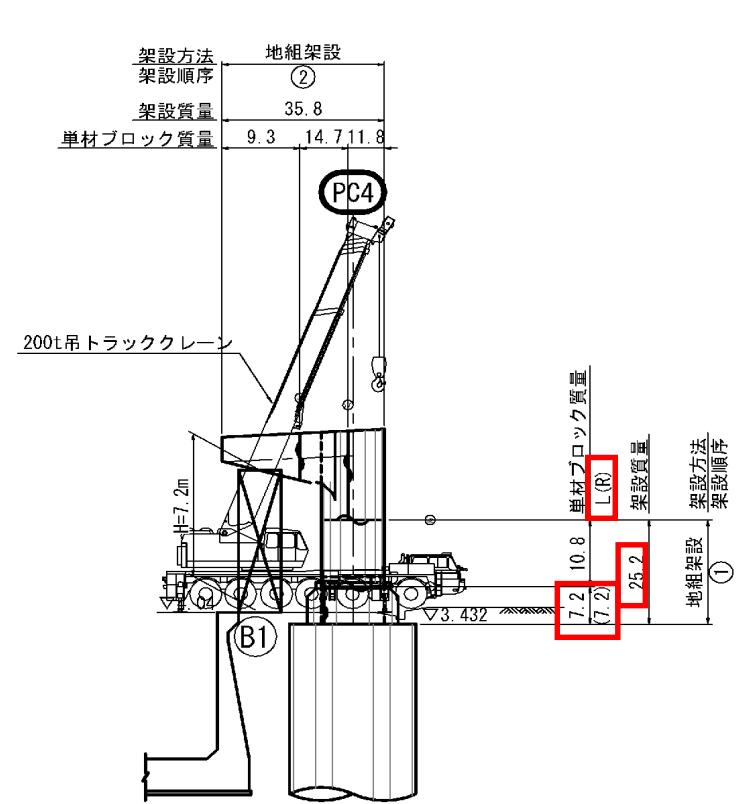
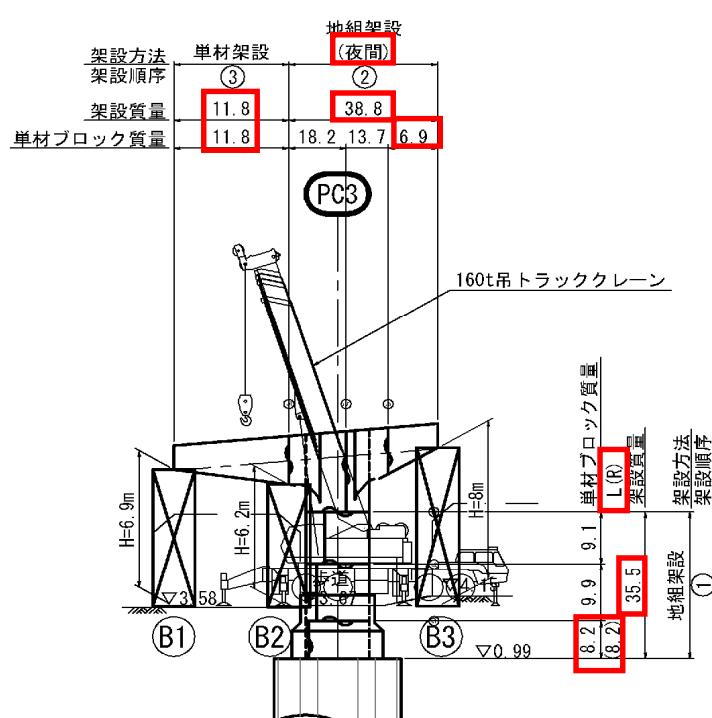
PC3, PC4

正面図



PC3 PC4

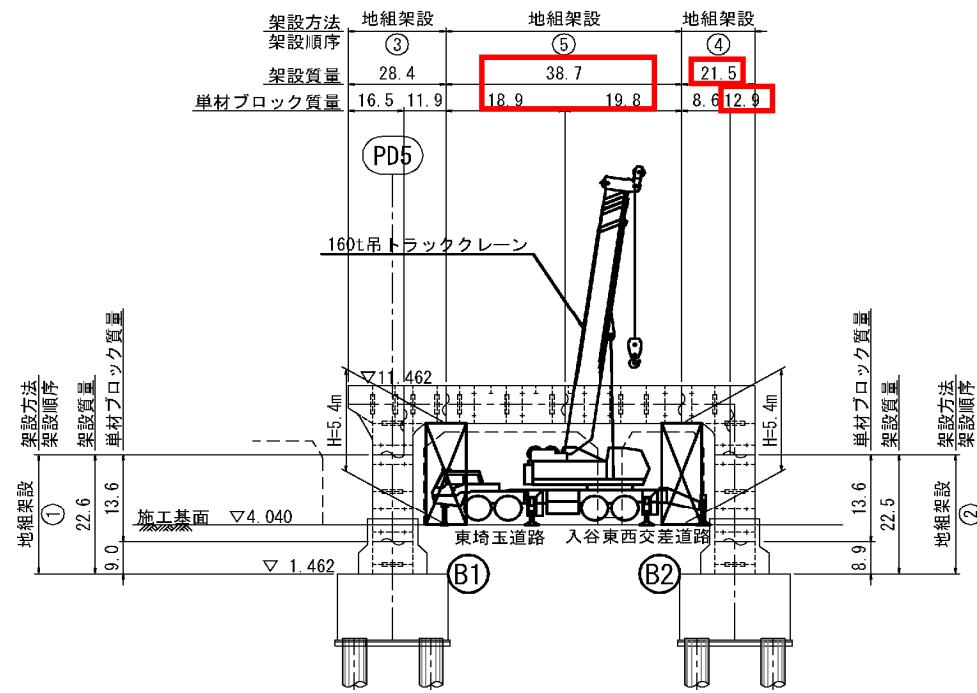
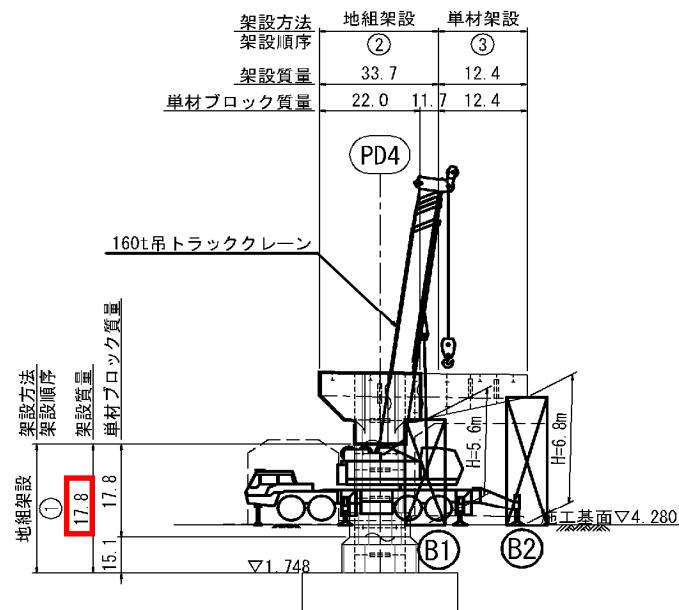
正面図



設計図面 鋼製橋脚 設計図 214/214 鋼製橋脚架設計画図(その7)(参考図)

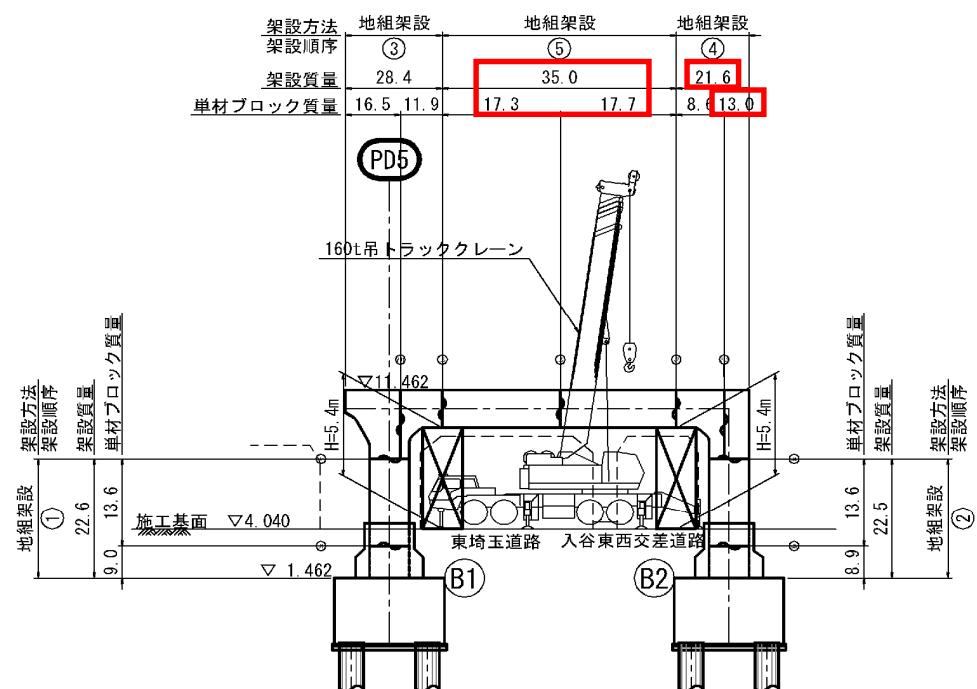
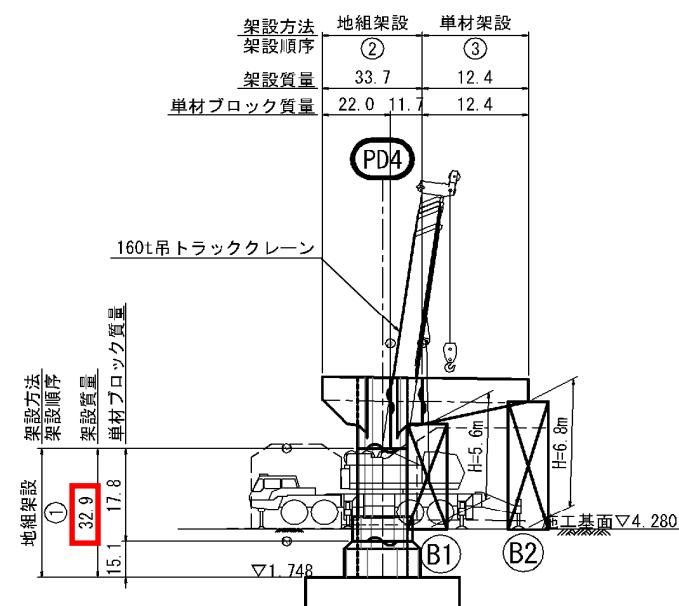
PD4, PD5

正面図



PD4 PD5

正面図



設計図面 既設補強 設計図 1/98 既設補強工数量総括表

項目名	単位	【耐震補強工】					【新支点補強工】				【落防・横変補強工】				【荷重補強工】			既設補強工 小計	備考
		P203	P204	P205	P206	P207	P209	A-P203	A-P204	A-P205	A-P206	A-P207	A-P203	A-P207	D-P207	A-P207	A-P209	D-P207	
鋼構物の製作	製作材料費（鋼板）A	t	0.085	0.338	0.014	0.715	0.885	1.454	1.272	1.945	1.661	1.743	1.538						11.650 SS400, SM400
	製作材料費（鋼板）B	t	1.267	0.340	0.628	1.201	1.365	2.181	1.958	3.634	3.050	2.984	1.546	0.679	1.224	1.006	1.244	1.995	3.948
	製作材料費（鋼板）C	t		0.951	1.419														30.050 SM400, SM520
	製作材料費（形鋼）A	t		0.214		0.427	0.486	0.776	0.072	0.003	0.003	0.006	0.006						2.370 SM570
鋼構物の防護	既設鋼製橋脚の補強部材の製作	個	28	146	28	144	112	192	225	316	306	294	210	58	76	68	2	2	2.233
	既設鋼製橋脚の補強部材の製作	t	1.4	1.8	2.0	2.3	2.7	4.4	3.3	5.5	4.7	4.7	3.1	0.7	1.2	1.0	1.2	2.0	45.9
	鋼構物の塗装 C-5	m ²	0.6	10.5	1.1	18.2	20.7	33.0	1.9	1.7	1.7	3.1	3.0	1.6	3.5	1.4	3.1	4.4	115.4
	鋼構物の塗装 D-4	m ²	13.9	10.4	21.7	16.8	23.5	36.7	39.9	52.9	45.3	47.1	31.9	9.3	25.6	13.4			388.4
鋼構物の輸送	既設鋼製橋脚の補強部材の輸送	t	1.329	1.780	1.926	2.249	2.623	4.238	3.204	5.339	4.583	4.617	3.009	0.657	1.190	0.963	1.244	1.995	3.948
	既設鋼製橋脚の補強部材の架設	t	1.329	1.700	1.926	2.249	2.623	4.238	3.204	5.339	4.503	4.617	3.009	0.657	1.190	0.963	1.244	1.995	3.948
	高力ボルト本継工	t	0.146	0.552	0.255	0.772	0.899	1.336	0.646	0.837	0.754	0.754	0.532	0.155	0.246	0.188			8.07 SIOT(15.209組)
	既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	m															10.3	11.8	25.1
現場孔明工	A	箇所	264	1.001	480	1.392	1.716	2.448	572	660	604	780	572	174	288	198			96.9 平均板厚 t=51.6mm
																			11.149

誤

訂正箇所

項目名	単位	【耐震補強工】					【新支点補強工】				【落防・横変補強工】				【荷重補強工】			既設補強工 小計	備考
		P203	P204	P205	P206	P207	P209	A-P203	A-P204	A-P205	A-P206	A-P207	A-P203	A-P207	D-P207	A-P207	A-P209	D-P207	
鋼構物の製作	製作材料費（鋼板）A	t	0.085	0.338	0.014	0.715	0.885	1.454	1.272	1.945	1.661	1.743	1.538						11.650 SS400, SM400
	製作材料費（鋼板）B	t	1.267	0.340	0.628	1.201	1.365	2.181	1.958	3.634	3.050	2.984	1.546	0.679	1.224	1.006	1.244	1.995	3.948
	製作材料費（鋼板）C	t		0.951	1.419														30.050 SM400, SM520
	製作材料費（形鋼）A	t		0.214		0.427	0.486	0.776	0.072	0.003	0.003	0.006	0.006						2.370 SM570
鋼構物の防護	既設鋼製橋脚の補強部材の製作	個	28	146	28	144	112	192	225	316	306	294	210	58	76	68	2	2	2.233
	既設鋼製橋脚の補強部材の製作	t	1.4	1.0	2.0	2.3	2.7	4.4	3.3	5.5	4.7	4.7	3.1	0.7	1.2	1.0	1.2	2.0	45.9
	鋼構物の塗装 C-5	m ²	0.6	10.6	1.1	18.2	20.7	33.0	1.9	1.7	1.7	3.1	3.0	1.6	3.5	1.4	3.1	4.4	115.4
	鋼構物の塗装 D-4	m ²	13.9	10.4	21.7	16.8	23.5	36.7	39.9	52.9	45.3	47.1	31.9	9.3	25.6	13.4			388.4
鋼構物の輸送	既設鋼製橋脚の補強部材の輸送	t	1.329	1.780	1.926	2.249	2.623	4.238	3.204	5.339	4.583	4.617	3.009	0.657	1.190	0.963	1.244	1.995	3.948
	既設鋼製橋脚の補強部材の架設	t	1.329	1.700	1.926	2.249	2.623	4.238	3.204	5.339	4.503	4.617	3.009	0.657	1.190	0.963	1.244	1.995	3.948
	高力ボルト本継工	t	0.146	0.552	0.255	0.772	0.899	1.336	0.646	0.837	0.754	0.754	0.532	0.155	0.246	0.188			8.07 SIOT(15.219組)
	既設鋼製橋脚の補強部材の現場溶接工	m															10.3	11.8	25.1
現場孔明工	A	箇所	264	993	480	1.392	1.656	2.448	616	660	604	776	568	174	264	198			11.091

正

203側WEB 1箇所当たり(製作数:n=2) 2-PL 100x8x1225 (SM570) 10-TCB M22x65 (S10T) 2-PL 100x8x560 (SM570) 5-TCB M22x65 (S10T) 5- ϕ 24.5孔(現場)	205側WEB 1箇所当たり(製作数:n=2) 4-PL 100x8x260 (SM570) 6-TCB M22x65 (S10T) 2-PL 100x8x560 (SM570) 5-TCB M22x65 (S10T) 5- ϕ 24.5孔(現場)
---	---

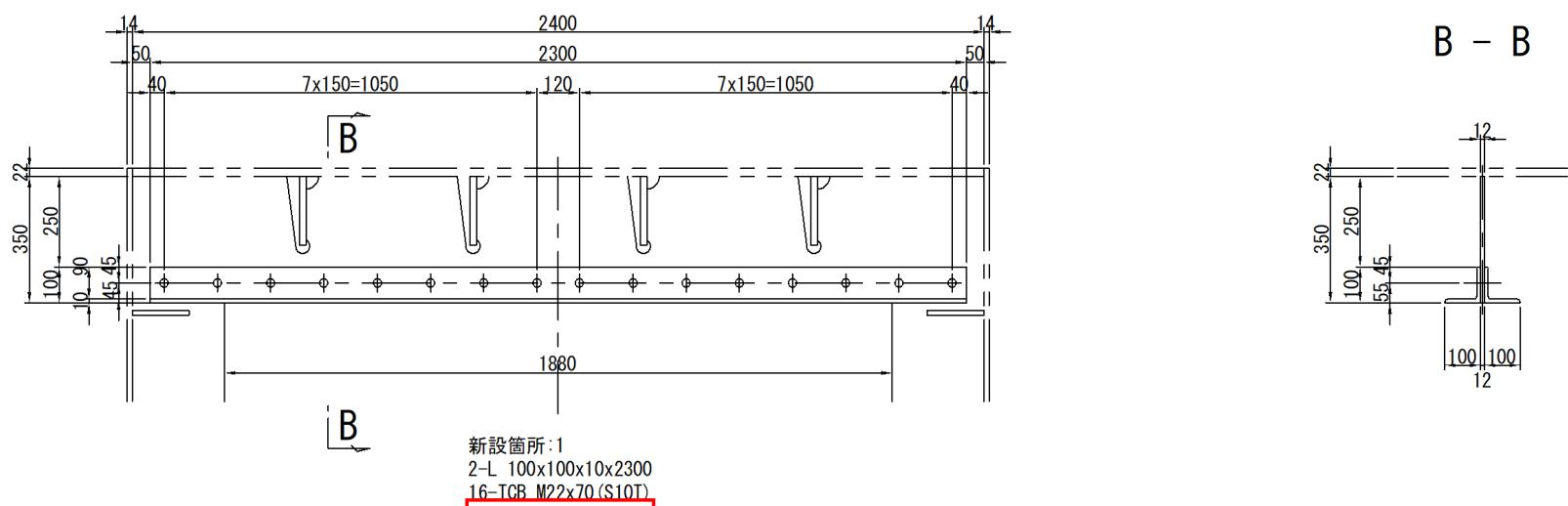
誤

訂正箇所

203側WEB 1箇所当たり(製作数:n=2) 2-PL 100x8x1225 (SM570) 10-TCB M22x65 (S10T) 2-PL 100x8x560 (SM570) 5-TCB M22x65 (S10T) 15- ϕ 24.5孔(現場)	205側WEB 1箇所当たり(製作数:n=2) 4-PL 100x8x260 (SM570) 6-TCB M22x65 (S10T) 2-PL 100x8x560 (SM570) 5-TCB M22x65 (S10T) 11- ϕ 24.5孔(現場)
--	--

正

既設D15支点ダイヤ補強図

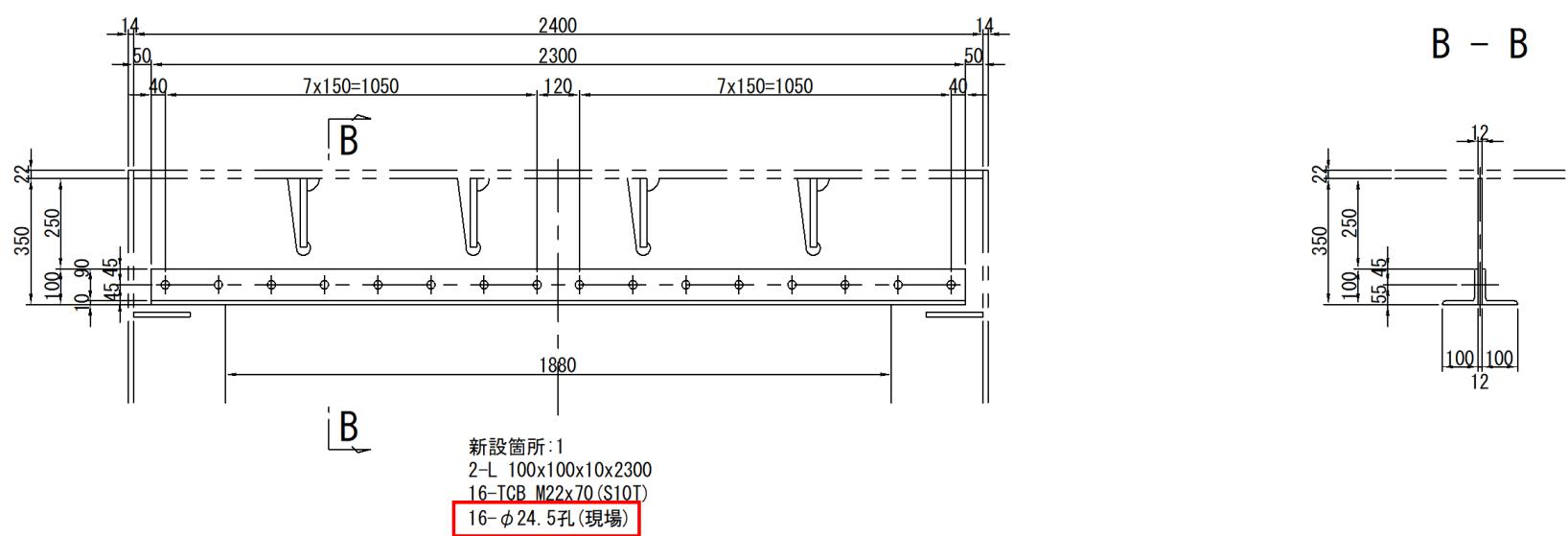


端

訂正箇所

正

既設D15支点ダイヤ補強図



設計図面 既設補強 設計図 96/98 既設橋脚改良工(その20)

P213 横変位拘束構造C 内訳表

工種	単位	数量	摘要
表面処理	m2	0.8	チッピング
アンカーホルダ	φ42×490	本	16
コンクリート	A1-5	m3	0.7 $\sigma_{ck}=30N/mm^2$
型わく	C	m2	3.0
鉄筋	A	t	0.168 SD345
	C	t	0.017 SD345
緩衝材	0.5×0.5	枚	1 クロロブレニゴム
インサートアンカー	M12×100	本	4 SS400
エボキシ樹脂	kg	5.622	
鉄筋位置調査	m2	1.2	

P213 棟座改良工 内訳表

工種	単位	既設部	摘要
無收縮モルタル	台座部	m3	0.025 0.025
	アンカーホルダ	m3	0.048 0.048

工種	単位	新設部	摘要
コンクリートはつり	WJ	m3	0.09 0.09
アンカーホルダ	φ61	m	9.98 10.10
無收縮モルタル	台座部	m3	0.190 0.176
	アンカーホルダ	m3	0.009 0.009
鉄筋位置調査	m2	1.3	1.3

PB4(PB5側) 横変位拘束構造C 内訳表

工種	単位	数量	摘要
表面処理	m2	0.5	チッピング
アンカーホルダ	φ42×490	本	14
コンクリート	A1-5	m3	0.4 $\sigma_{ck}=30N/mm^2$
型わく	C	m2	2.2
鉄筋	A	t	0.130 SD345
	C	t	0.010 SD345
緩衝材	0.3×0.3	枚	1 クロロブレニゴム
インサートアンカー	M12×100	本	4 SS400
エボキシ樹脂	kg	4.920	
鉄筋位置調査	m2	0.5	

P216 棟座改良工 内訳表

工種	単位	既設部	摘要
無收縮モルタル	台座部	m3	0.021 0.023 0.028
	アンカーホルダ	m3	0.022 0.022 0.022

工種	単位	新設部	摘要
コンクリートはつり	WJ	m3	0.09 0.09 0.09
アンカーホルダ	φ61	m	3.70 3.63 3.71
無收縮モルタル	台座部	m3	0.187 0.207 0.184
	アンカーホルダ	m3	0.003 0.003 0.003
鉄筋位置調査	m2	1.9	1.9 1.8

PB2 棟座改良工 内訳表

工種	単位	既設部	摘要
無收縮モルタル	台座部	m3	0.033 0.023 0.030
	アンカーホルダ	m3	0.066 0.059 0.066

工種	単位	新設部	摘要
コンクリートはつり	WJ	m3	0.05 0.05 0.05
アンカーホルダ	φ61	m	3.55 3.43 3.51
無收縮モルタル	台座部	m3	0.151 0.178 0.160
	アンカーホルダ	m3	0.003 0.003 0.003
鉄筋位置調査	m2	1.2	1.2 1.2

PB3 棟座改良工 内訳表

工種	単位	既設部	摘要
無收縮モルタル	台座部	m3	0.033 0.023 0.030
	アンカーホルダ	m3	0.080 0.053 0.080

工種	単位	新設部	摘要
コンクリートはつり	WJ	m3	0.05 0.05 0.05
アンカーホルダ	φ61	m	3.74 3.58 3.64
無收縮モルタル	台座部	m3	0.114 0.144 0.132
	アンカーホルダ	m3	0.003 0.003 0.003
鉄筋位置調査	m2	1.1	1.1 1.1

PB4(PB3側) 棟座改良工 内訳表

工種	単位	既設部	摘要
無收縮モルタル	台座部	m3	0.030 0.031 0.030
	アンカーホルダ	m3	0.022 0.022 0.022

工種	単位	新設部	摘要
コンクリートはつり	WJ	m3	0.10 0.10 0.10
アンカーホルダ	φ61	m	3.41 3.26 3.27
無收縮モルタル	台座部	m3	0.281 0.335 0.331
	アンカーホルダ	m3	0.003 0.003 0.003
鉄筋位置調査	m2	2.0	2.1 2.1

PB4(PB5側) 棟座改良工 内訳表

工種	単位	既設部	摘要
無收縮モルタル	台座部	m3	0.029 0.029
	アンカーホルダ	m3	0.040 0.040

工種	単位	新設部	摘要
コンクリートはつり	WJ	m3	0.12 0.12 0.12
アンカーホルダ	φ61	m	5.14 5.05 5.05
無收縮モルタル	台座部	m3	0.311 0.334 0.334
	アンカーホルダ	m3	0.005 0.005 0.005
鉄筋位置調査	m2	2.4	2.4 2.4

PB5 棟座改良工 内訳表

工種	単位	既設部	摘要
無收縮モルタル	台座部	m3	0.058
	アンカーホルダ	m3	0.110 0.110

工種	単位	新設部	摘要
表面処理	m2	5.4	チッピング
コンクリートはつり	WJ	m3	0.17
アンカーホルダ	φ61	m	12.87 12.04
無收縮モルタル	台座部	m3	0.103 0.338
	アンカーホルダ	m3	0.012 0.011
コンクリート	A1-5	m3	1.29 $\sigma_{ck}=30N/mm^2$
型わく	C	m2	2.28
鉄筋	A	t	0.274 SD345
エボキシ樹脂	kg	6.890	
鉄筋位置調査	m2	3.5	3.2

PB6 棟座改良工 内訳表

工種	単位	既設部	摘要

<tbl_r cells="4" ix="1" maxcspan="1

設計図面 附帯工・雑工 設計図 1/59 附帯工・雑工数量総括表

項目名称	単位	附帯工・雑工			合計	備考
		国道298号	外環本線	八条用水		
簡易舗装工	敷砂工 ($t = 3 \text{ cm}$)	m ²	627.1		627.1	再生砂 $t=3\text{cm}$
	切込碎石路盤工 ($t = 10 \text{ cm}$)	m ²	41.6		41.6	再生クラッシャーラン $t=10\text{cm}$
	加熱アスファルト表層工 ($t = 4 \text{ cm}$)	m ²	425.2		425.2	再生細粒度アスコン $t=4\text{cm}$
	加熱アスファルト表層工 ($t = 5 \text{ cm}$)	m ²	658.8		658.8	再生密粒度アスコン $t=5\text{cm}$
	加熱アスファルト基層工 ($t = 5 \text{ cm}$)	m ²	658.8		658.8	再生粗粒度アスコン $t=5\text{cm}$

交通規制工	路肩規制 I × 1	回	4	4	外環本線上の昼間規制
	車線規制 II × 1 × 0 (N)	回	94	94	外環本線上の夜間規制
交通保安要員	交通監視員 A	人・日	4	4	外環本線上の昼間規制
	交通監視員 A (N)	人・日	94	94	外環本線上の夜間規制
	交通誘導警備員 A (N)	人・日	150	150	一般国道(4、298号)及び側道の夜間規制
	交通誘導警備員 B	人・日	5,437	5,437	
	交通誘導警備員 B (N)	人・日	515	515	一般国道(4、298号)及び側道の夜間規制

矢板工	設置 A	枚	405	405	鋼矢板Ⅲ型 L=10.50m
	設置 B	枚		20	20 鋼矢板Ⅲ型 L=18.00m (継ぎ手1箇所/枚)
	存置 A 1	枚・月	693.6	693.6	リース材
	存置 A 2	枚・月	1,398.8	1,398.8	リース材
	存置 B	枚・月		34.0	34.0 リース材
	撤去 A	枚	405	405	
	撤去 B	枚		20	20

街路樹工	伐採 A	本	111	111	植樹(中木)
	伐採 B	m ²	3,706.3	3,706.3	植樹(低木)
	処分 A	m ³	127.0	127.0	植樹伐採材の処分費

項目名称	単位	附帯工・雑工			合計	備考
		国道298号	外環本線	八条用水		
簡易舗装工	切込碎石路盤工 ($t = 10 \text{ cm}$)	m ²	41.6		41.6	再生クラッシャーラン $t=10\text{cm}$
	加熱アスファルト表層工 ($t = 4 \text{ cm}$)	m ²	425.2		425.2	再生細粒度アスコン $t=4\text{cm}$
	加熱アスファルト表層工 ($t = 5 \text{ cm}$)	m ²	658.8		658.8	再生密粒度アスコン $t=5\text{cm}$
	加熱アスファルト基層工 ($t = 5 \text{ cm}$)	m ²	658.8		658.8	再生粗粒度アスコン $t=5\text{cm}$

交通規制工	路肩規制 I × 1	回	4	4	外環本線上の昼間規制
	車線規制 II × 1 × 0 (N)	回	110	110	外環本線上の夜間規制
交通保安要員	交通監視員 A	人・日	4	4	外環本線上の昼間規制
	交通監視員 A (N)	人・日	110	110	外環本線上の夜間規制
	交通誘導警備員 A (N)	人・日	150	150	一般国道(4、298号)及び側道の夜間規制
	交通誘導警備員 B	人・日	3,860	3,860	
	交通誘導警備員 B (N)	人・日	515	515	一般国道(4、298号)及び側道の夜間規制

矢板工	設置 A	枚	405	405	鋼矢板Ⅲ型 L=10.50m
	設置 B	枚		20	20 鋼矢板Ⅲ型 L=18.00m (継ぎ手1箇所/枚)
	存置 A 1	枚・月	693.6	693.6	リース材
	存置 A 2	枚・月	1,479.5	1,479.5	リース材
	存置 B	枚・月		34.0	34.0 リース材
	撤去 A	枚	405	405	
	撤去 B	枚		20	20

街路樹工	伐採 A	本	111	111	植樹(中木)
	伐採 B	m ²	3,706.3	3,706.3	植樹(低木)
	処分 A	m ³	75.4	75.4	植樹伐採材の処分費

誤

訂正箇所

正

設計図面 附帯工・雑工設計図 4/59 国道298号 地盤改良工計画図(その2)

数 量 表

項目	種 別	単位	数 量	備 考
矢板工	設置A	枚	405	
	存置 A 1	枚・月	693.6	
	存置 A 2	枚・月	1398.8	
	撤去 A	枚	405	

誤

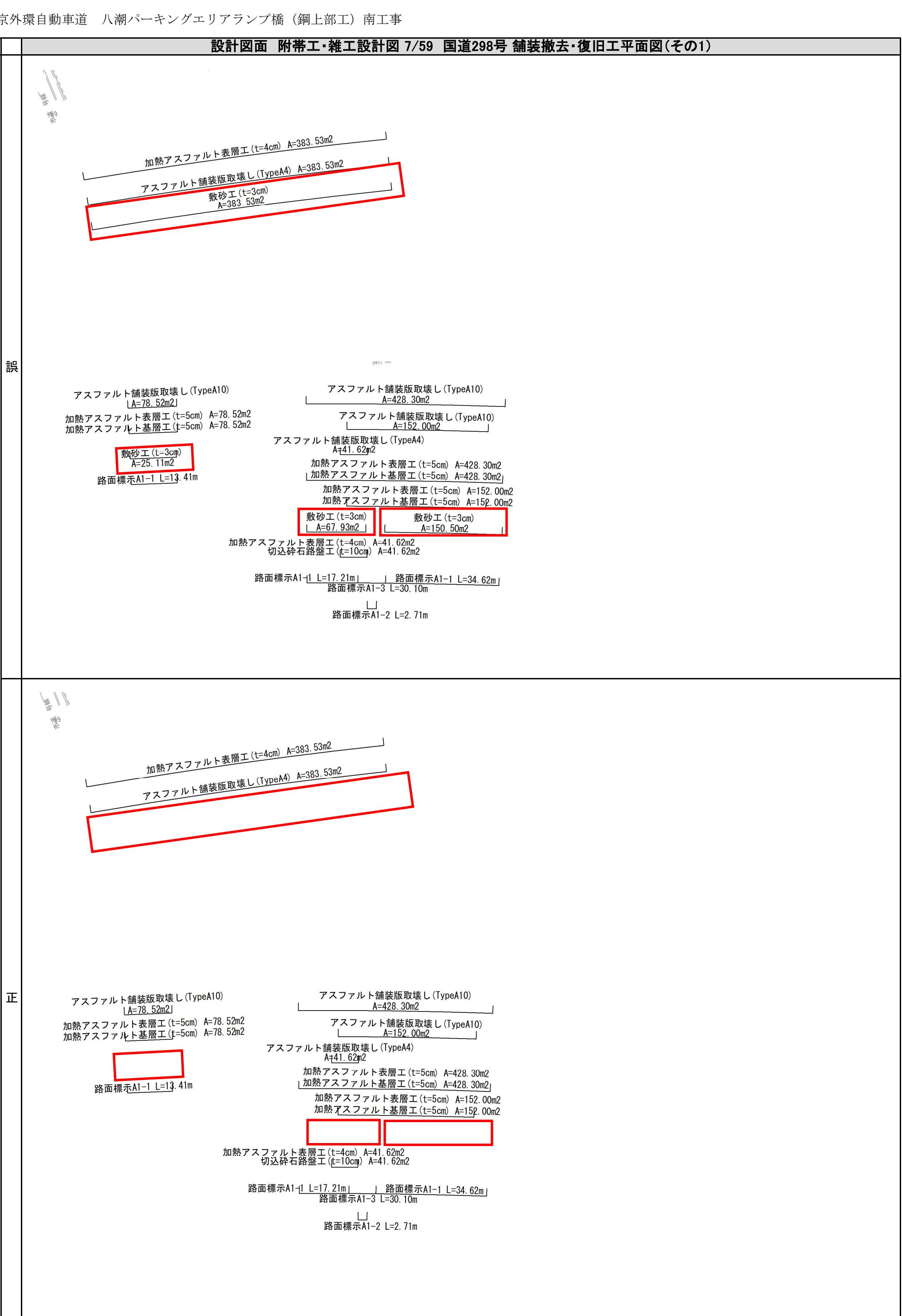
訂正箇所

数 量 表

項目	種 別	単位	数 量	備 考
矢板工	設置A	枚	405	
	存置 A 1	枚・月	693.6	
	存置 A 2	枚・月	1479.5	
	撤去 A	枚	405	

正

設計図面 附帯工・雑工設計図 7/59 国道298号 舗装撤去・復旧工平面図(その1)



設計図面 附帯工・雑工設計図 8/59 国道298号 舗装撤去・復旧工平面図(その2)

数 量 表

項目	種 別	単位	数 量	備 考
構造物等取壊し工	アスファルト舗装版取壊し (TypeA4)	m2	425.15	
	アスファルト舗装版取壊し (TypeA10)	m2	658.82	
簡易舗装工	加熱アスファルト表層工 (t=4cm)	m2	425.15	
	加熱アスファルト表層工 (t=5cm)	m2	658.82	
	加熱アスファルト基層工 (t=5cm)	m2	658.82	
	敷砂工 (t=3cm)	m2	627.07	
	切込碎石路盤工 (t=10cm)	m2	41.62	
路面標示工	路面標示A1-1	m	135.50	
	路面標示A1-2	m	2.71	
	路面標示A1-3	m	30.10	

誤

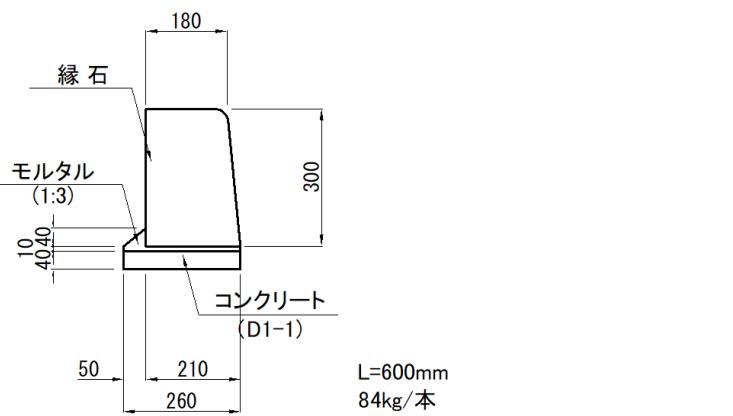
訂正箇所

数 量 表

項目	種 別	単位	数 量	備 考
構造物等取壊し工	アスファルト舗装版取壊し (TypeA4)	m2	425.15	
	アスファルト舗装版取壊し (TypeA10)	m2	658.82	
簡易舗装工	加熱アスファルト表層工 (t=4cm)	m2	425.15	
	加熱アスファルト表層工 (t=5cm)	m2	658.82	
	加熱アスファルト基層工 (t=5cm)	m2	658.82	
	切込碎石路盤工 (t=10cm)	m2	41.62	
路面標示工	路面標示A1-1	m	135.50	
	路面標示A1-2	m	2.71	
	路面標示A1-3	m	30.10	

正

歩車道境界ブロックA S=1:20



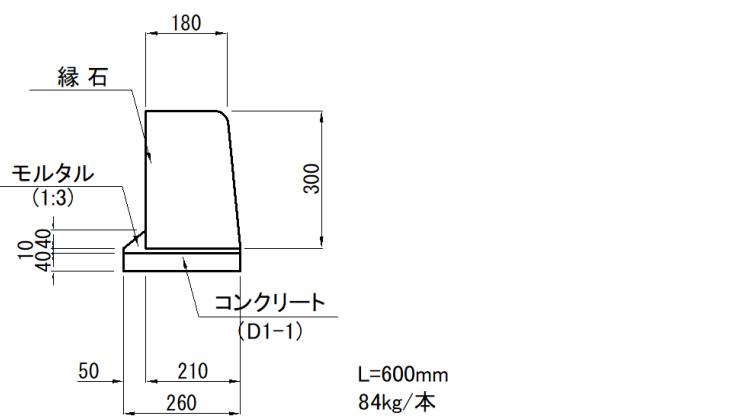
10m当たり

項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
縁石	L=0.60m	個	16.67	
モルタル	1 : 3	m3	0.04	
コンクリート	D1-1	m3	0.10	
型枠	D	m2	0.80	
掘削	土砂 I	m3	0.16	
埋戻し	流用土	m3	0.29	
搬入土	土砂B	m3	0.16	

誤

訂正箇所

歩車道境界ブロックA S=1:20



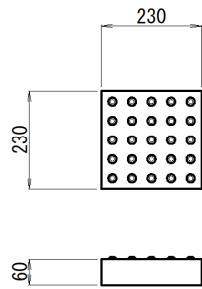
10m当たり

項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
縁石	L=0.60m	個	16.67	
モルタル	1 : 3	m3	0.04	
コンクリート	D1-1	m3	0.10	
型枠	D	m2	0.80	
掘削	土砂 I	m3	0.16	
埋戻し	流用土	m3	0.16	
搬入土	土砂B	m3	0.15	

正

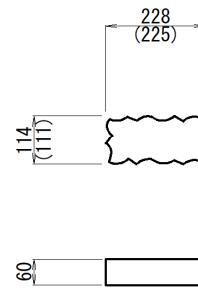
設計図面 附帯工・雑工設計図 21/59 国道298号 撤去・復旧構造物詳細図(その2)

点字ブロック S=1:20



本体
11.3kg/枚

インターロッキングブロック S=1:20



本体
3.4kg/個
※()内は実寸法を示す。

【撤去時】 1m²当たり

項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
本体	230*230*60	枚	18.90	資材置場

【復旧時】 1m²当たり

項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
本体	230*230*60	枚	18.90	

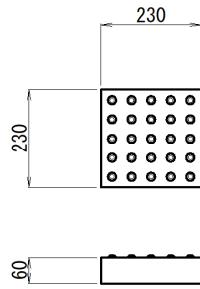
【撤去時】 1m²当たり

項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
本体	228*114*60	個	40	資材置場

【復旧時】 1m²当たり

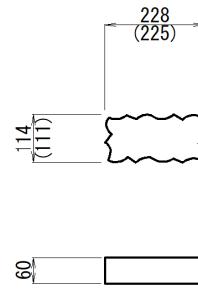
項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
本体	228*114*60	個	40	

点字ブロック S=1:20



本体
11.3kg/枚

インターロッキングブロック S=1:20



本体
3.4kg/個
※()内は実寸法を示す。

【撤去時】 1m²当たり

項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
本体	230*230*60	枚	18.90	資材置場

【復旧時】 1m²当たり

項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
本体	230*230*60	枚	18.90	
敷き砂	再生砂	m ³	0.03	t=3cm

【撤去時】 1m²当たり

項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
本体	228*114*60	個	40	資材置場

【復旧時】 1m²当たり

項目	規格・寸法	単位	数量	摘要
本体	228*114*60	個	40	
敷き砂	再生砂	m ³	0.03	t=3cm

設計図面 附帯工・雑工 設計図 48/59 工事用出入口 交通保安要員配置図(その1)

数量表

項目	単位	配置場所	配置時間	配置日数	数量	備考
交通誘導警備員B	人・日	①工事用出入口	9:00～17:00	407日	407人・日	
交通誘導警備員B	人・日	②工事用出入口	9:00～17:00	407日	407人・日	
交通誘導警備員B	人・日	③工事用出入口	9:00～17:00	357日	357人・日	
交通誘導警備員B	人・日	④工事用出入口	9:00～17:00	222日	222人・日	
交通誘導警備員B	人・日	⑤工事用出入口	9:00～17:00	222日	222人・日	

誤

訂正箇所

正

数量表

項目	単位	配置場所	配置時間	配置日数	数量	備考
交通誘導警備員B	人・日	①工事用出入口	9:00～17:00	281日	281人・日	
交通誘導警備員B	人・日	②工事用出入口	9:00～17:00	281日	281人・日	
交通誘導警備員B	人・日	③工事用出入口	9:00～17:00	246日	246人・日	
交通誘導警備員B	人・日	④工事用出入口	9:00～17:00	153日	153人・日	
交通誘導警備員B	人・日	⑤工事用出入口	9:00～17:00	153日	153人・日	

設計図面 附帯工・雑工 設計図 49/59 工事用出入口 交通保安要員配置図(その2)

数量表

項目	単位	配置場所	配置時間	配置日数	数量	備考
交通誘導警備員B	人・日	①工事用出入口	9:00～17:00	228日	228人・日	
交通誘導警備員B	人・日	②工事用出入口	9:00～17:00	76日	76人・日	
交通誘導警備員B	人・日	③工事用出入口	9:00～17:00	163日	163人・日	
交通誘導警備員B	人・日	④工事用出入口	9:00～17:00	256日	256人・日	
交通誘導警備員B	人・日	⑤工事用出入口	9:00～17:00	54日	54人・日	
交通誘導警備員B	人・日	⑥工事用出入口	9:00～17:00	157日	157人・日	

誤

訂正箇所

数量表

項目	単位	配置場所	配置時間	配置日数	数量	備考
交通誘導警備員B	人・日	①工事用出入口	9:00～17:00	160日	160人・日	
交通誘導警備員B	人・日	②工事用出入口	9:00～17:00	76日	76人・日	
交通誘導警備員B	人・日	③工事用出入口	9:00～17:00	116日	116人・日	
交通誘導警備員B	人・日	④工事用出入口	9:00～17:00	225日	225人・日	
交通誘導警備員B	人・日	⑤工事用出入口	9:00～17:00	54日	54人・日	
交通誘導警備員B	人・日	⑥工事用出入口	9:00～17:00	112日	112人・日	

正

設計図面 附帯工・雑工 設計図 50/59 工事用出入口 交通保安要員配置図(その3)

数 量 表

項目	単位	配置場所	配置時間	配置日数	数 量	備 考
交通誘導警備員B	人・日	①工事用出入口	9:00~17:00	292日	292人・日	
交通誘導警備員B	人・日	②工事用出入口	9:00~17:00	152日	152人・日	
交通誘導警備員B	人・日	③工事用出入口	9:00~17:00	1,005日	1,005人・日	
交通誘導警備員B	人・日	④工事用出入口	9:00~17:00	1,005日	1,005人・日	
交通誘導警備員B	人・日	⑤工事用出入口	9:00~17:00	434日	434人・日	

誤

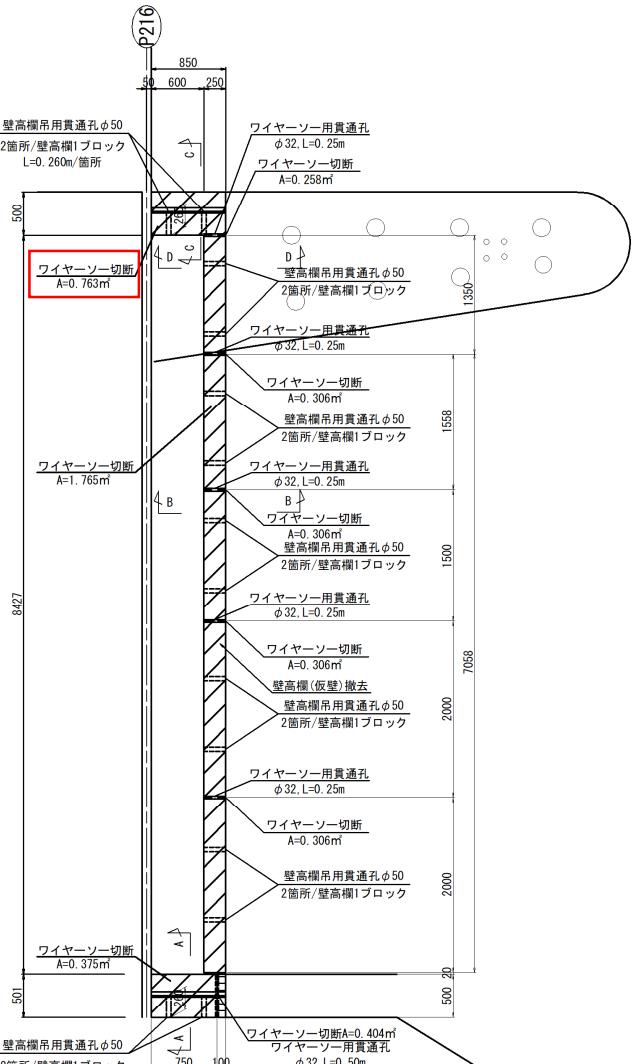
訂正箇所

正

数 量 表

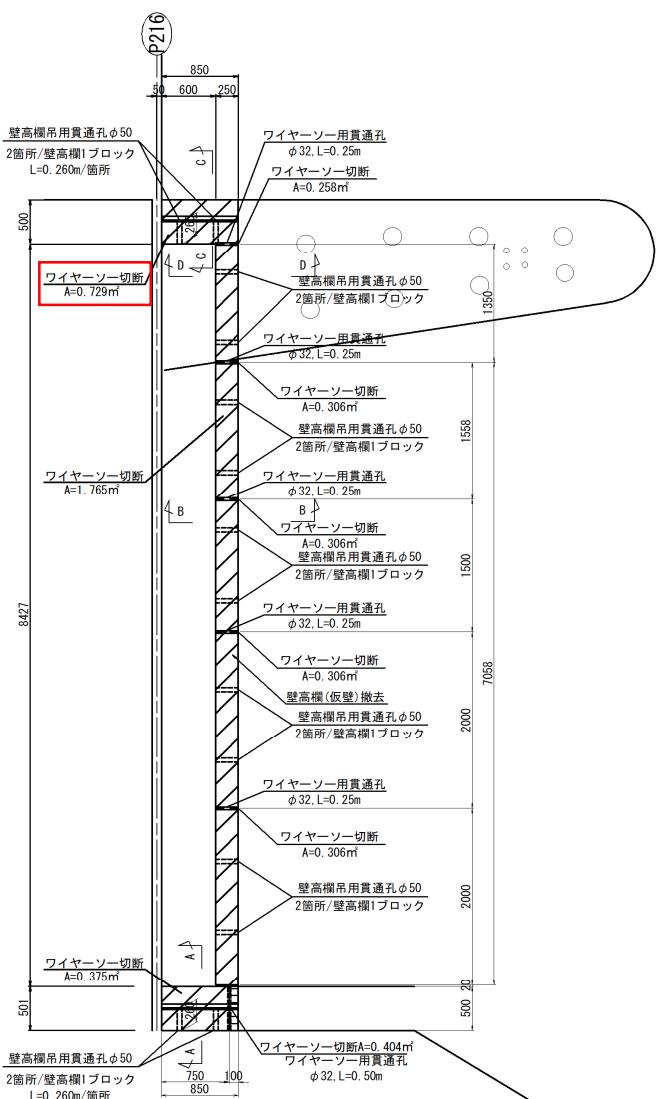
項目	単位	配置場所	配置時間	配置日数	数 量	備 考
交通誘導警備員B	人・日	①工事用出入口	9:00~17:00	211日	211人・日	
交通誘導警備員B	人・日	②工事用出入口	9:00~17:00	105日	105人・日	
交通誘導警備員B	人・日	③工事用出入口	9:00~17:00	693日	693人・日	
交通誘導警備員B	人・日	④工事用出入口	9:00~17:00	693日	693人・日	
交通誘導警備員B	人・日	⑤工事用出入口	9:00~17:00	300日	300人・日	

設計図面 附帯工・雑工 設計図 54/59 外環本線端部構造物取壊し図(その4)



作業内訳		単位	数量	摘要
コンクリート構造物取壊し		m3(t)	0.612 (1.53)	壁高欄(仮壁) (フロリダ形)
		m3(t)	0.036 (0.09)	壁高欄(仮壁) (フロリダ形・ウォータージェット)
		m3(t)	2.508 (6.27)	壁高欄(仮壁) (直壁形)
		m3(t)	2.278 (5.24)	床版
		m3(t)	0.270 (0.62)	床版 (ウォータージェット)
ワイヤーソー用貫通孔	m(箇所)	1,750 (6)	ø32mm	
ワイヤーソー切断	m2	2.902		水平
	m2	1.886		垂直
壁高欄吊用貫通孔	m(箇所)	3.540 (12)	ø50mm	

■ ワイヤーソーによる切断(水平)・撤去範囲
 ■ 既設壁高欄端部はつり範囲(ウォータージェット)
 - - - ワイヤーソー切断線(垂直)



作業内訳		単位	数量	摘要
コンクリート構造物取壊し		m3(t)	0.612 (1.53)	壁高欄(仮壁) (フロリダ形)
		m3(t)	0.036 (0.09)	壁高欄(仮壁) (フロリダ形・ウォータージェット)
		m3(t)	2.508 (6.27)	壁高欄(仮壁) (直壁形)
		m3(t)	2.278 (5.24)	床版
ワイヤーソー用貫通孔	m(箇所)	1,750 (6)	ø32mm	
ワイヤーソー切断	m2	2.869		水平
	m2	1.886		垂直
壁高欄吊用貫通孔	m(箇所)	3.540 (12)	ø50mm	

■ ワイヤーソーによる切断(水平)・撤去範囲
 ■ 既設壁高欄端部はつり範囲(ウォータージェット)
 - - - ワイヤーソー切断線(垂直)

設計図面 附帯工・雑工 設計図 56/59 外環本線 規制計画図(その2)

外環本線 規制計画図 (その2)

車線規制 I × 1 × 0

数量表

項目	単位	数量	配置場所	配置時間	配置人数	備考
交通規制工 車両規制 I × 1 × 0 (N)	回	94	-	-	-	1規制当り、交通監視員2人含む
交通保安要員 交通監視員A (N)	人・日	94	車両出入口 作業箇所	21:30～翌04:30	1人	

誤

訂正箇所

外環本線 規制計画図 (その2)

車線規制 II × 1 × 0

数量表

項目	単位	数量	配置場所	配置時間	配置人数	備考
交通規制工 車線規制 II × 1 × 0 (N)	回	110	-	-	-	1規制当り、交通監視員2人含む
交通保安要員 交通監視員A (N)	人・日	110	車両出入口 作業箇所	21:30～翌04:30	1人	

正

割掛対象表

<積算データ管理>

*** 割掛対象表 ***

割掛け項目	◎共通仮設費	工事用機械分解組立費	工事用機械分解組立費(萬)	工事用機械分解組立費(西)	仮設材運搬費	仮設材運搬費(西)	地質調査等費	現場溶接部検査費	現場溶接部検査費(萬)	現場溶接部検査費(西)	現場溶接部検査費(鋼製橋脚)	非破壊検査試験費	非破壊検査試験費(萬)	非破壊検査試験費(西)	有料道路料金費
割掛先契約項目															
支承															
E-13															
E-14															
検査路															
A(萬)															
落橋防止構造															
A-835(50)(萬)															
P(A)-835(50)(萬)															
構造物等取壊し工															○
コンクリート構造物取壊し(Type A)															○
交通規制工															○
路肩規制 I×1															○
車線規制 I×1×0(N)															○
二車線規制 II×1×0(西)(N)															
地盤改良工															
A															
B															
仮設防護柵工															○
連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N)							○								○
連続基礎ブロック付きガードレール設置B(N)															○

注) 変動・固定の部分… “固”は固定先割掛を示し、空白は変動的割掛を示す。

<積算データ管理>

*** 割掛け対象表 ***

割掛け項目	◎共通仮設費	工事用機械分解組立費	工事用機械分解組立費(萬)	工事用機械分解組立費(西)	仮設材運搬費	仮設材運搬費(西)	地質調査等費	現場溶接部検査費	現場溶接部検査費(萬)	現場溶接部検査費(西)	現場溶接部検査費(鋼製橋脚)	非破壊検査試験費	非破壊検査試験費(萬)	非破壊検査試験費(西)	有料道路料金費
割掛け先契約項目															
支承															
E-13															
E-14															
検査路															
A(萬)															
落橋防止構造															
A-835(50)(萬)															
P(A)-835(50)(萬)															○
構造物等取壊し工															○
コンクリート構造物取壊し(Type A)															○
交通規制工															○
路肩規制 I×1															○
車線規制 I×1×0(N)															○
二車線規制 II×1×0(西)(N)															
合成床版工						○									
C															
地盤改良工															
A															
B															
仮設防護柵工															○
連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N)							○								○

注) 変動・固定の部分… “固”は固定先割掛を示し、空白は変動的割掛を示す。

訂正箇所

正

割掛対象表

<積算データ管理>

*** 割掛対象表 ***

割掛け項目	有料道路料金費(西)	◎準備工事費	工事車両泥落し費	作業ヤード整備費(西)	◎仮設備工事費	足場工費	昇降足場費	昇降足場費(萬)	吊足場工費(標準型側面)(支承)	吊足場工費(標準型側面)(西)	吊足場工費(防護型側面)(西)	吊足場工費(防護型側面)(萬)	◎雑工事費	橋面養生費
	割掛け先契約項目	固	固	固	固	固	固	固	固	固	固	固	固	固
支承 E-13									○					
E-14									○					
検査路 A(萬)												○		
落橋防止構造 A-835(50)(萬)												○		
P(A)-835(50)(萬)												○		
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し(Typ e A)														
交通規制工 路肩規制 I×1														
車線規制 I×1×0(N)														
二車線規制 II×1×0(西)(N)	○													
地盤改良工 A					○									
B					○									
仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N)														
連続基礎ブロック付きガードレール設置B(N)														

注) 変動・固定の部分… “固”は固定先割掛を示し、空白は変動的割掛を示す。

<積算データ管理>

*** 割掛け対象表 ***

割掛け項目	有料道路料金費(西)	◎準備工事費	工事車両泥落し費	作業ヤード整備費(西)	◎仮設備工事費	足場工費	昇降足場費	昇降足場費(萬)	吊足場工費(標準型側面)(支承)	吊足場工費(標準型側面)(西)	吊足場工費(防護型側面)(西)	吊足場工費(防護型側面)(萬)	◎雑工事費	橋面養生費
	割掛け先契約項目	固	固	固	固	固	固	固	固	固	固	固	固	固
支承 E-13									○					
E-14									○					
検査路 A(萬)												○		
落橋防止構造 A-835(50)(萬)												○		
P(A)-835(50)(萬)												○		
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し(Typ e A)														
交通規制工 路肩規制 I×1														
車線規制 II×1×0(N)														
二車線規制 II×1×0(西)(N)	○													
合成床版工 C														
地盤改良工 A					○									
B					○									
仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N)														

注) 変動・固定の部分… “固”は固定先割掛けを示し、空白は変動的割掛けを示す。

誤

訂正箇所

正

割掛対象表

<積算データ管理>

*** 割掛対象表 ***

割掛け項目	橋面養生費(葛)	橋面養生費(西)	床版打継目型わく費	壁高欄目地板費										
					固	固	固	固						
割掛先契約項目														
支承														
E-13														
E-14														
検査路														
A(葛)														
落橋防止構造														
A-835(50)(葛)														
P(A)-835(50)(葛)														
構造物等取壊し工														
コンクリート構造物取壊し(Type A)														
交通規制工														
路肩規制 I×1														
車線規制 I×1×0(N)														
二車線規制 II×1×0(西)(N)														
地盤改良工														
A														
B														
仮設防護柵工														
連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N)														
連続基礎ブロック付きガードレール設置B(N)														

注) 変動・固定の部分… “固”は固定先割掛を示し、空白は変動的割掛を示す。

<積算データ管理>

*** 割掛け対象表 ***

割掛け項目	橋面養生費(葛)	橋面養生費(西)	床版打継目型わく費	壁高欄目地板費										
					固	固	固	固						
割掛け先契約項目														
支承														
E-13														
E-14														
検査路														
A(葛)														
落橋防止構造														
A-835(50)(葛)														
P(A)-835(50)(葛)														
構造物等取壊し工														
コンクリート構造物取壊し(Typ e A)														
交通規制工														
路肩規制 I×1														
車線規制 II×1×0(N)														
二車線規制 II×1×0(西)(N)														
合成床版工														
C														
地盤改良工														
A														
B														
仮設防護柵工														
連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N)														

注) 変動・固定の部分… “固”は固定先割掛けを示し、空白は変動的割掛けを示す。

誤

訂正箇所

正

東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋（鋼上部工）南工事

訂正箇所	正誤区分			
	誤		正	
【割掛対象表参考内訳書】				
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	
工事用機械分解組立費	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	基地から現場（往復）、運搬距離27.1km（片道） <ul style="list-style-type: none"> ・100t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-7台-7往復 現場内移動：1台-11回 計11回 ・160t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-5台-5往復 現場内移動：1台-5回 計5回 ・200t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-23台-23往復 現場内移動：1台-10回 計10回 ・360t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-6台-6往復 ・550t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-6台-6往復 ・800t クローラークレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型）-2台-2往復 ・1350t クローラークレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型）-1台-1往復 	—	
工事用機械分解組立費（葛）	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	基地から現場（往復）、運搬距離34.2km（片道） <ul style="list-style-type: none"> ・120t トラッククレーン - 2台-2往復 (上り線：1台1往復、下り線：1台1往復) ・100t トラッククレーン - 2台-2往復 (上り線：1台1往復、下り線：1台1往復) 	—	
工事用機械分解組立費（西）	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	基地から現場（往復）、運搬距離34.7km（片道） <ul style="list-style-type: none"> ・自走式多軸台車 - 2台-1往復 	—	
仮設材運搬費	仮設材等（仮橋、鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬距離 18.6km（片道） ・運搬距離 7.8km（片道） 	—	
仮設材運搬費（西）	仮設材等（仮橋、鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬距離 34.7km（片道） 	—	
地質調査等費	作業ヤード整備工における桁架設クレーン設置箇所の地耐力確認を行う費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・平板載荷試験 10箇所 	○	
現場溶接部検査費	鋼桁等の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・上部工 平均板厚 16.6mm 	—	
現場溶接部検査費（葛）	鋼桁等の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・上部工 平均板厚 8.0mm 	—	
現場溶接部検査費（西）	鋼桁等の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・上部工 平均板厚 23.0mm 	—	
【共通仮設費】				
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	
工事用機械分解組立費	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	基地から現場（往復）、運搬距離27.1km（片道） <ul style="list-style-type: none"> ・100t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-2台-2往復 現場内移動：1台-5回 計5回 ・160t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-5台-5往復 ・200t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-16台-16往復 現場内移動：1台-5回 計5回 ・360t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-5台-5往復 ・550t トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）-6台-6往復 現場内移動：1台-2回 計2回 ・800t クローラークレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型）-2台-2往復 ・1350t クローラークレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型）-1台-1往復 	—	
工事用機械分解組立費（葛）	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	基地から現場（往復）、運搬距離34.2km（片道） <ul style="list-style-type: none"> ・120t トラッククレーン 2台-2往復 (上り線：1台1往復、下り線：1台1往復) ・100t トラッククレーン 2台-2往復 (上り線：1台1往復、下り線：1台1往復) 	—	
工事用機械分解組立費（西）	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	基地から現場（往復）、運搬距離34.7km（片道） <ul style="list-style-type: none"> ・自走式多軸台車 2台-1往復 	—	
仮設材運搬費	仮設材等（仮橋、鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬距離 18.6km（片道） ・運搬距離 7.8km（片道） 	—	
仮設材運搬費（西）	仮設材等（仮橋、鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬距離 34.7km（片道） 	—	
地質調査等費	作業ヤード整備工における桁架設クレーン設置箇所の地耐力確認を行なう費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・平板載荷試験 10箇所 	○	
現場溶接部検査費	鋼桁等の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・上部工 平均板厚 15.7mm 	—	
現場溶接部検査費（葛）	鋼桁等の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・上部工 平均板厚 8.0mm 	—	
現場溶接部検査費（西）	鋼桁等の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・上部工 平均板厚 23.0mm 	—	

東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋（鋼上部工）南工事

訂正箇所	正誤区分																																																		
	誤	正																																																	
割掛対象表参考内訳書	<table border="1"> <tr> <td>現場溶接部検査費 (鋼製橋脚)</td><td>鋼製橋脚の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。</td><td>・鋼製橋脚 平均板厚 37.7mm</td><td>—</td></tr> <tr> <td>非破壊検査試験費</td><td>コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td><td>・壁高欄側面作業356箇所 ・床版面下向き作業112箇所 ・横桁巻立てコンクリート側面作業34箇所 ・鋼製橋脚根巻きコンクリート側面作業60箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>非破壊検査試験費 (葛)</td><td>コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td><td>・壁高欄側面作業 16箇所 ・床版面上向き作業 16箇所 ・床版面下向き作業 16箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>非破壊検査試験費 (西)</td><td>コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td><td>・壁高欄側面作業 26箇所 ・床版面下向き作業 5箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>有料道路料金費</td><td>交通規制工、構造物取壊し工、仮設防護柵工及び撤去工に必要となる有料道路通行料金費をいう。</td><td>草加IC～外環三郷西IC間 ・交通規制工 路肩規制 I × 1 4回 ・交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (N) 94回 ・構造物取壊し工 コンクリート構造物取壊し(TypeA) 24m³ ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N) 752m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置B(N) 200m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール撤去A(N) 952m ・撤去工 防護柵A 669m</td><td>—</td></tr> <tr> <td>有料道路料金費 (西)</td><td>交通規制工に必要となる有料道路通行料金費をいう。</td><td>鶴ヶ島IC～東松山IC間 ・交通規制工 二車線規制 II × 1 × 0 (N) 4回</td><td>—</td></tr> </table>	現場溶接部検査費 (鋼製橋脚)	鋼製橋脚の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	・鋼製橋脚 平均板厚 37.7mm	—	非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業356箇所 ・床版面下向き作業112箇所 ・横桁巻立てコンクリート側面作業34箇所 ・鋼製橋脚根巻きコンクリート側面作業60箇所	—	非破壊検査試験費 (葛)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業 16箇所 ・床版面上向き作業 16箇所 ・床版面下向き作業 16箇所	—	非破壊検査試験費 (西)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業 26箇所 ・床版面下向き作業 5箇所	—	有料道路料金費	交通規制工、構造物取壊し工、仮設防護柵工及び撤去工に必要となる有料道路通行料金費をいう。	草加IC～外環三郷西IC間 ・交通規制工 路肩規制 I × 1 4回 ・交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (N) 94回 ・構造物取壊し工 コンクリート構造物取壊し(TypeA) 24m ³ ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N) 752m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置B(N) 200m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール撤去A(N) 952m ・撤去工 防護柵A 669m	—	有料道路料金費 (西)	交通規制工に必要となる有料道路通行料金費をいう。	鶴ヶ島IC～東松山IC間 ・交通規制工 二車線規制 II × 1 × 0 (N) 4回	—	<table border="1"> <tr> <td>現場溶接部検査費 (鋼製橋脚)</td><td>鋼製橋脚の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。</td><td>・鋼製橋脚 平均板厚 42.5mm</td><td>—</td></tr> <tr> <td>非破壊検査試験費</td><td>コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td><td>・壁高欄側面作業356箇所 ・床版面下向き作業112箇所 ・横桁巻立てコンクリート側面作業34箇所 ・鋼製橋脚根巻きコンクリート側面作業60箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>非破壊検査試験費 (葛)</td><td>コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td><td>・壁高欄側面作業 16箇所 ・床版面上向き作業 16箇所 ・床版面下向き作業 16箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>非破壊検査試験費 (西)</td><td>コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。</td><td>・壁高欄側面作業 26箇所 ・床版面下向き作業 5箇所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>有料道路料金費</td><td>交通規制工、構造物取壊し工、仮設防護柵工及び撤去工に必要となる有料道路通行料金費をいう。</td><td>草加IC～外環三郷西IC間 ・交通規制工 路肩規制 I × 1 4回 ・交通規制工 車線規制 II × 1 × 0 (N) 110回 ・構造物取壊し工 コンクリート構造物取壊し(TypeA) 24m³ ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N) 200m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置B(N) 752m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール撤去A(N) 952m ・撤去工 防護柵A 669m ・外環本線交差部吊足場撤去</td><td>—</td></tr> <tr> <td>有料道路料金費 (西)</td><td>交通規制工に必要となる有料道路通行料金費をいう。</td><td>鶴ヶ島IC～東松山IC間 ・交通規制工 二車線規制 II × 1 × 0 (N) 4回</td><td>—</td></tr> </table>	現場溶接部検査費 (鋼製橋脚)	鋼製橋脚の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	・鋼製橋脚 平均板厚 42.5mm	—	非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業356箇所 ・床版面下向き作業112箇所 ・横桁巻立てコンクリート側面作業34箇所 ・鋼製橋脚根巻きコンクリート側面作業60箇所	—	非破壊検査試験費 (葛)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業 16箇所 ・床版面上向き作業 16箇所 ・床版面下向き作業 16箇所	—	非破壊検査試験費 (西)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業 26箇所 ・床版面下向き作業 5箇所	—	有料道路料金費	交通規制工、構造物取壊し工、仮設防護柵工及び撤去工に必要となる有料道路通行料金費をいう。	草加IC～外環三郷西IC間 ・交通規制工 路肩規制 I × 1 4回 ・交通規制工 車線規制 II × 1 × 0 (N) 110回 ・構造物取壊し工 コンクリート構造物取壊し(TypeA) 24m ³ ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N) 200m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置B(N) 752m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール撤去A(N) 952m ・撤去工 防護柵A 669m ・外環本線交差部吊足場撤去	—	有料道路料金費 (西)	交通規制工に必要となる有料道路通行料金費をいう。	鶴ヶ島IC～東松山IC間 ・交通規制工 二車線規制 II × 1 × 0 (N) 4回	—	
現場溶接部検査費 (鋼製橋脚)	鋼製橋脚の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	・鋼製橋脚 平均板厚 37.7mm	—																																																
非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業356箇所 ・床版面下向き作業112箇所 ・横桁巻立てコンクリート側面作業34箇所 ・鋼製橋脚根巻きコンクリート側面作業60箇所	—																																																
非破壊検査試験費 (葛)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業 16箇所 ・床版面上向き作業 16箇所 ・床版面下向き作業 16箇所	—																																																
非破壊検査試験費 (西)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業 26箇所 ・床版面下向き作業 5箇所	—																																																
有料道路料金費	交通規制工、構造物取壊し工、仮設防護柵工及び撤去工に必要となる有料道路通行料金費をいう。	草加IC～外環三郷西IC間 ・交通規制工 路肩規制 I × 1 4回 ・交通規制工 車線規制 I × 1 × 0 (N) 94回 ・構造物取壊し工 コンクリート構造物取壊し(TypeA) 24m ³ ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N) 752m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置B(N) 200m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール撤去A(N) 952m ・撤去工 防護柵A 669m	—																																																
有料道路料金費 (西)	交通規制工に必要となる有料道路通行料金費をいう。	鶴ヶ島IC～東松山IC間 ・交通規制工 二車線規制 II × 1 × 0 (N) 4回	—																																																
現場溶接部検査費 (鋼製橋脚)	鋼製橋脚の現場溶接部非破壊検査に超音波探傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波探傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	・鋼製橋脚 平均板厚 42.5mm	—																																																
非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業356箇所 ・床版面下向き作業112箇所 ・横桁巻立てコンクリート側面作業34箇所 ・鋼製橋脚根巻きコンクリート側面作業60箇所	—																																																
非破壊検査試験費 (葛)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業 16箇所 ・床版面上向き作業 16箇所 ・床版面下向き作業 16箇所	—																																																
非破壊検査試験費 (西)	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	・壁高欄側面作業 26箇所 ・床版面下向き作業 5箇所	—																																																
有料道路料金費	交通規制工、構造物取壊し工、仮設防護柵工及び撤去工に必要となる有料道路通行料金費をいう。	草加IC～外環三郷西IC間 ・交通規制工 路肩規制 I × 1 4回 ・交通規制工 車線規制 II × 1 × 0 (N) 110回 ・構造物取壊し工 コンクリート構造物取壊し(TypeA) 24m ³ ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置A(N) 200m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール設置B(N) 752m ・仮設防護柵工 連続基礎ブロック付きガードレール撤去A(N) 952m ・撤去工 防護柵A 669m ・外環本線交差部吊足場撤去	—																																																
有料道路料金費 (西)	交通規制工に必要となる有料道路通行料金費をいう。	鶴ヶ島IC～東松山IC間 ・交通規制工 二車線規制 II × 1 × 0 (N) 4回	—																																																
【準備工事費】	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）																																																
	工事車両泥落し費	資機材搬入等による既設道路への泥土持ち出し防止のため、普通作業員による水洗い等による車両の泥落し及び周辺の清掃等に要する費用をいう。	【Bランプ 第2橋】 ・工事用進入路出入口 普通作業員－40人・日																																																
	作業ヤード整備費 (西)	桁製作・地組及び部材仮置・ヤードの整備のために要する費用をいう。	敷鉄板 (t = 22mm) の設置及び撤去 2090.3m ²																																																
			○																																																
【準備工事費】	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）																																																
	工事車両泥落し費	資機材搬入等による既設道路への泥土持ち出し防止のため、普通作業員による水洗い等による車両の泥落し及び周辺の清掃等に要する費用をいう。	【Bランプ 第2橋】 ・工事用進入路出入口 普通作業員－40人・日																																																
	作業ヤード整備費 (西)	桁製作・地組及び部材仮置・ヤードの整備のために要する費用をいう。	敷鉄板 (t = 22mm) の設置及び撤去 2090.3m ²																																																
			○																																																

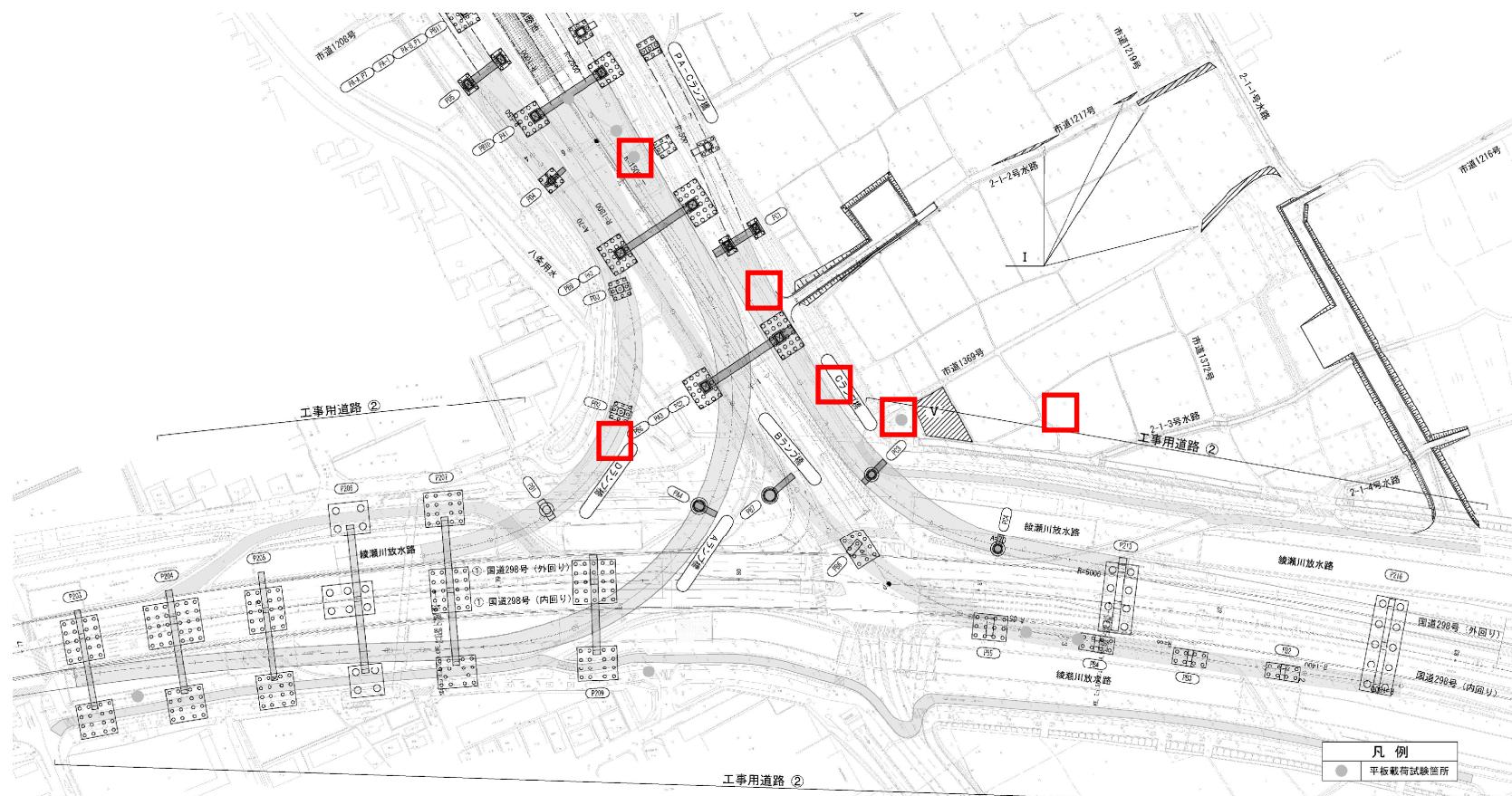
東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋（鋼上部工）南工事

訂正箇所	正誤区分			
	誤		正	
【仮設備工事費】				
割掛対象表参考内訳書	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面
	足場工費	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	手摺先行足場 9353.9空m3 ・10m未満 2871.5空m3 ・10m～20m未満 3634.5空m3 ・20m～31m未満 2847.9空m3	—
	昇降足場費	橋梁の吊足場への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	・Aランプ 第1橋 PA1～PA4 10m～20m未満 12.7空m3 必要期間 7.5ヶ月 ・Aランプ 第1橋 PA4～P207 10m～20m未満 17.5空m3 必要期間 3.5ヶ月 ・Aランプ 第2橋 P207～P203 10m未満 10.0空m3 必要期間 5.0ヶ月 ・Bランプ 第1橋 P216～PB4 10m～20m未満 12.2空m3 必要期間 2.0ヶ月 ・Bランプ 第2橋 PB4～PB8 10m～20m未満 18.0空m3 必要期間 3.0ヶ月 ・Bランプ 第3橋 PB8～PB10 10m～20m未満 18.0空m3 必要期間 5.0ヶ月 ・Cランプ 橋 PC1～P213 10m未満 7.7空m3 必要期間 8.0ヶ月 ・Dランプ 橋 PD1～P207 10m未満 9.6空m3 必要期間 1.5ヶ月 ・Dランプ 橋 PD1～PD5 10m未満 8.9空m3 必要期間 7.5ヶ月 ・P203橋脚 10m未満 9.4空m3 必要期間 2.0ヶ月 ・P204橋脚 10m未満 9.8空m3 必要期間 2.5ヶ月 ・P205橋脚 10m未満 11.8空m3 必要期間 2.5ヶ月 ・P206橋脚 10m未満 9.8空m3 必要期間 1.5ヶ月 ・P207橋脚 10m未満 9.7空m3 必要期間 1.5ヶ月 ・P209橋脚 10m～20m未満 20.54空m3 必要期間 2.0ヶ月	—
	昇降足場費（葛）	橋梁の吊足場への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	・葛川避溢橋 上り線 P6～P7 6.5空m3 必要期間：7.5ヶ月 ・葛川避溢橋 下り線 P5～P6 6.5空m3 必要期間：7.0ヶ月	—
	昇降足場費（支承）	支承据付時に必要な昇降足場に要する費用をいう。	・PA1橋脚（右柱）20m以上 20.9空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・PA1橋脚（左柱）10m～20m未満 15.0空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PA2橋脚（右柱）10m～20m未満 22.1空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PA2橋脚（左柱）10m未満 11.4空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PA3橋脚（右柱）20m以上 28.9空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・PA3橋脚（中）10m～20m未満 13.7空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PA3橋脚（左柱）10m未満 8.6空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PA4橋脚 10m～20m未満 18.7空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・P203橋脚 10m未満 9.2空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・P204橋脚 10m未満 9.7空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・P205橋脚 10m未満 11.8空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・P206橋脚 10m～20m未満 14.0空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・P207橋脚 10m～20m未満 16.9空m3 必要期間 0.2ヶ月 (A1ランプ+A2ランプ) ・P207橋脚 10m未満 9.5空m3 必要期間 0.2ヶ月 (Dランプ) ・P209橋脚 10m～20m未満 20.5空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・P213橋脚 10m～20m未満 12.6空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・P216橋脚 10m～20m未満 11.3空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PB2橋脚 10m～20m未満 18.7空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・PB3橋脚 10m～20m未満 13.3空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・PB4橋脚 10m～20m未満 15.0空m3 必要期間 0.2ヶ月 (B1ランプ) ・PB4橋脚 10m～20m未満 17.9空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・PB5橋脚 10m～20m未満 17.9空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・PB6橋脚 10m～20m未満 24.0空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・PB7橋脚 20m以上 24.0空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・PC1橋脚 20m以上 28.2空m3 必要期間 0.1ヶ月 ・PC3橋脚 10m未満 9.8空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PC4橋脚 10m未満 10.6空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PD1橋脚 10m未満 9.7空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PD2橋脚 10m未満 8.9空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PD3橋脚 10m未満 8.6空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PD4橋脚 10m未満 9.1空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PD5橋脚 10m未満 9.0空m3 必要期間 0.2ヶ月	—
	【仮設備工事費】	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）
	足場工費	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	手摺先行足場 9353.9空m3 ・10m未満 2871.5空m3 ・10m～20m未満 3634.5空m3 ・20m～31m未満 2847.9空m3	—
	昇降足場費	橋梁の吊足場への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	・Aランプ 第1橋 PA1～PA4 10m～20m未満 96.3空m3 必要期間 8.0ヶ月 ・Aランプ 第1橋 PA4～P207 10m～20m未満 61.8空m3 必要期間 3.5ヶ月 ・Aランプ 第2橋 P207～P203 10m未満 97.2空m3 必要期間 5.0ヶ月 ・Bランプ 第1橋 P216～PB4 10m～20m未満 113.6空m3 必要期間 2.0ヶ月 ・Bランプ 第2橋 PB4 10m～20m未満 67.4空m3 必要期間 3.5ヶ月 PB8 20m～30m未満 101.5空m3 必要期間 3.5ヶ月 ・Bランプ 第3橋 PB8 20m～30m未満 101.5空m3 PB10 10m～20m未満 69.1空m3 必要期間 5.5ヶ月 ・Cランプ 橋 PC1～P213 10m未満 73.9空m3 必要期間 8.5ヶ月 ・Dランプ 橋 P207～PD1 10m未満 40.2空m3 PD1～PD5 10m未満 36.7空m3 必要期間 1.5ヶ月 必要期間 8.0ヶ月 ・P203橋脚 10m未満 33.3空m3 必要期間 2.0ヶ月 ・P204橋脚 10m未満 35.4空m3 必要期間 2.5ヶ月 ・P205橋脚 10m未満 42.3空m3 必要期間 2.5ヶ月 ・P206橋脚 10m未満 35.4空m3 必要期間 2.5ヶ月 ・P207橋脚 10m未満 35.0空m3 必要期間 2.5ヶ月 ・P209橋脚 10m～20m未満 13.9空m3 必要期間 0.5ヶ月	—
	昇降足場費（葛）	橋梁の吊足場への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	・葛川避溢橋 上り線 P6～P7 6.5空m3 必要期間：7.5ヶ月 ・葛川避溢橋 下り線 P5～P6 6.5空m3 必要期間：7.0ヶ月	—
	昇降足場費（支承）	支承据付時に必要な昇降足場に要する費用をいう。	・PA1橋脚（右柱）10m～20m未満 75.2空m3 必要期間 0.8ヶ月 ・PA1橋脚（左柱）10m～20m未満 54.0空m3 必要期間 0.6ヶ月 ・PA2橋脚（右柱）10m～20m未満 79.5空m3 必要期間 0.7ヶ月 ・PA2橋脚（左柱）10m未満 41.5空m3 必要期間 1.1ヶ月 ・PA3橋脚（右柱）20m以上 104.1空m3 必要期間 0.6ヶ月 ・PA3橋脚（中）10m～20m未満 59.2空m3 必要期間 1.1ヶ月 ・PA3橋脚（左柱）10m未満 32.4空m3 必要期間 1.6ヶ月 ・PA4橋脚 10m～20m未満 68.7空m3 必要期間 1.1ヶ月 ・P203橋脚 10m未満 33.3空m3 必要期間 0.4ヶ月 ・P204橋脚 10m未満 35.0空m3 必要期間 0.5ヶ月 ・P205橋脚 10m～20m未満 42.3空m3 必要期間 0.5ヶ月 ・P206橋脚 10m～20m未満 50.5空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・P207橋脚 10m未満 35.0空m3 必要期間 0.7ヶ月 (A1ランプ+A2ランプ) ・P207橋脚 10m未満 34.1空m3 必要期間 0.2ヶ月 (Dランプ) ・P209橋脚 10m～20m未満 73.9空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・P213橋脚 10m～20m未満 73.9空m3 必要期間 0.3ヶ月 ・P216橋脚 10m未満 40.6空m3 必要期間 0.3ヶ月 ・PB2橋脚 10m～20m未満 67.4空m3 必要期間 0.3ヶ月 ・PB3橋脚 10m～20m未満 48.0空m3 必要期間 0.3ヶ月 ・PB4橋脚 10m～20m未満 64.4空m3 必要期間 0.8ヶ月 (B1ランプ+B2ランプ) ・PB5橋脚 10m～20m未満 64.4空m3 必要期間 1.5ヶ月 ・PB6橋脚 20m以上 86.4空m3 必要期間 1.5ヶ月 ・PB7橋脚 20m以上 97.6空m3 必要期間 0.3ヶ月 ・PC1橋脚 10m未満 28.9空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PC3橋脚 10m未満 37.4空m3 必要期間 1.1ヶ月 ・PC4橋脚 10m未満 39.3空m3 必要期間 1.1ヶ月 ・PD1橋脚 10m未満 35.0空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PD2橋脚 10m未満 32.0空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PD3橋脚 10m未満 31.1空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PD4橋脚 10m未満 32.8空m3 必要期間 0.2ヶ月 ・PD5橋脚 10m未満 32.4空m3 必要期間 0.2ヶ月	—

東京外環自動車道 八潮パーキングエリアランプ橋（鋼上部工）南工事

訂正箇所	正誤区分					
	誤			正		
割掛対象表参考内訳書	<p>吊足場工費 (標準型側面)</p> <p>橋梁の施工に必要な 主体足場及び標準型 側面（側面足場に防 護が無い構造）の吊 足場工要する費用を いう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aランプ 第1橋 PA1～PA4 1873.6m² 必要期間： 7.5ヶ月 ・ Bランプ 第3橋 PB8～PB10 1546.9m² 必要期間： 5.0ヶ月 ・ Cランプ 橋 PC1～P213 589.4m² 必要期間： 8.0ヶ月 ・ Dランプ 橋 PD1～PD5 1287.6m² 必要期間： 7.5ヶ月 				○	
	<p>吊足場工費 (防護型側面)</p> <p>橋梁の施工に必要な 主体足場及び防護型 側面（側面足場に防 護がある構造）の吊 足場工要する費用を いう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aランプ 第1橋 PA1～PA4 851.4m² 必要期間： 7.5ヶ月 ・ Aランプ 第1橋 PA4～P207 582.8m² 必要期間： 3.5ヶ月 ・ Aランプ 第2橋 P207～P203 1164.7m² 必要期間： 5.0ヶ月 ・ Bランプ 第1橋 P203～PB4 894.2m² 必要期間： 2.0ヶ月 ・ Bランプ 第2橋 PB4～PB8 1635.7m² 必要期間： 3.0ヶ月 ・ Cランプ 橋 PC1～P213 1879.3m² 必要期間： 8.0ヶ月 ・ Dランプ 橋 P203～PD1 429.1m² 必要期間： 1.5ヶ月 ・ Dランプ 橋 PD1～PD5 1016.3m² 必要期間： 7.5ヶ月 ・ P203橋脚 32.7m² 必要期間： 2.0ヶ月 ・ P204橋脚 41.9m² 必要期間： 2.5ヶ月 ・ P205橋脚 37.8m² 必要期間： 2.5ヶ月 ・ P206橋脚 36.7m² 必要期間： 1.5ヶ月 ・ P207橋脚 35.4m² 必要期間： 1.5ヶ月 ・ P209橋脚 34.6m² 必要期間： 2.0ヶ月 <p>主体足場及び側面足場にシート張防護含む</p>				○	
	<p>吊足場工費 (防護型側面) (葛)</p> <p>橋梁の施工に必要な 主体足場及び防護型 側面（側面足場に防 護がある構造）の吊 足場工要する費用を いう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葛川避溢橋 上り線 P6～P7 1次足場： 77.2m² 必要期間： 1.5ヶ月 2次足場： 647.5m² 必要期間： 6.0ヶ月 ・ 葛川避溢橋 下り線 P5～P6 1次足場： 77.2m² 必要期間： 1.0ヶ月 2次足場： 647.5m² 必要期間： 6.0ヶ月 <p>主体足場及び側面足場にシート張防護含む</p>				○	
	<p>吊足場工費 (標準型側面) (西)</p> <p>橋梁の施工に必要な 主体足場及び防護型 側面（側面足場に防 護が無い構造）の吊 足場工要する費用を いう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西脇橋 : 214.0m² 必要期間： 2.0ヶ月 				○	
【雑工事費】						
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）			図面	
橋面養生費	床版コンクリートの 打設後のコンクリー トの養生に要する費 用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aランプ 第1橋 3,783.9m² ・ Aランプ 第2橋 1,164.7m² ・ Bランプ 第3橋 1,546.9m² ・ Cランプ 橋 2,468.7m² ・ Dランプ 橋 2,733.0m² 			—	
橋面養生費 (葛)	床版コンクリートの 打設後のコンクリー トの養生に要する費 用をいう。	<p>橋面養生-307.2m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葛川避溢橋 上り線 P6～P7 153.6m² ・ 葛川避溢橋 下り線 P5～P6 153.6m² 			—	
橋面養生費 (西)	床版コンクリートの 打設後のコンクリー トの養生に要する費 用をいう。	<p>橋面養生-214.0m² (A1～A2)</p>			—	
床版打継目型わく費	床版コンクリート打 継目の型わくに要す る費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aランプ 第1橋 34.8m² ・ Aランプ 第2橋 19.6m² ・ Bランプ 第3橋 22.4m² ・ Cランプ 橋 31.9m² ・ Dランプ 橋 39.4m² 			—	
壁高欄目地板費	壁高欄の縁切りを行 うために設ける目地 板に要する費用をい う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aランプ 第1橋 1.2m² t=1cm ・ Aランプ 第2橋 0.9m² t=1cm ・ Bランプ 第1橋 0.6m² t=1cm ・ Bランプ 第2橋 0.9m² t=1cm ・ Bランプ 第3橋 0.3m² t=1cm ・ Cランプ 橋 0.9m² t=1cm ・ Dランプ 橋 1.2m² t=1cm 			—	
【雑工事費】						
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）			図面	
橋面養生費	床版コンクリートの 打設後のコンクリー トの養生に要する費 用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aランプ 第1橋 3,783.9m² ・ Aランプ 第2橋 1,164.7m² ・ Bランプ 第3橋 1,546.9m² ・ Cランプ 橋 2,468.7m² ・ Dランプ 橋 2,733.0m² 			—	
橋面養生費 (葛)	床版コンクリートの 打設後のコンクリー トの養生に要する費 用をいう。	<p>橋面養生-307.2m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葛川避溢橋 上り線 P6～P7 153.6m² ・ 葛川避溢橋 下り線 P5～P6 153.6m² 			—	
橋面養生費 (西)	床版コンクリートの 打設後のコンクリー トの養生に要する費 用をいう。	<p>橋面養生-214.0m² (A1～A2)</p>			—	
床版打継目型わく費	床版コンクリート打 継目の型わくに要す る費用をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aランプ 第1橋 34.8m² ・ Aランプ 第2橋 19.6m² ・ Bランプ 第3橋 22.4m² ・ Cランプ 橋 31.9m² ・ Dランプ 橋 39.4m² 			—	
壁高欄目地板費	壁高欄の縁切りを行 うために設ける目地 板に要する費用をい う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aランプ 第1橋 1.2m² t=1cm ・ Aランプ 第2橋 0.9m² t=1cm ・ Bランプ 第1橋 0.6m² t=1cm ・ Bランプ 第2橋 0.9m² t=1cm ・ Bランプ 第3橋 0.3m² t=1cm ・ Cランプ 橋 0.9m² t=1cm ・ Dランプ 橋 1.2m² t=1cm 			—	

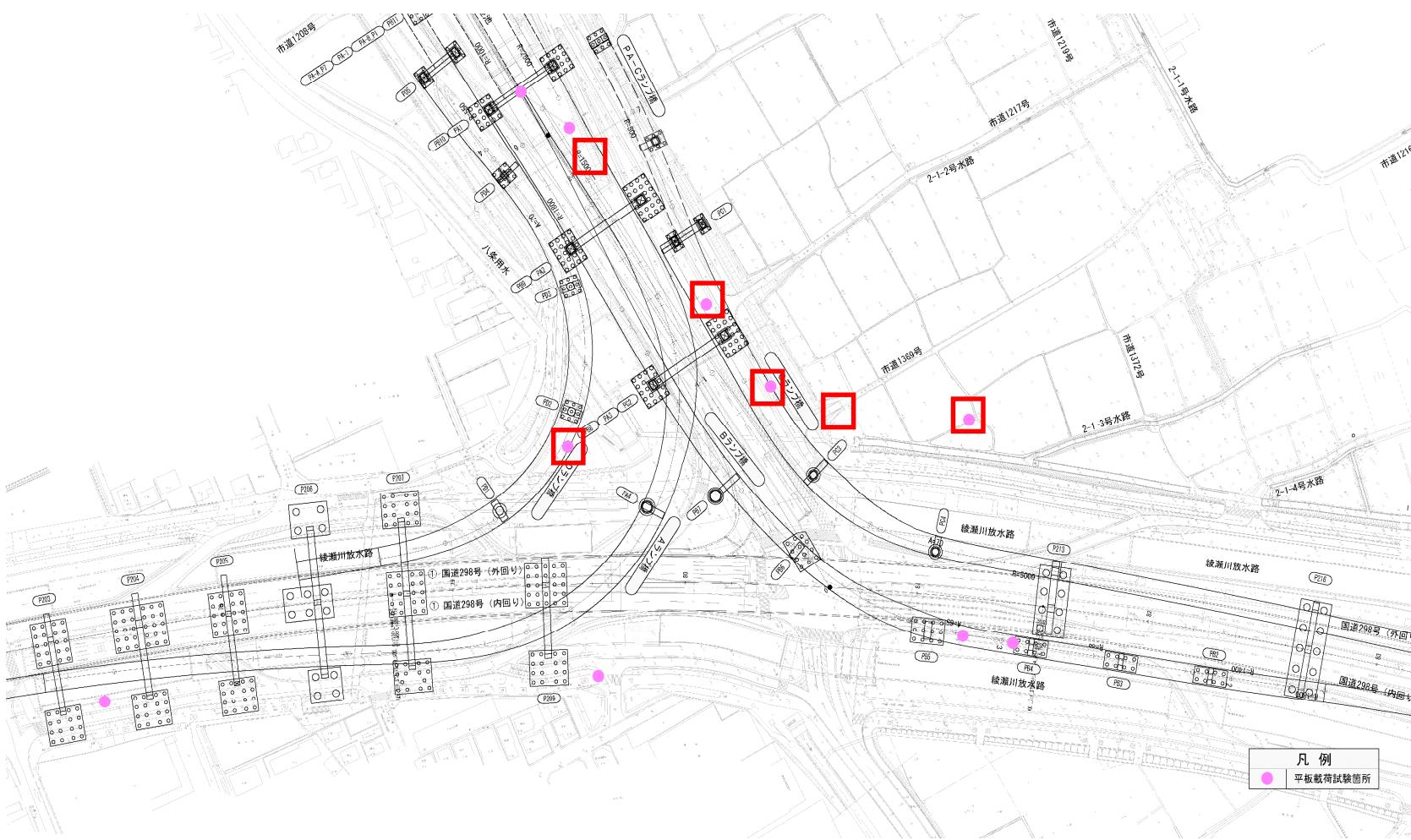
割掛参考図 平板載荷試験位置図



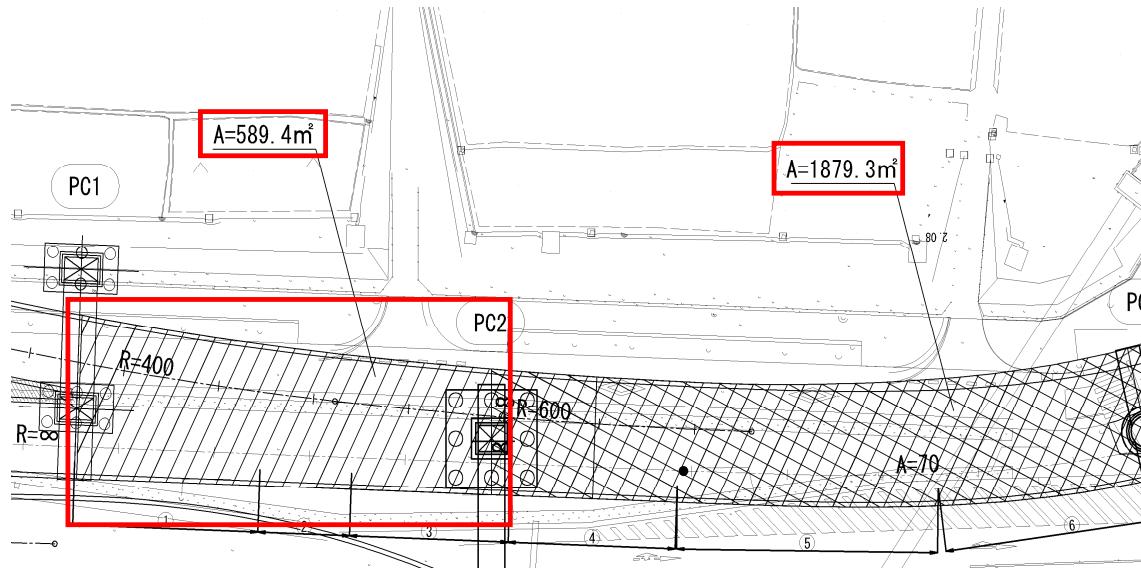
記

訂正箇所

正



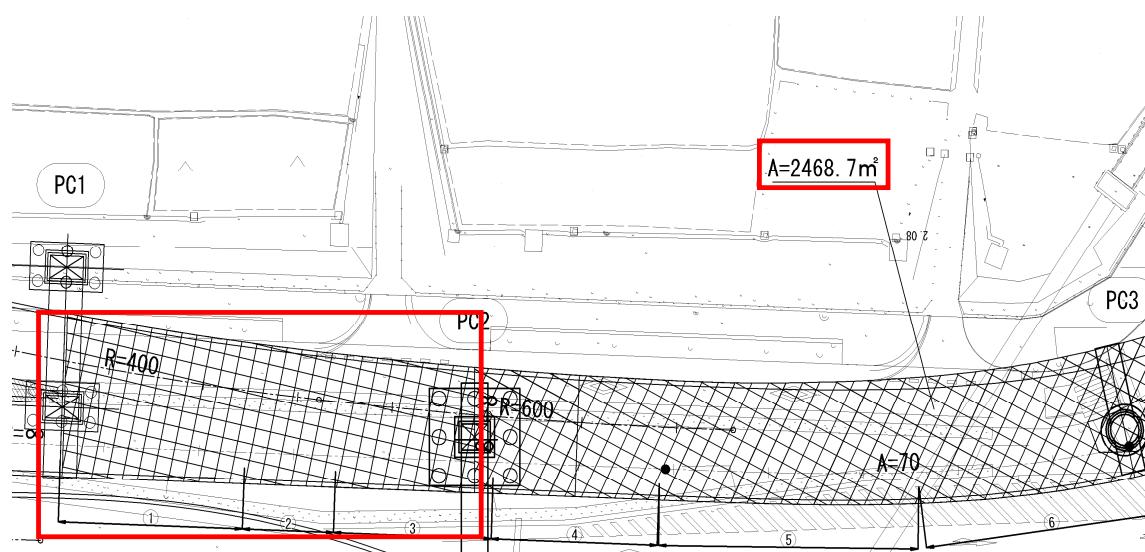
割掛参考図 Cランプ 上部工吊足場平面図

鋼橋足場工 数量表 (単位:m²)

Cランプ	
標準型側面	589.4
防護型側面	1879.3
合 計	2468.7

誤

訂正箇所

鋼橋足場工 数量表 (単位:m²)

Cランプ	
標準型側面	-
防護型側面	2468.7
合 計	2468.7

正